

養老保険



ご契約のしおり・約款

普通養老保険 | 特別養老保険

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。



かんぽ生命

お客さまとともに未来を見つめて
「最も身近で、最も信頼される保険会

当社(かんぽ生命)は、日本郵政グループの保険会社です。

当社の経営理念である「お客さまとともに未来を見つめて

『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」のもと、

大正5年に創設された「簡易生命保険」の

「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という

「社会的使命」(伝統)を受け継ぎつつ、

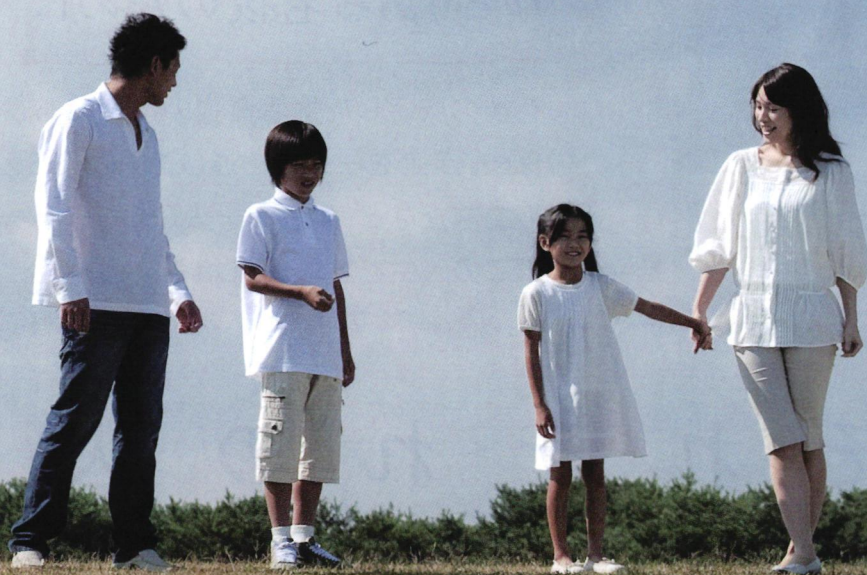
日本郵政グループの1つである、郵便局(郵便局株式会社)と連携をし、

常にお客さまの立場に立って、

分かりやすく利用しやすい商品・サービスの提供に努めてまいります。

引き続きご支援・ご愛顧のほど、よろしく申し上げます。

社」を目指します。



あなたの人生に、さまざまな安

ライフプランの描き方は、人それぞれ。そしてライフステージごとで「必要なこと」
万が一のとき、病気やケガによる入院、将来の夢に向けての資金づくりや老後の暮
かんぽ生命は、お客さまのリスクを支え、夢の実現を強力にバックアップします。



未来への資金準備と万が一の保障に

万が一のときの保障と満期のときの楽しみを兼ね備える養老
保険。無事に満期を迎えたときには満期保険金をお受け取り
になれるので、将来に向けた計画的な資産づくりの手段とし
ても役立てられます。また、慢性疾患(糖尿病・高血圧・がんま
たは肉しゅ)の治療を受けていても、日常生活を支障なく過ご
している方を対象とした特定養老保険もあります。



割安な保険料で一定期間の保障に

割安な保険料で大きな保障が得られる普通定期保険。万が一
のときの保障を、小さい負担で得たい方にお勧めです。



ゆとりある老後のために

老後の安定した生活資金の準備にお役立ていただける年金
保険。年金を一生涯を通じて受けることや公的年金支給まで
のつなぎなど、年金を一人ひとりのニーズに合わせた商品で
第二の人生をサポートします。

それぞれの人生に、

心と、夢を。

や「備えたいこと」は変化していくものです。
らしへの備え…

一生涯の大きな安心の確保に

ご家族の毎日の暮らしはもちろん、すくすくと成長する子供たちの未来、新しい住まいの返済など、ご主人にかかる責任は大きくなります。未来に不安なく暮らすために、生涯にわたって、万が一の備えをお勧めします。

お子さまの教育資金の準備に

学資保険は大切なお子さまの、高校や大学などへの進学時に必要となる資金づくりや、ご契約者(親など)に万が一のことがあったとき、以後の保険料が免除され、残された家族の生活を支えます。

病気やケガでの入院への備えに

病気やケガは、いつ何時起こるかわからないもの。そんなときに医療に対する保障があれば、安心して治療に専念できます。



それぞれのかんぽ。

「ラジオ体操」で始まる、

かんぽ生命は暮らしの安心をお届けするとともに、みなさまの健康づくりを応援しています。

Q あの「ラジオ体操」と、かんぽ生命って関係あるの？

A 1928年にかんぽ生命の源流にあたる当時の逓信省簡易保険局が、日本人の体格向上や健康増進のために「国民保健体操」を制定し、11月1日午前7時、NHKラジオで放送したのが「ラジオ体操」の始まりです。



「国民保健体操」(昭和4年)

Q だれが、考えたの？

A 「ラジオ体操」の導入を推進したのは、逓信省簡易保険局の課長だった猪熊貞治さんと進藤誠一さん。日本で1916年から始まった簡易保険事業の発展・研究のために、アメリカ視察に出向いた2人は、メトロポリタン生命保険会社が1925年から採用した「ラジオ体操」を知り、日本での放送開始を提唱したのです。



「ラジオ体操の会」
昭和5年から「ラジオ体操の会」が東京
神田で始まり、全国規模に(昭和6年)

Q 昔も、みんなでそろって体操したの？

A 「ラジオ体操」が始まった1928年当時のラジオ普及率は、3%程度でした。1930年、東京・神田万世橋署の面高巡査は「ラジオ体操の会(子どもの早起き大会)」を開き、ラジオの前に集まった地元の人たちと一緒に体操をしました。その後、このスタイルが全国へと広がり、ラジオ体操の普及へとつながっていきます。今でも、子ども会やラジオ体操愛好会など、地元に着した「ラジオ体操」が各地で行われています。



ラジオ体操参加票

ラジオ体操のチラシ

日本の朝



Q 「ラジオ体操」の「第一」「第二」って、何が違うの？

A 老若男女を問わず、誰でもできることにポイントをおいた体操が「第一」。「第二」は、「第一」より運動量を増やし、体力・筋力の強化にポイントがおかれまして。「第一」は1951年、「第二」は1952年に体操の内容を再構成し、現在に至っています。また、1999年には、年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての方々が楽しく安心してできる体操として、「みんなの体操」が加わりました。

Q 巡回ラジオ体操・みんなの体操会って何？

A 1953年から始まった夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会。7月20日から8月31日までの43日間、全国各地の小学校や公園など43会場から、ラジオ体操の模様をラジオで生中継し、「全国のみなさん、おはようございます」と呼びかけます。また夏の期間以外にも、特別巡回として全国10会場程度で開催します。



平成21年
ラジオ体操 出席カード

Q 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭って何？

A “1000万人にもおよぶ人々と一斉にラジオ体操をしよう”と、1962年から「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」を毎年1回開催しています。会場に全国から集合した多くの人々と、テレビやラジオを通じて一斉に「ラジオ体操」をします。ラジオ体操制定80周年記念を迎えた2008年は、このほかにもラジオ体操80周年の記念展示や写真コンクール（全国ラジオ体操連盟主催。かんぼ生命、NHK共催。）を実施しました。



ラジオ体操80周年記念写真コンクール
グランプリ入賞作品「ラジオ体操 健康家族」
(池田秀雄氏撮影)



ラジオ体操80周年記念
第47回 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭

はじめに

「ご契約のしおり・約款」を受け取りになられたお客さまに



この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

ご契約のしおり
(12～61ページ)

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

約款
(64～238ページ)

契約から保険期間の満了、保険金の支払いまでのとりきめを記載したものです。

「ご契約のしおり」の手引き

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。



知りたいことが
書かれている
ページを探すときは…



分からないことばが
あったときは…

ページ順に探す



「目次」8・9ページ



「用語解説」240～242ページ

目的で探す



「こんなときには？」10・11ページ

この冊子は、平成22年3月現在の取扱いを説明しております。不明な点がございましたら、その時点での最新の取扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」244ページにお問い合わせください。



「ご契約のしおり」本文の見かた <この見本はイメージです。>

5 保険料の払込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

● 保険料振替貸付 ①

一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をいただきます。）、これを保険料に充当する方法です。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

● ① 保険金額の減額変更 ②

保険金額および特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

● ② 特約の解約 ③

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約された特約の保障はなくなります。



▶ 保険料の払込みを中止して契約を有効に継続したいとき

● 保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更） ④

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

⚠️ ご注意

- 上記の「保険金額の減額変更」や「保険料の払込みの中止（保険料払済契約への契約変更）」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取扱いとなります。

大タイトル

「もくじ」のある項目がタイトルになっております。

見出しコピー

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。


小タイトル


大タイトル以下の、さらに項目分けしたタイトルです。

ご注意

特に注意いただきたい事項を説明しています。

 ①しおり参照
「契約者貸付制度」
(〇〇ページ)

 ②しおり参照
「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」
(〇〇ページ)

 ③しおり参照
「契約の解約と返戻金」
(〇〇ページ)

欄外のマークについて

次のようなものがあります。

 **00P 参照** ・関連する情報が記載されているページを案内しています。

 **問い合わせ先** ・詳しい内容の問い合わせ先を案内しています。

 **HP 参照** ・関連するホームページを案内しています。

目次

ご契約のしおり部分

・この冊子の手引き	6ページ
・こんなときには?	10ページ
・用語解説	240ページ
・問い合わせ窓口	244ページ

契約に際して	1 当社と郵便局との関係	12ページ
	2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人	13ページ
	3 健康状態などの告知	14ページ
	4 保険金の加入限度額	16ページ
	5 契約の保障(責任)の開始時期	17ページ
	6 クーリング・オフ制度	18ページ
	7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ	20ページ
	8 当社からの契約内容などの確認	20ページ
	9 申込み手続きの際の注意点	21ページ
特長としくみ	1 普通養老保険(新フリープラン)	22ページ
	2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))	23ページ
保険金などの請求	1 保険金の請求方法	24ページ
	指定代理請求制度	26ページ
	2 基本契約の保障内容	
	1. 普通養老保険(新フリープラン)	28ページ
	2. 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))	29ページ
	3 特約の保障内容	
	1. 特約の共通事項	30ページ
	2. 無配当傷害入院特約の保障内容	32ページ
	3. 無配当疾病傷害入院特約の保障内容	33ページ
4. 災害特約の保障内容	34ページ	
4 保険金などを支払できない場合	35ページ	
5 保険金を支払できる事例と支払できない事例	39ページ	
保険料の払込み	1 保険料の払込方法	42ページ
	2 保険料の前納払込み	43ページ

保険料の払込み	3 保険料の払込猶予期間と契約の失効	43ページ
	4 契約の復活	44ページ
	5 保険料の払込みが難しい場合	45ページ
契約後の取扱い	1 住所などの変更に伴う各種手続き	46ページ
	参考 当社ホームページで手続き可能な取扱い	46ページ
	2 契約者貸付制度	47ページ
	3 契約者配当金	48ページ
	4 契約の解約と返戻金	49ページ
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	50ページ
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	51ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	52ページ
	2 保険金の税法上の取扱い	53ページ
個人情報および制度の案内	1 個人情報の取扱い	56ページ
	2 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関係する情報の共同利用	
	1. 契約内容登録制度、契約内容照会制度	57ページ
	2. 支払査定時照会制度	58ページ
3 生命保険契約者保護機構	60ページ	

約款部分

普通保険約款	○普通養老保険普通保険約款	64ページ
	○特別養老保険普通保険約款	91ページ
特約条項	○災害特約条項	117ページ
	○無配当傷害入院特約条項	151ページ
	○無配当疾病傷害入院特約条項	179ページ
特則条項	○口座払込みに関する特則条項	211ページ
	○団体払込みに関する特則条項	213ページ
	○契約変更に関する特則条項	219ページ
	○指定代理請求特則条項	235ページ

こんなときには？

	こんなときに…	こちらのページをご覧ください	
組織	かんぽ生命保険と郵便局との関係は？	→ 当社と郵便局との関係	12 ページ
		→ 当社の商品を取り扱う生命保険募集人	13 ページ
申込みの際して	この保険商品の特長は？	→ 特長としくみ	22 ページ
	クーリング・オフ（申込みの撤回）をしたい	→ クーリング・オフ制度	18 ページ
	告知とは、なに？	→ 健康状態などの告知	14 ページ
	保障は、いつから開始するの？	→ 契約の保障（責任）の開始時期	17 ページ
保険金の受け取り	保険金の受け取りができる場合は？	→ 基本契約の保障内容	28 ページ
		→ 特約の保障内容	30 ページ
	保険金の受け取りができない場合は？	→ 保険金などを支払いけない場合	35 ページ
	保険金の請求方法は？	→ 保険金の請求方法	24 ページ

	こんなときに…	こちらのページをご覧ください	
契約後の取扱い	住所や名前が変わった	→ 住所などの変更に伴う各種手続き	46 ページ
	保険証券や保険料払込証明書の再発行は？	→ 住所などの変更に伴う各種手続き	46 ページ
	お金が必要になった	→ 契約者貸付制度	47 ページ
	保険契約（保障）を復活する方法は？	→ 契約の復活	44 ページ
	保険契約の保障内容の見直しをしたい	→ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	50 ページ
	保険料の払込みが難しい	→ 保険料の払込みが難しい場合	45 ページ
	保険契約を解約したい	→ 契約の解約と返戻金	49 ページ
税金	生命保険料や保険金の税金は？	→ 生命保険と税金	52 ページ
その他	用語がわからない	→ 用語解説	240 ページ
	相談・照会・苦情は？	→ 問い合わせ窓口	244 ページ

1 当社と郵便局との関係

HP参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社ホームページ

(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

HP参照

郵便局株式会社の会社情報については、郵便局株式会社ホームページ (<http://www.jp-network.japanpost.jp/>) をご覧ください。

当社（かんぽ生命保険）は、日本郵政グループ会社の1つです。郵便局（郵便局株式会社）に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループ会社の1つである「郵便局（郵便局株式会社）」に委託しています。



2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人

当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の職員）は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。
生命保険募集人（郵便局や当社の支店の職員）に対して、口頭で話をされても当社あて告知をしたことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 契約が成立したときには、申込みの承諾の通知に代えて、ご契約者に「保険証券」を郵送します。
- 契約の成立後に契約内容の変更などをする場合にも、原則、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- 保険金額の増額、災害特約の特約保険金額の増額
- ご契約者の変更など

口頭では告知を
お受けすることが
できません。



③ 健康状態などの告知

約款参照

普通養老約款「第15～17条」、特別養老約款「第14～16条」、疾病傷害入院特約「第20～22条」

申込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約しますと、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などについて、当社が「質問表（告知書）」でおたずねする事項について、事実をありのままに正しく記入（告知）してください。



正しく告知しないと…。

⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の職員）[①](#)には告知受領権がないため、口頭で話をしても当社あてに告知したことはありません。

①しおり13P参照

「当社の商品を取り扱う生命保険募集人」

②しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

▶2 告知義務違反による解除

- 当社に告知をしていただく内容は「質問表（告知書）」に記載してあります。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日[②](#)（復活のときは復活日。以下同じ。）を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由および保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことができません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取消し、保険料の払込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

⚠️ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」は、責任開始の日を含めて2年を経過していても、詐欺による取消しを理由として、保険金の支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症（過去にかかったことのある病気）、現在症（治療中の病気）などについて故意に告知をしなかった場合」などが該当することがあります。この場合、すでにいただいた保険料は返しません。

〈当社が契約を解除できない例〉

- ① 生命保険募集人が告知をすることを妨げたとき
- ② 生命保険募集人が告知をしないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③ 当社が解除の原因を知ったときから1か月間契約の解除を行わないとき

⚠️ ご注意

上記の「当社が契約を解除できない例」の①および②に該当する場合

- 生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は基本契約または特約を解除することがあります。

▶ 3 傷病歴などがある方でも引受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知された場合には、基本契約または特約の申込みを断るときもありますが、告知内容によっては引受けできることもあります。
- 当社では、慢性疾患の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした「**特定養老保険**」を販売しておりますので、ご検討ください。

4 保険金の加入限度額

約款参照

普通養老約款「第19条」、特別養老約款「第18条」、災害特約「第18条」、傷害入院特約「第19条」、疾病傷害入院特約「第24条」

①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構^②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人 (<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

加入限度額の範囲内で申込みください。

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる保険金額の限度（加入限度額）が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」^①に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申込みがあったときは、その申込みは引受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することがあります。

(1) 基本契約の加入限度額

- 被保険者が満15歳以下のとき… 700万円
 - 被保険者が満16歳以上のとき… 1,000万円（被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入されている普通定期保険と合わせて800万円）
- ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件（契約日を含めて4年以上経過した契約がある場合など）の下に、累計で1,300万円まで加入できます。

(2) 特約の加入限度額

- 災害特約および介護特約（※）… 合わせて1,000万円
- 入院特約（傷害入院特約（※）、疾病入院特約（※）、疾病傷害入院特約（※）、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約）… 災害特約および介護特約（※）とは別に、合わせて1,000万円

- 上記の被保険者の年齢は「満年齢」で計算します。
- 上記は、法令で定める加入限度額の仕組みを説明したものです。そのため、当社が定めるところにより、被保険者の年齢や保険種類によっては、加入できない場合や上記以外に加入できる保険金額に一定の制限があります。
- （※）の保険商品（特約）は、現在、販売していません。

5 契約の保障（責任）の開始時期

当社が契約の申込みを承諾したときには、「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」および「告知」①がともに完了したときから、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障（責任）を開始します。
申込みをただけでは保障は開始されません。

- 当社が契約の申込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断をします。
- 当社が契約の申込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」②を郵送します。

●保障（責任）の開始時期の例（当社の承諾前に払込みがあったとき）

【事例1】



【事例2】



※クレジットカードやデビットカードで第1回保険料（第1回保険料相当額）をいただいた場合は、当社端末機での手続きをした時が第1回保険料（第1回保険料相当額）を受領した時となります。



約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第3章」、特約「第4章」

①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

②しおり21P参照

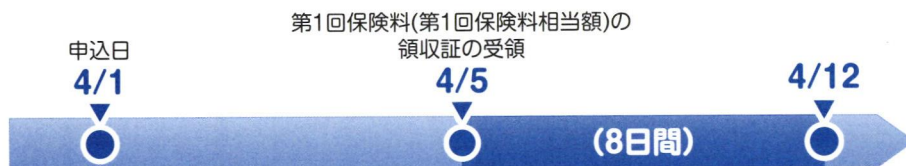
「申込み手続きの際の注意点」

6 クーリング・オフ制度

申込日から、8日以内であれば、契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」（※）のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知により、契約の申込みを撤回（契約成立後は解除。以下、このページでは「撤回など」といいます。）**ができます。
- 申込みの撤回などがあったときには、すでにいただいた保険料は申込者またはご契約者に返します。
- なお、保険証券が到着したときは、郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- 4/12までの8日間が、クーリング・オフの申し出ができる期間です。
- 郵送の場合は、4/12までの消印が有効となります。

(※) クレジットカードやデビットカードで第1回保険料（第1回保険料相当額）をいただいたときは、当社端末機で手続きをした日が第1回保険料（第1回保険料相当額）の受領日となります。この際、領収証の代わりに、「当社所定の用紙」を渡します。

⚠️ ご注意

- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフは適用となりません。

【通知方法】

● 契約の申込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

① 来店の方法

次のものを持参の上、もよりの郵便局（郵便局株式会社）、または当社の支店まで申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類（健康保険証、運転免許証など（原本））
- イ 第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証（※）
- ウ 印鑑（申込時に使用したもの）

② 郵送の方法

以下のハガキを、郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店あて郵送してください。

郵送のときは「8日以内の消印までが有効」となります。



【クーリング・オフはがき記入例】

保険証券の郵送を受けたときは、記載してください。

郵便はがき

切手

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇
〇
〇
郵便局
あて

△△市
△△町
△△△

下記の保険契約の申込みをクーリング・オフします。

申込年月日 平成〇年〇月〇日
 保険種類名 〇〇〇〇保険
 保険金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円
 保険料額 〇〇,〇〇〇円
 被保険者氏名 〇〇〇〇〇
 保険証券記号番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

通知年月日 平成〇年〇月〇日
 住所 〒123-4567
 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 氏名 〇〇〇〇〇 印

申込みをした郵便局あるいは当社の支店あて提出してください。


申込書に押印したものと同一印を押印してください。

はがきの差出日付を記載してください。

7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約、または保険金額の減額をして、新たな契約の申込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠️ ご注意

- 現在の契約を解約、保険金額を減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、いただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特に加入後短期間の場合は、返戻金額がまったくない場合や少ない金額となる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 告知が必要な新たな契約の申込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより、新たな契約の引受けができないことや、その告知をされなかったために、新たな契約が解除または取消しとなる場合があります。

 ①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

お気をつけください。



8 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または郵便局職員などの当社が委託した担当者が、契約の申込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際には協力をお願いします。

9 申込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表(告知書)は本人がご記入ください。


- 申込書、質問表(告知書)  ①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人がご記入ください。

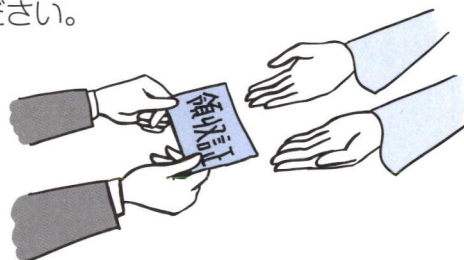


 ①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

▶ 2 保険料領収証をお受け取りください。

- 第1回保険料(第1回保険料相当額)の払込みを「クレジットカードやデビットカード」で行うときは、領収証の代わりにお渡しする「当社所定の用紙」をお受け取りください。
- 保険料を「現金」にて払込みをするときには、「当社所定の領収証」  ②(当社の社名が印刷されたもの)をお受け取りください。



 ②しおり42P参照

「保険料の払込方法」

▶ 3 保険証券をご確認ください。

- 「保険証券」  ③が届きましたら、申込内容と相違していないかどうかご確認ください。

 ③しおり17P参照

「契約の保障(責任)の開始時期」

ご注意

- 万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまからの「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」によらず、名刺やメモでお預かりした場合、あるいは、「保険証券」をご確認いただき、申込内容と相違している場合や不明な点がある場合は、かんぽコールセンター(0120-552950)までお知らせください。

1 普通養老保険 (新フリープラン)

契約の目的

- 万が一の保障 (死亡保障) と満期の楽しみ (必要なお金の準備) を兼ね備えたシンプルな保険です。

商品の特長

- 被保険者の生存中に保険期間が満了したとき
⇒「満期保険金」
- 被保険者が保険期間中に死亡したとき
⇒「死亡保険金」
(満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)
- 「各種特約」^②を付加することで、より充実した保障を準備することができます。

①しおり28P参照

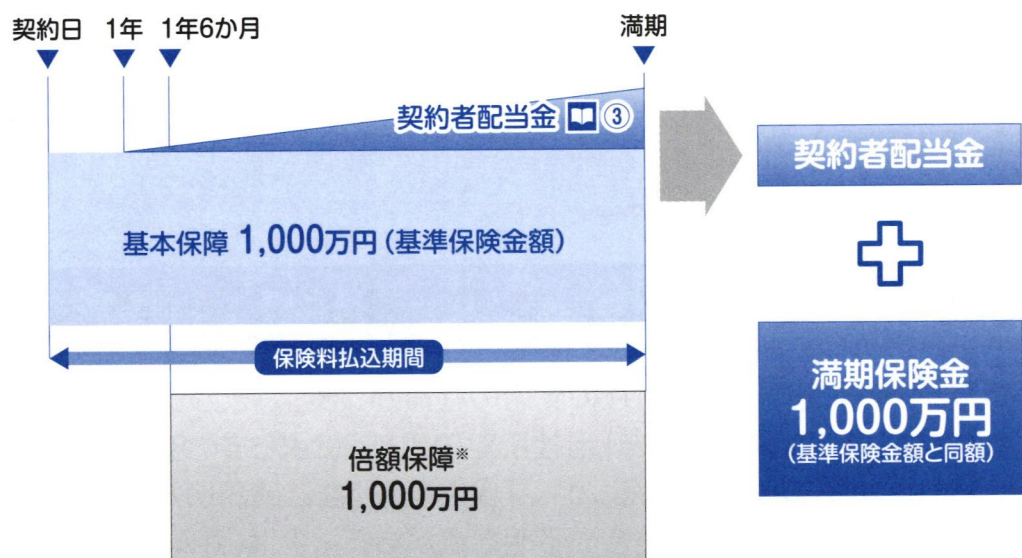
詳しくは「基本契約の保障内容」をご覧ください。

②しおり30P参照

「特約の共通事項」

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



③しおり48P参照

「契約者配当金」

※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月 (契約を復活したときは、その復活日を含めて6か月) を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

2 特別養老保険 (新フリープラン (2・5・10倍保障型))

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障 (死亡保障) と満期の楽しみ (必要なお金の準備) を兼ね備えた保険です。 ●万が一の保障 (死亡保障) を普通養老保険に加入した場合と比べて、より少ない保険料で備えることができます。 						
<p>商品の特長 📖 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が保険期間中に死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」 <table border="1" data-bbox="399 761 1176 940"> <tr> <td data-bbox="399 761 548 940">死亡保険金額</td> <td data-bbox="548 761 1176 817">新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の2倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 817 1176 873">新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の5倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 873 1176 940">新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の10倍</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「各種特約」📖 ②を付加することで、より充実した保障を準備することができます。 	死亡保険金額	新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍		新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍		新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍
死亡保険金額	新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍						
	新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍						
	新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍						

📖 ①しおり29P参照

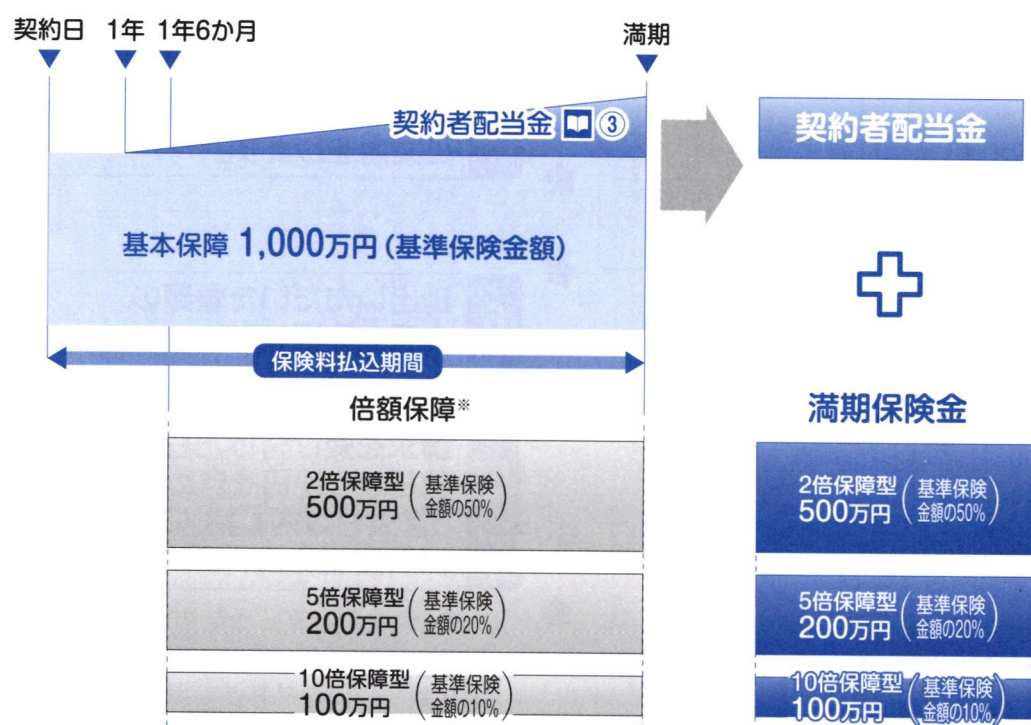
詳しくは「基本契約の保障内容」をご覧ください。

📖 ②しおり30P参照

「特約の共通事項」

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



📖 ③しおり48P参照

「契約者配当金」

※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月 (契約を復活したときは、その復活日を含めて6か月) を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

1 保険金の請求方法



お客さま



郵便局／
かんぽ生命保険

1 入院した場合など

	請求できる 保険金	保険金受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金 受取人
被保険者が 死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金 受取人
被保険者が 入院したとき	入院保険金	被保険者



2 「ご契約内容」 ①を
「保険証券」および
「この冊子」で
ご確認ください。



3 もよりの郵便局
(郵便局株式会社)、
かんぽコールセンター
(0120-552950)、
当社の支店あて
ご連絡ください。 ②

5 請求に必要な書類 ③を
用意の上、ご提出ください。

4 請求にあたり、必要な書類の
ご案内をします。

6 提出いただいた書類の
内容を確認します。

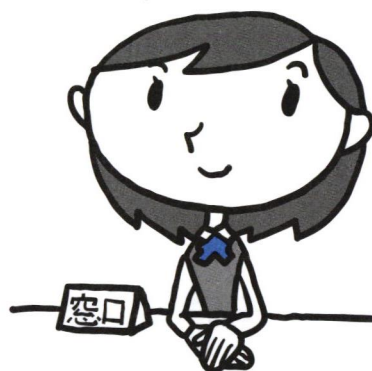
7 請求を受け付けた日の
翌日から同日を含めて、
5営業日以内 ④に
保険金を支払います。

○なお、保険金を支払うために確認が必要
な場合は45日以内に、その確認に特別
な照会や調査が必要な場合は180日
以内に、保険金を支払います。

8 支払明細書により、支払い
内容をご確認ください。

保険料の払込免除の請求も同じです。

気軽に
ご相談ください。



①参照

「ご契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付する「ご契約内容のお知らせ」や、当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) の「かんぽネットクラブ」でもご確認ください。

②参照

被保険者のプライバシーに関することもお伺いしますので、保険金の受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

③約款・HP参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」 (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)

④約款参照

普通養老約款「第47条」、特別養老約款「第46条」、災害特約「第44条」、傷害入院特約「第41条」、疾病傷害入院特約「第46条」



⚠️ ご注意

● 提出書類の費用負担

○請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまからいただく書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

なお、入院・手術証明書など当社所定の診断書については、保険金をまったくお受取りいただけなかった場合は、診断書取得費用相当額として「一律5千円」を支払います（当社所定の要件を満たしていることが必要です。）。

● 事実の確認のお願い

○当社から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。確認の際には、ご協力ください。なお、**事実の確認が必要な場合は、当社から保険金を請求した方に通知いたします。**

● 保険金などの請求権の期限 ⑤

○保険金、保険料の払込免除、返戻金その他諸支払金を請求する権利は「5年間」をすぎると、権利がなくなります。早めの連絡および請求をお願いします。

⑤ 約款参照

普通養老約款「第48条」、特別養老約款「第47条」、災害特約「第45条」、傷害入院特約「第42条」、疾病傷害入院特約「第47条」

▶ 指定代理請求制度

保険金の受取人（＝被保険者）が保険金の請求ができない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が保険金の請求をすることができる制度です。

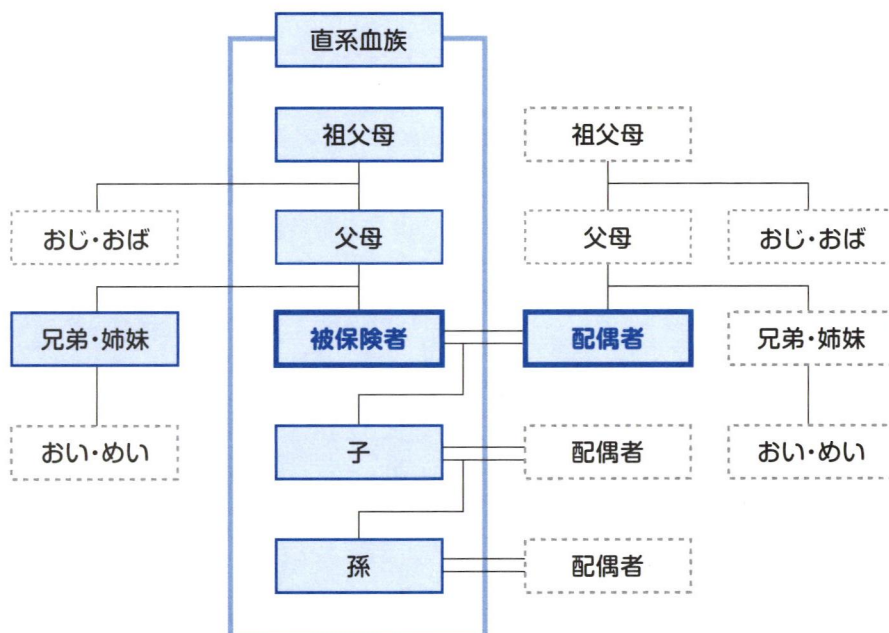
【当社所定の事情がある（指定代理請求ができる）例】

※当社が認めた場合に限りです。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
 - がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の者を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
 - 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。

- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- ☑ 被保険者の兄弟姉妹
- ☑ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
普通養老保険 特別養老保険	満期保険金 重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいの通知(※2)
	身体障がいによる保険料の払込免除、 重度障がいによる保険料の払込免除(※2)
無配当傷害入院特約	入院保険金、手術保険金、 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※2)
無配当疾病傷害入院特約	入院保険金、手術保険金、 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※2)
災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※2)

※1 被保険者が受け取る場合(受取人が複数人である場合を除きます。)に限ります。

※2 ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きます。)に限ります。

⚠️ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者、または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人ご本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の親権者などによる請求はできません。



2 基本契約の保障内容

▶ 1 普通養老保険（新フリープラン）

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ^⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	満期保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に「死亡」したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間中に「 重度障がいの状態 」 ^① （例えば、両目が失明したなど）になり、その旨の通知があったとき ^②	基準保険金額	死亡保険金受取人
保険金の倍額支払（倍額保障）	被保険者が契約日を含めて1年6か月（復活のときは復活日を含めて6か月）を経過した後に ①「不慮の事故」 ^③ （例えば、交通事故）により180日以内に死亡したとき ②「感染症」 ^④ （例えば、コレラ）により死亡したとき	死亡保険金額と同額	死亡保険金受取人

- 被保険者が満6歳未満で死亡したときの死亡保険金の額は、死亡時（重度障がいによる保険金は、通知時）の年齢に応じて、次のとおりです。

満3歳未満のとき…基準保険金額の50%
 満6歳未満のとき…基準保険金額の80%

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が保険期間中に「不慮の事故」により180日以内に「**身体障がいの状態**」^⑥になったとき
- 被保険者が保険期間中に病気またはケガにより「**重度障がいの状態**」になったとき
- 被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉がご契約者で、そのご契約者が被保険者が満10歳になる前の保険期間中に、
 - ①「**不慮の事故**」または「**感染症**」により「**死亡**」したとき
 - ②病気またはケガにより「**重度障がいの状態**」になったとき

①約款参照

普通養老約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできます。ただし、このときは、保険期間中に、あらかじめ「**重度障がいによる保険金**」の請求をしてください。なお、「重度障がいによる保険金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

③約款参照

普通養老約款「別表1」

④約款参照

普通養老約款「別表2」

⑤約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。普通養老約款「第27条」をご覧ください。

⑥約款参照

普通養老約款「別表4」

しおり35P参照

「保険金などを支払いけない場合」もご参照ください。

▶ 2 特別養老保険 (新フリープラン (2・5・10倍保障型))

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金 受取人 ^⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ×50% ×20% ×10%	満期保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に「死亡」したとき	基準 保険金額	死亡保険金 受取人
重度障がい による 保険金	被保険者が保険期間中に「重度障がいの状態」 ^① (例えば、両目が失明したなど) になり、その旨の通知があったとき ^②	基準 保険金額	死亡保険金 受取人
保険金の 倍額支払 (倍額保障)	被保険者が契約日を含めて1年6か月(復活のときは復活日を含めて6か月)を経過した後に ①「不慮の事故」 ^③ (例えば、交通事故) により180日以内に死亡したとき ②「感染症」 ^④ (例えば、コレラ) により死亡したとき	満期保険金 額と同額	死亡保険金 受取人

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が保険期間中に「不慮の事故」により180日以内に「身体障がいの状態」^⑥になったとき
- 被保険者が保険期間中に病気またはケガにより「重度障がいの状態」になったとき

①約款参照

特別養老約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできません。ただし、このときは、保険期間中に、あらかじめ「重度障がいによる保険金」の請求をしてください。なお、「重度障がいによる保険金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

③約款参照

特別養老約款「別表1」

④約款参照

特別養老約款「別表2」

⑤約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、約款に基づき受取人が変更となります。特別養老約款「第26条」をご覧ください。

⑥約款参照

特別養老約款「別表4」



しおり35P参照

「保険金などを支払いきれない場合」もご参照ください。

3 特約の保障内容

▶1 特約の共通事項

- 普通養老保険・特別養老保険に付加できる特約および特則と、その概要は、以下のとおりです。

特約・特則名	保障内容						詳しくは	
		死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	しおり	約款
無配当傷害入院特約	「不慮の事故」  ①での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ケガ	○ケガ	○ケガ	32ページ	151ページ
無配当疾病傷害入院特約	「病気」や「不慮の事故」での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○病気ケガ	○病気ケガ	○病気ケガ	33ページ	179ページ
災害特約	「不慮の事故」での「ケガ」による「死亡」や「身体障がい」  ②に備えます。	○ケガ	○ケガ	—	—	—	34ページ	117ページ
指定代理請求特則	受取人(被保険者)が保険金の請求ができないときに備えます(あらかじめ指定代理請求人を1名指定します。)	—	—	—	—	—	26ページ	235ページ

特約保険料の払込免除ができる場合

- 基本契約の保険料が払込免除となったとき
- 基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみを払込み中のとき
特約の保険期間中に、被保険者が「不慮の事故」によるケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

①約款参照

特約「別表1」




②約款参照

特約「別表2」

しおり35P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

(1) 「入院」および「手術」とは

- 「入院」 ①とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」 ②に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。
- 「手術」 ③とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生きている体に切断、悪い部分を摘出し取り除くなどの操作を加えることをいい、入院特約条項の別表に定める「手術」をいいます。



「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証（診療報酬明細書）に「入院（基本）料」の計上がないとき
（例えば、日帰り手術（外来扱い）で、大腸ポリープを切除したとき）
- 入院先が病院または診療所でないとき
（例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸（しんきゅう）院、カイロプラクティック）
- 病気やケガの治療を目的としないとき
（例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院）

「手術」に該当しない場合

- 入院特約条項の別表に定める「手術」に該当しないとき

(2) 1つの原因により2回以上入院した場合の「入院保険金」の取扱い


- 同じ不慮の事故により、2回以上の入院をした場合は、継続した1回の入院とみなします ④。
- 同じ病気（直接の因果関係がある複数の病気があるものを含みます。）により、2回以上の入院をした場合、前回の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなします ⑤。

直接の因果関係がある複数の病気


病名が違っていても、医学上、特に関連があるとされる一連の病気を指します。例えば、

- 「高血圧症」と、それに起因する「脳梗塞（こうそく）」、「心筋梗塞（こうそく）」
 - 「糖尿病」と、それに起因する「白内障」、「糖尿病性腎症」 など
- ⇒この場合、1つの病気とみなします。

(3) 同時期に2種類以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類のみ手術保険金を支払います ⑥。

(4) 「手術保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金の支払事由に関係する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金の支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社はその約款の規定を変更する2か月前までに、ご契約者に連絡します ⑦。

①約款参照

入院特約「第2条」
（備考）

②約款参照

入院特約「第2条」
（備考）

③約款参照

入院特約「第2条」
（備考）および「別表4」

④約款参照

傷害入院特約「第5条」、疾病傷害入院特約「第6条」

⑤約款参照

疾病傷害入院特約「第6条」

⑥約款参照

傷害入院特約「第7条」、疾病傷害入院特約「第8条」

⑦約款参照

傷害入院特約「第44条」、疾病傷害入院特約「第49条」

▶2 無配当傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 □⑤
入院保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」□①により3年以内に1日以上「入院」□②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1の不慮の事故による入院120日分が限度です。	特約基準保険金額 (手術保険金および長期入院一時保険金と通算)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」□③をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率□④)	特約基準保険金額 (入院保険金および長期入院一時保険金と通算)	
長期入院一時保険金	1のケガによる入院日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例) 特約基準保険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円	特約基準保険金額 (入院保険金および手術保険金と通算)	

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

約款参照

無配当傷害入院特約条項

①約款参照

傷害入院特約「別表1」

②しおり・約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(30ページ)

③しおり・約款参照

傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(30ページ)

④約款参照

傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、傷害入院特約(第4条)をご覧ください。

しおり35P参照

「保険金などを支払いきれない場合」もご参照ください。

▶ 3 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	①特約の保険期間中の病気で1日以上「入院」①をしたとき ②特約の保険期間中の「不慮の事故」②により3年以内に1日以上「入院」をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1の病気または1の不慮の事故による入院120日分が限度です。	特約基準保険金額 (手術保険金および長期入院一時保険金と通算)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」③をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率④)	特約基準保険金額 (入院保険金および長期入院一時保険金と通算)	
長期入院一時保険金	1の病気または1のケガによる入院日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例) 特約基準保険金額が200万円の場合 200万円 × 3% = 60,000円	特約基準保険金額 (入院保険金および手術保険金と通算)	

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

約款参照

無配当疾病傷害入院特約条項

①しおり・約款参照

疾病傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(30ページ)

②約款参照

疾病傷害入院特約「別表1」

③しおり・約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(30ページ)

④約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」




⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、疾病傷害入院特約(第5条)をご覧ください。

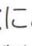
しおり35P参照

「保険金などを支払いきれない場合」もご参照ください。

▶ 4 災害特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」  ①により180日以内に「死亡」したとき	特約基準保険金額の全額	特約基準保険金額 (死亡保険金および傷害保険金を通算)	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」により180日以内に「身体障がいの状態」  ②になったとき	身体障がいの状態に応じて特約基準保険金額の10%~100%		被保険者  ③

(1) 複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ① 1の不慮の事故によって、身体の同一部位④(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の身体障がいが生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合によって計算した傷害保険金額となります。
- ② 不慮の事故によって、すでに身体障がいがあった部位に、さらに身体障がい加わったときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

(2) 被保険者が満6歳未満の場合の保険金額

- 被保険者が満6歳未満で、不慮の事故によってケガをしたときは、事故当時の年齢に応じて、死亡保険金または傷害保険金の額は、次のとおりです。

満3歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の50%

満6歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の80%

ご注意

- 被保険者が不慮の事故の日を含めて4日以内に死亡したときは、死亡保険金を支払い、傷害保険金は支払いません。

約款参照

災害特約条項

①約款参照

災害特約「別表1」

②約款参照

災害特約「別表2」

③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱いは、災害特約(第4条)をご覧ください。

④約款参照

災害特約「別表4」の(4)

しおり35P参照

「保険金などを支払できない場合」もご参照ください。

4 保険金などを支払できない場合

次の場合には、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶ 1 「保険金の支払事由」または「保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、主約款・特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。主約款・特約条項に定める保険金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

(1) 「保障（責任）の開始時期」■①前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金または特約保険金の支払い」や、「保険料の払込免除」は、その原因となる病気またはケガが基本契約または特約の保障（責任）の開始時期以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障（責任）の開始時期より前にすでに発生していた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、たとえ「告知」■②をいただいても、「重度障がいによる保険金または特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。
- ただし、保障（責任）の開始の日を含めて2年を経過した場合■③の入院・手術について、告知義務違反により当社が特約を解除することができる場合を除き、保障（責任）の開始時期以後に生じた原因による入院・手術とみなします。

【保障（責任）の開始時期より前にすでに発生していた「病気」の例】

医学上因果関係のある病気について、保障（責任）の開始時期より前に、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ご契約者または被保険者に認識可能な症状・身体の変調・異常があるとき
- 人間ドック・健康診断にて、異常指摘（経過観察を含みます。）があるとき
- 医療機関の受療があるとき

(2) 当社の定める「入院」■④に該当しないとき

(3) 当社の定める「手術」■④に該当しないとき

(4) 当社の定める「重度障がいの状態」■⑤に該当しないとき

(5) 当社の定める「身体障がいの状態」■⑥に該当しないとき

■①しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

■②しおり14P参照

「健康状態などの告知」

■③約款参照

疾病傷害入院特約「第3条」

■④しおり・約款参照

「特約の保障内容」（30ページ）および入院特約

■⑤約款参照

普通養老約款・特別養老約款「別表3」

■⑥約款参照

普通養老約款・特別養老約款「別表4」、特約「別表2」

▶ 2 免責事由などに該当する場合

- 保険金の支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合であっても、当社の主約款・特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いおよび保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。

(1) 保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類／保険金 免責事由など	普通養老保険 特別養老保険			災害特約		無配当傷害 入院特約 無配当疾病 傷害入院特約			無配当疾病 傷害入院特約			
	死亡保険金	重度障がいによる保険金	保険金の倍額支払	死亡保険金	傷害保険金	ケガが原因			病気が原因			
						入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	
3年以内の自殺(※1) (責任開始の日を含む)	○											
病気(当社所定の感染症を除く)を直接の原因とする事故			○									
ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	①	②	○	③	④	④	④	④	④	④	④	④
被保険者の犯罪行為			○	○	○	○	○	○				
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故			○	○	○	○	○	○				
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故			○	○	○	○	○	○				
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○	○				
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○	○				
被保険者の薬物依存									○	○	○	
地震、噴火または津波(※2)			○	○	○	○	○	○				
戦争その他の変乱(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約日を含めて1年6か月以内			○									
復活日を含めて6か月以内			○									

- ① 「ご契約者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。
- ② 「ご契約者、被保険者、または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。
- ③ 「ご契約者、被保険者、または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。
- ④ 「ご契約者、被保険者の故意または重大な過失」と読みます。

※1 自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金を支払います。

※2 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2) 保険料の払込免除ができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類 ／払込免除	普通養老保険 特別養老保険		普通養老保険		災害特約 無配当傷害 入院特約 無配当疾病 傷害入院特約	
	身体障がいによる 保険料の払込免除	重度障がいによる 保険料の払込免除	ご契約者の 死亡による 保険料の払込免除	ご契約者の 重度障がいによる 保険料の払込免除	基本保険料の 払込免除に伴う 特約保険料の払込免除	身体障がいによる 特約保険料の払込免除
病気(当社所定の感染症を 除く)を直接の原因とする事故			○			
基本保険料が払込免除となった直接の 原因が特約の責任開始時に生じたとき					○	
ご契約者、被保険者または特定された 保険金受取人の故意または重大な過失	○	①	○	①		③
被保険者の犯罪行為	○		②			○
被保険者の精神障がいの 状態を原因とする事故	○		②			○
被保険者の泥酔の 状態を原因とする事故	○		②			○
被保険者が運転資格を持たないで 運転をしている間に生じた事故	○		②			○
被保険者が酒気帯び運転、または これに相当する運転をしている 間に生じた事故	○		②			○
地震、噴火または津波(※1)	○		○			○
戦争その他の変乱(※1)	○	○	○	○		○

●特約の場合は、身体障がいの状態の直接の原因が特約の失効後その復活までに被保険者がかかった病気(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除の場合に限ります。)または不慮の事故で受けたケガの場合は、特約保険料を払込免除としません。

- ① 「ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意」と読みます。
- ② 「被保険者」は「ご契約者」と読みます。
- ③ 「ご契約者、被保険者、または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。

※1 危険の程度により保険料を免除する場合があります。



①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

②約款参照

普通養老約款「第18条」、特別養老約款「第17条」、災害特約「第17条」、傷害入院特約「第18条」、疾病傷害入院特約「第23条」

③約款参照

普通養老約款「第20・21条」、特別養老約款「第19・20条」、災害特約「第19・20条」、傷害入院特約「第20・21条」、疾病傷害入院特約「第25・26条」

④しおり43P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」

⑤しおり16P参照

「保険金の加入限度額」

▶ 3 告知義務違反①による解除の場合

▶ 4 重大事由による解除の場合

- 次のような「重大な事由」②に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

【重大な事由】

- ① ご契約者、被保険者（被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。）または保険金受取人が保険金を詐取する目的または詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ② ご契約者、被保険者（被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。）または保険金受取人が保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ③ 保険金（保険料の払込免除を含みます。）の請求について、保険金受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ④ その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- この場合、当社は、すでに保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 5 詐欺による取消し、または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」③または「不法取得の目的」③により契約が成立したときは、その契約を取り消すことがあり、または無効となることがありますので、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。この場合、すでにいただいた保険料は返しません。

▶ 6 保険料の払込みがなく、基本契約または特約が「失効」した場合

- 保険料の払込みがなかったため、基本契約または特約が効力を失った（失効④した。）ときは、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶ 7 加入限度額超過による解除の場合

- 基本契約または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社が基本契約または特約を解除したときは、その解除後は、保険金の支払いや保険料の払込免除は行いません⑤。

5 保険金を支払うことができる事例と 支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

▶ 事例 1 死亡保険金の支払い(告知義務違反による解除)

<主約款(告知義務違反による解除)>

○ 支払うことができます。

契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡した場合

× 支払うことができません。

契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓がん」で死亡した場合

説明

- 契約の申込みに際して、健康状態について正確に告知をしていただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険金などの支払事由の発生が原則として保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、契約を解除することがあります。
- 上記の「支払うことができません。」の場合は、契約加入前に発症していた「慢性C型肝炎」と今回の請求原因となった「肝臓がん」に因果関係があるため、死亡保険金の支払いはできません。

▶ 事例 2 保険金の倍額支払(免責事由への該当)

<主約款(保険金の倍額支払)>

○ 支払うことができます。

【被保険者の不注意】

被保険者がうっかりわき見運転で路肩に衝突して死亡した場合

【被保険者が軽度の酒酔い状態での事故】

被保険者は酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行中の車にはねられ死亡した場合

× 支払うことができません。

【被保険者の重大な過失】

被保険者が自動車運転中、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突し、死亡した場合

【被保険者の泥酔状態を原因とする事故】

被保険者が泥酔して道路で寝込んでいるところを、車にはねられて死亡した場合

説明

- 保険金の倍額支払は、約款に定める支払事由に該当している場合に支払います。
- 上記の「支払うことができません。」の場合は、当社の「免責事由」である「保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」または「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するため、保険金の倍額支払はできません。

▶ 事例 3 重度障がいによる保険金の支払い (障がいの状態と回復の見込み)

<主約款(重度障がい)>

○ 支払えます。

事故によるケガで、両眼の損傷により失明した(回復の見込みがない)場合

× 支払えません。

網膜剥離により、矯正視力が0.02以下となったものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合

説明

- 重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または不慮の事故によるケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがなくなった場合に、ご契約者からその通知を受けて支払います。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- 重度障がいの原因となる病気または不慮の事故によるケガが保障(責任)開始時に生じている場合は、契約の申込みに際して、その病気または不慮の事故によるケガについて告知いただいたとしても支払いの対象にはなりません。

▶ 事例 4 入院保険金の支払い(保障(責任)開始時前の発病)

<入院特約条項第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払えます。

契約加入後に発症した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

× 支払えません。

契約加入前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約加入後に悪化して入院した場合

説明

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または不慮の事故によるケガを原因とする入院に対して支払います。
- 保障(責任)開始時前にかかっていた病気または不慮の事故によるケガを原因とする入院については、支払いの対象とはなりません。
- 入院の原因となる病気または不慮の事故によるケガが保障(責任)開始時に生じている場合は、契約の申込みに際して、その病気または不慮の事故によるケガについて告知いただいたとしても支払いの対象にはなりません(病気について約款に特に定める場合を除きます。)
- 契約(特約)により、保障(責任)開始時以後一定期間経過後は、保障(責任)開始時前の病気を原因とする入院でも支払いをする場合があります。

お確かめください…



▶ 事例 5 入院保険金の支払い（支払日数限度の超過）

<無配当傷害入院特約条項 第3条、第5条、第6条>
<無配当疾病傷害入院特約条項 第4条、第6条、第7条>

○ 支払えます。

肝臓がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に脳梗塞（こうそく）により130日入院した場合

肝臓がんによる入院について120日支払います。脳梗塞（こうそく）による入院についても120日支払います。

✕ 支払えません。

肝硬変により130日入院した後に退院し、その2か月後に再び肝臓がんにより130日入院した場合

肝硬変による1回目の入院について120日支払います。肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度（120日）を超えることになり、支払いはできません。

説明

- 一つの病気または不慮の事故によるケガによる入院に対して、支払われる入院保険金は、120日分を限度としています。
- 直接因果関係のある複数の病気は1つの病気とみなすため、入院期間はそれぞれ継続しているものとして日数を計算します。

▶ 事例 6 手術保険金の支払い（所定の手術への該当）

<入院特約条項の別表>

○ 支払えます。

入院をともない、所定の手術を受けた場合

✕ 支払えません。

- ・入院をともなわない手術を受けた場合
- ・入院をともなうものの、所定の手術に該当しない場合

説明

- 手術保険金は、入院保険金の支払事由に該当する入院中に、所定の手術を受けたときに支払います。
- 入院をせず手術のみを受けたとき、または入院中に手術を受けたものの、「入院保険金」が支払われないときは、「手術保険金」の支払いもできません。
- 入院保険金の支払いができる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた所定の手術についても手術保険金を支払います。
- 所定の種類の手術に該当する手術において、一つの病気または一つの不慮の事故による入院にかかるものについては、一回の支払いを限度とします。

▶ 事例 7 傷害保険金の支払い

<災害特約条項 第2条（特約保険金の支払）>

○ 支払えます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後回復の見込みがない場合

✕ 支払えません。

交通事故により大腿骨を骨折し、病院にて治療を行い、完治した場合

説明


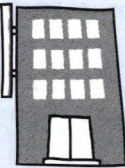


- 傷害保険金は被保険者が特約の保障（責任）開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に被保険者の状態が災害特約条項に定める身体障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合に支払います。
- 災害特約条項に定める身体障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がい状態とは異なります。

1 保険料の払込方法

約款参照

口座払込に関する特別条項、団体払込に関する特別条項、普通養老約款「第11・12条」、特別養老約款「第10・11条」

保険料の払込みには、次の方法があります。

<p>1 口座振替による払込み</p> 	<p>●指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払込みいただく方法</p> <p>※保険料領収証は発行しません。 (振替結果は通帳でご確認ください。)</p> <p><口座払込に関する特別条項></p>
<p>2 団体を通じての払込み</p> 	<p>●勤務先などの団体を通じて払込みいただく方法</p> <p>※その団体と当社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限りです。</p> <p>※保険料領収証は個々のご契約者には発行しません。</p> <p><団体払込に関する特別条項></p>
<p>3 窓口での払込み</p> 	<p>●ご指定の郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店まで持参して払込みいただく方法</p>
<p>4 集金人を通じての払込み</p> 	<p>●郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店の集金人がお伺いする方法</p>

⚠️ ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払込みから、窓口での払込みに変更をしたときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は、保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、集金人を通じての払込みから窓口での払込みに変更することがあります。

2 保険料の前納払込み

保険料をまとめて払込みいただくと、保険料の割引をします。割引額は経済情勢などにより変動します。

約款参照

普通養老約款「第13条」、特別養老約款「第12条」、災害特約「第15条」、傷害入院特約「第16条」、疾病傷害入院特約「第18条」

HP参照

具体的な「前納払込保険料」は、当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

3 保険料の払込猶予期間と契約の失効

保険料の払込みが遅れますと、契約は効力を失います。

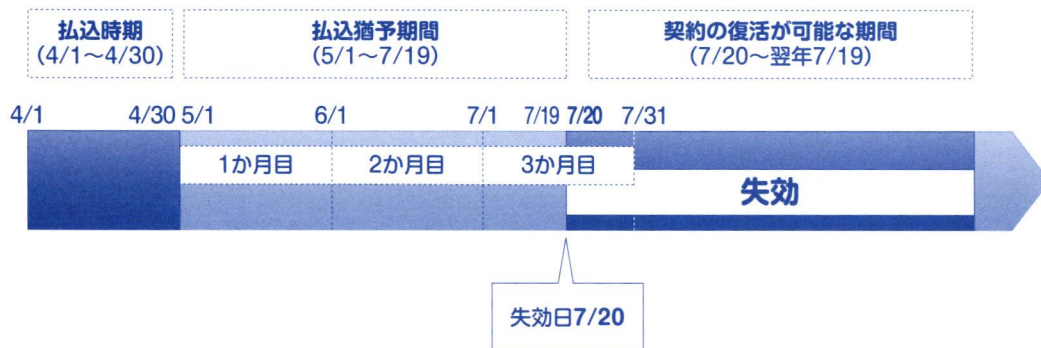
約款参照

普通養老約款「第9・10条」、特別養老約款「第8・9条」

- 保険料は、毎月末までに払込みください。一時的に、保険料の払込みに差し支えがあるときは、次の例のような「払込猶予期間」が設けられております。
- 「払込猶予期間」内に保険料の払込みがないときは、契約は効力を失います（「失効」といいます。）。保険金の受取りや保険料の払込免除ができなくなります。



- 保険料の払込猶予期間の例（20日が契約日のとき）



⚠️ ご注意

- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で、自動的に保険料が立て替えられる制度）の取扱いはありません。
- 貸付を受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

4 契約の復活

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第13章」、特約「第15章」

基本契約・特約が効力を失った（失効した）ときでも「失効後1年以内」であれば、復活（基本契約・特約を有効な状態に戻すこと）の申込みができます。

(1) 必要な手続き

- 復活の申込みの際し、あらためて健康状態などについて「告知」が必要です。
- 払込みがなかった保険料を払込みください。この場合には「保険料を分割」して払込みいただく方法や、保険料の払込みに代えて「保険金額の減額変更」を行う方法もあります。

(2) 復活の保障（責任）開始の時期

- 復活を当社が承諾したときには「払込みがなかった保険料の払込み」および「告知」がともに完了した時から、**契約上の保障（責任）**①が開始となります。

①しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

⚠️ ご注意

- 返戻金を請求されたときや、復活することにより保険金額が加入限度額を超えるときは、契約の復活はできません。
- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフは適用となりません。

5 保険料の払込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険金額の減額変更」や「保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更）」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取扱いとなります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

● 保険料振替貸付 ①

一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をいただきます。）、これを保険料に充当する方法です。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

● ① 保険金額の減額変更 ②

保険金額および特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

● ② 特約の解約 ③

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。このとき、解約された特約の保障はなくなります。



▶ 保険料の払込みを中止して契約を継続したいとき

● 保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更） ④

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

① しおり・約款参照

「契約者貸付制度」（47ページ）、普通養老約款「第42条」、特別養老約款「第41条」、災害特約「第14条」、傷害入院特約「第15条」、疾病傷害入院特約「第17条」

② しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」（20ページ）、普通養老約款「第29条」、特別養老約款「第28条」、災害特約「第27条」、傷害入院特約「第26条」、疾病傷害入院特約「第31条」

③ しおり・約款参照

「契約の解約と返戻金」（49ページ）、災害特約「第33条」、傷害入院特約「第31条」、疾病傷害入院特約「第36条」

④ 約款参照

普通養老約款「第30条」、特別養老約款「第29条」

1 住所などの変更に伴う各種手続き

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第8章」、災害特約「第10章」、傷害入院特約「第10章」、疾病傷害入院特約「第10章」、指定代理請求特則「第4条」。なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

次の場合には、かんぽコールセンター（0120-552950）、郵便局（郵便局株式会社）、または当社の支店にご連絡ください。



①住所が変わったとき



②ご契約者を変更するとき



③保険金受取人や指定代理請求人を変更するとき



④改姓・改名をしたとき



⑤保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき



⑥海外に長期間滞在するとき



⑦保険証券や保険料領収帳（窓口用：通帳式）の紛失や盗難にあったとき

（法人契約（ご契約者が法人）の場合）



①社名が変わったとき



②従業員などの被保険者が退職したとき



参考 当社ホームページで手続き可能な取扱い

当社ホームページでは、次の手続きが可能です。

- ① 転居などで住所が変わったとき → 「住所変更等届」
- ② 保険料払込証明書をなくしたとき → 「保険料払込証明書の再発行」




知っているって安心! ワンポイントアドバイス

- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

2 契約者貸付制度

一時的にお金をご入用なときには、貸付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金をご入用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率  で計算します。利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となることがあります。
- なお、貸付けできる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸付けできないこともあります。

(2) 貸付金の返済方法

- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。

ご注意

- 初めて貸付けをご請求される場合、当社所定の貸付申込書が必要となります。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要となります。
- 貸付期間(1年間)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされず、さらに1年を経過した場合は、当社は貸付金の返済に代えて保険金額を減額します。この場合、保険金の原資となる積立金を貸付金およびその利息の返済に充当するため、減額される保険金額は、貸付金およびその利息の合計額より多くなります。

約款参照

普通養老約款「第42条」、特別養老約款「第41条」、災害特約「第14条」、傷害入院特約「第15条」、疾病傷害入院特約「第17条」

HP参照

利率は、当社ホームページ
(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)
をご覧ください。

3 契約者配当金

約款参照

普通養老約款、特別養老約款「第15章」、特約「第16章」

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約の保険期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金とあわせて支払います。また、契約日から1年を経過した基本契約については、ご契約者から支払いの請求があったときに支払います。

⚠️ ご注意

- 契約者配当金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないときもあります。
- 無配当入院特約には、契約者配当金はありません。

4 契約の解約と返戻金

約款参照

普通養老約款「第34・36条」、特別養老約款「第33・35条」、災害特約「第33・35条」、傷害入院特約「第31・33条」、疾病傷害入院特約「第36・38条」

契約を途中で解約しますと、返戻金は、多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- ご契約者は、契約（特約を含みます。以下同じ。）をいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、**返戻金は多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、**返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。**
- なお、契約いただいた契約の返戻金額は、保険証券に同封した「あいさつ状」に例示として記載しておりますので、ご参照ください。
- また、事前に返戻金額を確認する場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、または、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

〈理由〉

- 生命保険では、いただいた保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
- いただいた保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となっております。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さまご本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- 継続を迷われた場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、または、かんぽコールセンター（0120-552950）まで、お気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払込みが難しいとき →45ページ
 - ②一時的にお金をご入用なとき →47ページ
 - ③保障内容の見直しをしたいとき →50ページ



⚠️ ご注意

- 無配当入院特約には、一定の場合を除き、被保険者が死亡したときの返戻金はありません。

5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- 下記の「保険金額の増額」や「保険期間の延長」については、契約日を含めて3年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

利用方法	しくみ図	しくみと特長	保険料
特約の中途付加		現在の契約に、新たに無配当傷害入院特約などを付加して保障内容を充実させる方法です。	保険料は、現在の契約の保険料と新たに付加した特約の保険料をあわせて払込みいただきます。
保険金額の増額			
① 同種増額		現在の契約の種類や保険期間を変えずに、保険金額を増やすことにより保障内容を充実させる方法です。	保険料は、現在の契約の保険料と新たに増額する部分の保険料をあわせて払込みいただきます。
② 変更増額		保険金額の増額とともに、保険種類、保険期間、保険料の払込期間を変更することにより保障内容を充実させる方法です。	保険料は、契約変更日の年齢および性別により計算します。
保険期間の延長		現在の保険種類や保険金額を変えずに、保険期間を延長することにより保障内容を充実させる方法です。	保険料は、契約変更日の年齢および性別により計算します。

しおり参照

保障内容を小さくする場合は、「保険料の払込みが難しい場合」(45ページ)や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」(20ページ)もご参照ください。

- 上記の方法のほか、基本契約に災害特約を付加されている場合は、「特約保険金額を増額する方法」や、保険料の払込みが難しい場合 などは「保険金額を減額する方法」などがあります。


6 ご契約者をはじめとした関係者の保護

保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、主約款・特約条項で「譲渡禁止」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

①約款参照


普通養老約款「第45条」、特別養老約款「第44条」、災害特約「第42条」、傷害入院特約「第39条」、疾病傷害入院特約「第44条」

被保険者による契約の解除請求権

Q

他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は生命保険の加入に一度同意してしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を解除することはできませんか？

A

被保険者が、当社に対して、直接契約の解除の請求を行うことができませんが、被保険者からご契約者に対して、**保険法** ②に基づき、以下の場合、契約の解除を求めることができます。

②参照

保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における保険契約における関係者の権利義務等が規定されています（平成22年4月1日から施行）。この法律に「被保険者による解除請求権」の規定があります。

- ①ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更したとき
例えば、夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき
企業をご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき
- ②ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
- ③保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
- ④上記②③のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の継続を困難とする重大な事由があるとき


この場合、被保険者からご契約者に申し出ていただき、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の申込みをしてください。

保険金受取人による契約の継続（介入権）

Q

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法がありますか？

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、**1か月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払いをし、かつ、当社（郵便局（郵便局株式会社）を含みます。）あてに通知を行うことで契約の継続ができます ③。

③約款参照

普通養老約款「第35条」、特別養老約款「第34条」、災害特約「第34条」、傷害入院特約「第32条」、疾病傷害入院特約「第37条」

1 生命保険料控除

1月～12月に払込みされた保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減される制度です。

対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ●納税者ご本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「ご本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満で一定のもの等は除かれます。）。 																				
対象保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間（1月～12月）に払込みになった保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。 																				
生命保険料控除の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ①当社（かんぽ生命）から「保険料払込証明書」を毎年発行します。 ②生命保険料控除の特典を受けるためには「申告」が必要です。 〈給与所得者の方〉 <ul style="list-style-type: none"> ●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。 ●保険料が団体払込みのときで、1年間に払込みいただいた保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。ただし、給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。 〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉 <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。 																				
生命保険料控除額	<ul style="list-style-type: none"> ●次のとおり年間の所得金額から控除されます。 <p>〈所得税〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e6f2ff;">年間正味払込保険料</th> <th style="background-color: #e6f2ff;">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>25,000円を超え50,000円以下のとき</td> <td>$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 12,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超え100,000円以下のとき</td> <td>$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 25,000\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>100,000円を超えるとき</td> <td>一律 50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈住民税〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e6f2ff;">年間正味払込保険料</th> <th style="background-color: #e6f2ff;">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下のとき</td> <td>$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 7,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下のとき</td> <td>$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 17,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超えるとき</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間正味払込保険料	控除金額	25,000円以下のとき	全 額	25,000円を超え50,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 12,500\text{円}$	50,000円を超え100,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 25,000\text{円}$	100,000円を超えるとき	一律 50,000円	年間正味払込保険料	控除金額	15,000円以下のとき	全 額	15,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 7,500\text{円}$	40,000円を超え70,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 17,500\text{円}$	70,000円を超えるとき	一律 35,000円
年間正味払込保険料	控除金額																				
25,000円以下のとき	全 額																				
25,000円を超え50,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 12,500\text{円}$																				
50,000円を超え100,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 25,000\text{円}$																				
100,000円を超えるとき	一律 50,000円																				
年間正味払込保険料	控除金額																				
15,000円以下のとき	全 額																				
15,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 7,500\text{円}$																				
40,000円を超え70,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 17,500\text{円}$																				
70,000円を超えるとき	一律 35,000円																				

2 保険金の税法上の取扱い

ご契約者が保険料負担者の場合で、保険金を受け取ったときには、その保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって次の取扱いになります。

(1) 保険金の課税の取扱い

死亡保険金

契約形態	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人のとき	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
ご契約者と受取人が同一人のとき	夫	妻	夫	所得税(一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人のとき	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

満期保険金

契約形態	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	満期保険金受取人	
ご契約者と受取人が同一人のとき	夫	夫	夫	所得税(一時所得) 住民税
	夫	妻	夫	
ご契約者と受取人が別人のとき	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

(2) 死亡保険金の非課税扱いの特典 (相続税法第12条)

- ご契約者と被保険者が同一人で、特定された死亡保険金受取人がそのご契約者の法定相続人に該当するときには、死亡保険金(契約が2件以上のときは合計します。)に対して、相続税法上、一定の金額が「非課税」となります。

保険金の非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

(3) 入院保険金の非課税扱いの特典

- 次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

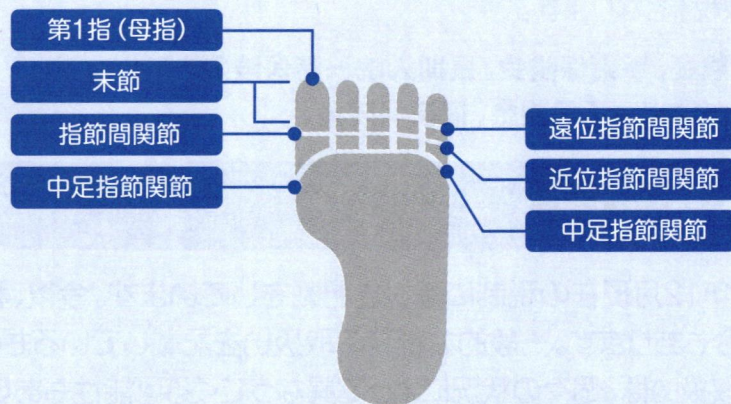
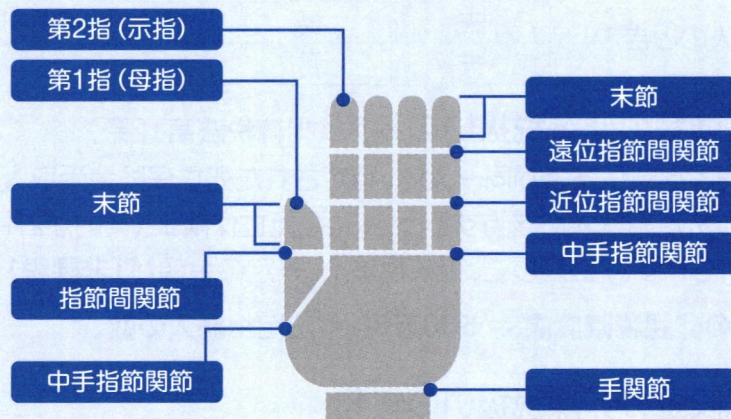
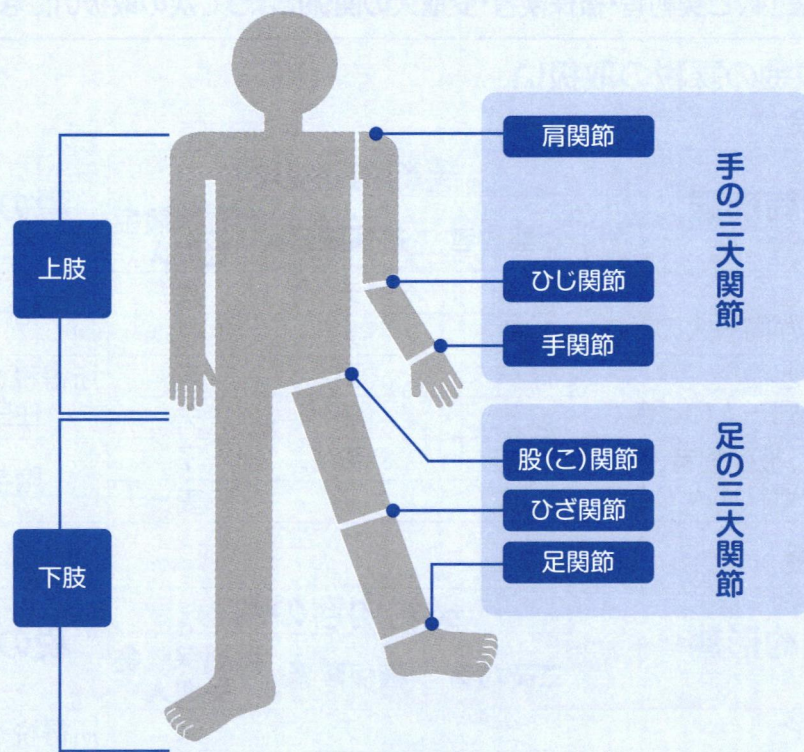
**入院保険金、手術保険金、長期入院一時保険金、
重度障がいによる保険金、傷害保険金**

! ご注意

- 平成21年12月現在の税制に基づき記載をしています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取扱いを記載しているものであり、実際の取扱いは、個々の状況によって異なってくる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などにご確認ください。

身体部位の名称


身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



1 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- 当社における「個人情報の利用目的」は、以下のとおりです。
 - ①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
 - ②関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）**を定め、これを実行します。

HP参照

当社の個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）は、当社ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）をご覧ください。

2 他の生命保険会社などの 保険契約などに関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などの支払いが正しく確実に行われるよう「**契約内容登録制度**」、「**契約内容照会制度**」および「**支払査定時照会制度**」に基づき、下記のとおり当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

▶1 契約内容登録制度／契約内容照会制度

お客様の契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、平成20年4月1日から、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約、共済契約もしくは特約付加（以下「保険契約など」といいます。）のお引受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など（以下「保険金など」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「**契約内容登録制度**」（全国共済農業協同組合連合会との間では「**契約内容照会制度**」）に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約などについては「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【登録事項】

- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金の金額および災害死亡保険金
- ③ 入院保険金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 当会社名

- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

▶ 2 支払査定時照会制度

保険金などの請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただきますことがあります。

- 当社は、平成19年10月1日から、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払いなどの判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金など」といいます。）のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に「**支払査定時照会制度**」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

- 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「**支払査定時照会制度**」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めすることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
 - ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
 - 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

3 生命保険契約者保護機構

HP参照

生命保険契約者保護機構のホームページ
(<http://www.seihohogo.jp/>)もご覧ください。

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金額の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減するかどうかは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページ (<http://www.seihohogo.jp/>) で確認できます。

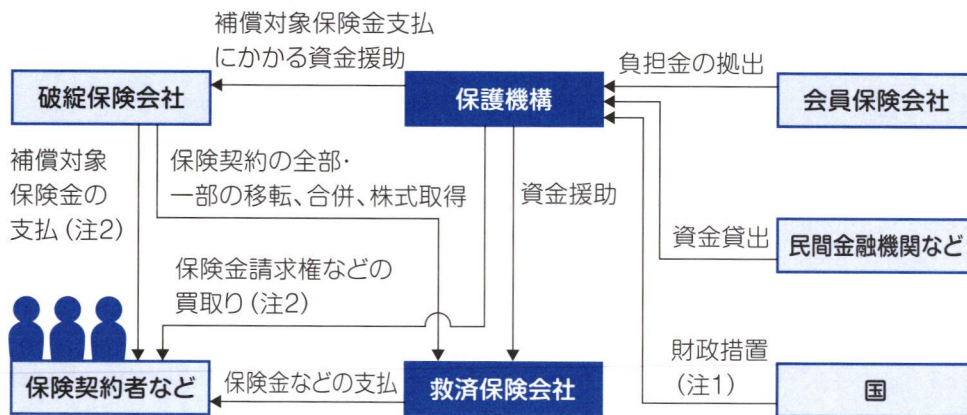
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するかどうかの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。

※3 責任準備金などは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

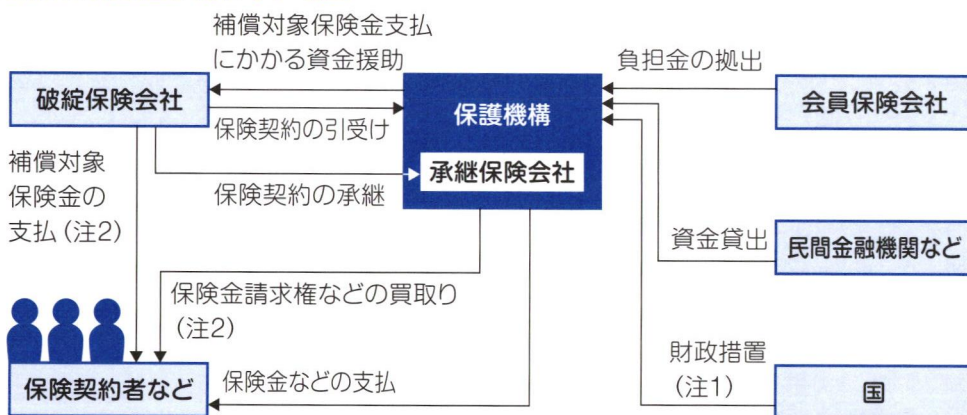
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



- 補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成21年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 ☎ TEL03-3286-2820
 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時

約款



「約款」の見かた <この見本はイメージです。>

[1] [2] [3] ……の番号がある場合には、
対応する右の備考もご参照ください。

備考

この部分も、
約款の一部です。

普通保険約款

第2条（重度障害による保険金の支払）

(1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後 [1] 障害により重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他の約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。

(2) 被保険者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社 [2] に提出してください。

(3) 本条(1)は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人 [3] の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。

(4) 本条(1)の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い [4] を受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条(1)にかかわらず、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条(1)に基づき死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条(1)の通知をしてください。

***** 第2条**

[1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。

[2] 会社には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[4] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（身体障害等による払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。

第3条（保険金の倍額支払）

(1) 被保険者が基本契約の契約日 [1] からその日を含めて1年経過後に、次のいずれかに該当したときは、支払額を2倍にします。

普通養老保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次	
第 1 章 保険金の支払	
第 1 条 保険金の支払	65
第 2 条 重度障害による保険金の支払	66
第 3 条 保険金の倍額支払	66
第 4 条 死亡保険金の削減支払	67
第 2 章 保険料の払込免除	
第 5 条 身体障害等による払込免除	67
第 6 条 保険契約者の死亡等による払込免除	68
第 3 章 責任開始	
第 7 条 責任開始の時	68
第 8 条 保険証券	69
第 4 章 保険料の払込み	
第 9 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	69
第 10 条 契約の失効	69
第 11 条 保険料の払込方法（経路）	69
第 12 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	70
第 13 条 前納払込み	70
第 14 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	70
第 5 章 告知義務および契約の解除	
第 15 条 告知義務	71
第 16 条 告知義務違反による契約の解除	71
第 17 条 契約を解除できない場合	71
第 18 条 重大事由による契約の解除	72
第 19 条 加入限度額超過による契約の解除	72
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 20 条 詐欺による取消し	72
第 21 条 不法取得目的による無効	73
第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者	
第 22 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	73
第 8 章 契約関係者の変更	
第 23 条 保険契約者の変更	73
第 24 条 住所等の変更	73
第 25 条 会社への通知による保険金受取人の変更	73
第 26 条 遺言による保険金受取人の変更	74
第 27 条 保険金受取人の死亡	74
第 9 章 契約の変更	
第 28 条 保険期間の短縮変更	75
第 29 条 保険金額の減額変更	75
第 30 条 保険料払済契約への変更	76
第 31 条 契約変更の特則	76
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 32 条 加入年齢の計算	76
第 33 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	76
第 11 章 解約	
第 34 条 保険契約者による解約	76
第 35 条 保険金受取人による基本契約の存続	77
第 12 章 返戻金の支払	
第 36 条 返戻金の支払	77

第13章 契約の復活	
第37条 契約の復活	78
第38条 復活払込金に代える保険金額の減額変更	78
第39条 復活払込金の分割払込み	78
第40条 復活の責任開始の時	79
第41条 復活の効果	79
第14章 契約者貸付	
第42条 契約者貸付	79
第15章 契約者配当	
第43条 契約者配当金の割当て	80
第44条 契約者配当金の支払	80
第16章 譲渡禁止	
第45条 譲渡禁止	81
第17章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第46条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	81
第18章 保険金等の請求および支払時期等	
第47条 保険金等の請求および支払時期等	81
第48条 消滅時効の援用	82
第19章 契約内容の登録	
第49条 契約内容の登録	82
第20章 特則	
第50条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	83
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 会社所定の感染症	
別表3 重度障害の状態	
別表4 身体障害の状態	
別表5 必要書類	

第1章 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

(1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	満期保険金受取人

(2) 被保険者が年齢^[2]6歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

被保険者の死亡当時の年齢 ^[2]	死亡保険金の額
3歳に満たないとき	基準保険金額 ^[1] ×50%
6歳に満たないとき	基準保険金額 ^[1] ×80%

(3) 本条(2)により支払うべき金額が基本契約の積立金^[3]の額に満たないときは、支払う金額は、その積立金^[3]の額とします。

(4) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ① 基本契約の責任開始の日^[4]からその日を含めて3年以内の自殺
- ② 保険契約者または特定された死亡保険金受取人^[5]の故意

(5) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残

備考（第1条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 本条の被保険者の「年齢」は、第32条(加入年齢の計算)(2)にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

[3] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

[4] 「責任開始の日」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

[5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会

額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[3]を保険契約者に支払います。

第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 本条(1)は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[3]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (4) 本条(1)の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い^[4]を受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条(1)にかかわらず、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条(1)に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条(1)の通知をしてください。

第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日^[1]からその日を含めて1年6か月を経過した後に、次のいずれかに該当したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日^[2]からその日を含めて6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。
 - ① 不慮の事故（別表1）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき
 - ② 会社所定の感染症（別表2）を直接の原因として死亡したとき
- (2) 本条(1)は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
 - ① 疾病^[3]を直接の原因とする事故
 - ② 保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (3) 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、本条(1)に定める額の保険金を削減して支払い、またはその支払をしないこと

社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [4] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（身体障害等による払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。

備考（第3条）

- [1] 「契約日」とは、第7条（責任開始の時）(2)の契約日をいいます。
- [2] 「復活日」とは、第40条（復活の責任開始の時）(2)の復活日をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症（別表2）を含みません。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

があります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第4条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡または重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考（第4条）

[1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第2章 保険料の払込免除

第5条（身体障害等による払込免除）

(1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態（別表4）になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）になったとき ア. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[2] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になったとき	被保険者が、保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[2] の故意により重度障害の状態（別表3）になったとき

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の身体障害の状態（別表4）になった場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により身体障害の状態（別表4）または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

[1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。

[2] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。

第6条（保険契約者の死亡等による払込免除）

(1) 被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉を保険契約者とする基本契約においては、被保険者が年齢^[1]10歳に達する前に、その保険契約者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 保険契約者が、基本契約の責任開始時以後 ^[2] において受けた不慮の事故（別表1）またはかかった会社所定の感染症（別表2）により死亡したとき	保険契約者が、次のいずれかにより死亡したとき ア. 疾病 ^[3] を直接の原因とする事故 イ. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 ウ. 保険契約者の犯罪行為 エ. 保険契約者の精神障害の状態を原因とする事故 オ. 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 カ. 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ. 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 保険契約者が、基本契約の責任開始時以後 ^[2] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になったとき	保険契約者が、保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[4] の故意により重度障害の状態（別表3）になったとき

(2) 保険契約者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 保険契約者が被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉である場合において、その保険契約者が基本契約による権利義務を承継した者であるときは、その保険契約者については、その承継後において受けた不慮の事故（別表1）もしくはかかった会社所定の感染症（別表2）により死亡したときまたはかかった疾病もしくは受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になったときに限り、本条(1)により将来の保険料を払込免除とします。

備考（第6条）

- [1] 本条の被保険者の「年齢」は、第32条（加入年齢の計算）(2)にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症（別表2）を含みません。
- [4] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。

第3章 責任開始

第7条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

備考（第7条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第15条（告知義務）の告知をいいます。

② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知 ^[1] をした時 イ. 会社が、第1回保険料相当額を受け取った時
--	---

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第8条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第9条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第9条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第10条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第10条）

- [1] 「猶予期間」とは、第9条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法 ^[1]
---------	----------------------------------

備考（第11条）

- [1] 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託

② 窓口払込み	会社 ^[2] に持参して払い込む方法
③ 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
④ 団体払込み	保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法 ^[3]

- (2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
- (3) 本条(1)①③④の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

第 12 条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

- ① 第 11 条（保険料の払込方法（経路））(1)①の集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期^[1]内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 保険契約者が第 11 条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合

第 13 条（前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を保険金と同時に支払う場合は、その保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。

第 14 条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料の払込免除
- ③ 保険期間の短縮変更
- ④ 保険金額の減額変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の保険料を保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、保険金受取人に払い戻します。

を受けた者を含みます。

- [3] その団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま。

備考（第 12 条）

- [1] 「払込時期」とは、第9条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

備考（第 13 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 14 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第5章 告知義務および契約の解除

第15条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、基本契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第16条（告知義務違反による契約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、または保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第17条（契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第16条（告知義務違反による契約の解除）による基本契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ 基本契約が責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に被保険者が身体障害の状態（別表4）または重度障害の状態（別表3）になった場合に、その被保険者について第16条（告知義務違反による契約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

備考（第17条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

第 18 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者^[1]または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ③ この基本契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[3]があった場合
 - ④ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 19 条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 18 条）

- [1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。
- [2] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

備考（第 19 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 6 章 契約の取消しおよび無効**第 20 条（詐欺による取消し）**

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第 21 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。

この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者**第 22 条（保険契約者または保険金受取人の代表者）**

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第 22 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 8 章 契約関係者の変更**第 23 条（保険契約者の変更）**

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

備考（第 23 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 24 条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第 24 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 25 条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[1]に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

備考（第 25 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 26 条（遺言による保険金受取人の変更）

- (1) 第 25 条（会社への通知による保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社^[1]に提出してください。

第 27 条（保険金受取人の死亡）

- (1) 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな保険金受取人は次のとおりとします。^[1]

保険金	保険金受取人
死亡保険金	被保険者の遺族
重度障害による保険金 ^[2]	被保険者
満期保険金	

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[3]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が 2 人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により保険金受取人となった者が同じ順位に 2 人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考（第 26 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 27 条）

- [1] 保険契約申込書に保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を保険金受取人とします。
- [2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第 2 条（重度障害による保険金の支払）(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [3] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第9章 契約の変更

第28条（保険期間の短縮変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]または保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
 - ② 変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[4]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第29条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 保険料が払込免除となっているとき
 - ② 保険料払済契約に変更されているとき
 - ③ 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ④ 減額後の基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第28条）

- [1] 「保険期間を短縮するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第29条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第 30 条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (6) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(5)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

第 31 条（契約変更の特則）

保険契約者は、第 28 条（保険期間の短縮変更）、第 29 条（保険金額の減額変更）および第 30 条（保険料払済契約への変更）の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

備考（第 30 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 32 条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第 32 条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第 33 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 33 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第 11 章 解約

第 34 条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。

備考（第 34 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、

- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料の払込免除となった後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 35 条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第 35 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外のもので基本契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第 12 章 返戻金の支払

第 36 条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
 - ② 第34条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険期間の短縮変更の請求
 - ⑤ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑥ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑥の場合において、次のいずれかであるときは、積立金^[2]の額とします。
- ① 基本契約の責任開始の日^[3]からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - ② 特定された死亡保険金受取人^[4]が故意に被保険者を死亡させたとき^[5]

備考（第 36 条）

- [1] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(4)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「責任開始の日」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変

更)または第26条(遺言による保険金受取人の変更)により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

- [5] 故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、本条(1)により保険契約者に支払う返戻金の額は、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額に相当する部分の積立金の額とします。

第13章 契約の復活

第37条 (契約の復活)

- (1) 第10条(契約の失効)の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
 - ① 返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考 (第37条)

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

第38条 (復活払込金に代える保険金額の減額変更)

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合は、会社が認めた場合に限って、復活払込金^[1]の全部または一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 本条(1)の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約復活払込金^[3]についても、本条(1)の復活払込金^[1]と合わせて、その全部または一部の払込みに代えた基本契約の基準保険金額^[2]の減額をするものとします。

備考 (第38条)

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [3] 「特約復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第39条 (復活払込金の分割払込み)

- (1) 保険契約者は、復活払込金^[1]の払込みが困難なときは、会社が認めた場合に限って、基本契約の復活の責任開始後に、会社の取扱範囲内で、毎月分割して払い込むことができます。この場合、復活の申込みにあたり復活払込金^[1]のうち2か月分の保険料に相当する金額を払い込んでください。
- (2) 分割払込金^[2]は、第9条(第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間)により払い込むべき保険料と合わせて払い込んでください。

備考 (第39条)

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

- (3) 分割払込金^[2]の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、分割払込金^[2]の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

第40条（復活の責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から復活後の基本契約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、復活の申込みを承諾した後に復活払込金 ^[1] を受け取った場合	復活払込金 ^[1] を受け取った時 ^[2]
② 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知 ^[3] をした時 イ. 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取った時 ^[2]

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
- (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第41条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第14章 契約者貸付

第42条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- ① 基本契約の消滅
 - ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）
 - ③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引きます。）
- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。
- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[7]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 保険契約者が貸付金^[8]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[9]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[10]この場合において、

備考（第40条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 第38条（復活払込金に代える保険金額の減額変更）により保険金額を減額するための変更をする場合は、その請求の時とし、第39条（復活払込金の分割払込み）により復活払込金を分割して払い込む場合は、復活の申込みにあたり復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を受け取った時とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第15条（告知義務）の告知をいいます。

備考（第42条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第36条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

- [7] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [8] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限ります。
- [9] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [10] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第15章 契約者配当

第43条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第44条（契約者配当金の支払）

- (1) 第43条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第43条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金受取人に、②の場合に死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第34条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。
- (5) 第43条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第44条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第34条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
 - (2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 第43条（契約者配当金の割当て）(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会

社の定める利率による利息を含みます。

- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第16章 譲渡禁止

第45条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第46条（保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第46条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 返戻金
 - (4) 契約者配当金（第44条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
 - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
 - (3) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みません。）
 - ① 第28条（保険期間の短縮変更）(6)
 - ② 第29条（保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第34条（保険契約者による解約）(5)
 - (4) その他会社が弁済を受けるべき金額

第18章 保険金等の請求および支払時期等

第47条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]または保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約

備考（第47条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第1条（保険金

の締結時から保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

(5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。

- (7) 保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第48条(消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払または保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

の支払)(4)の事由をいいます。
[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考(第48条)

[1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第19章 契約内容の登録

第49条(契約内容の登録)

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)

備考(第49条)

[1] 基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。
[2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。

- ② 死亡保険金の金額
 - ③ 基本契約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日^[1]から5年（契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日^[5]から5年（契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

す。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第20章 特則

第50条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 第1回保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第7条（責任開始の時）の第1回保険料^[1]を受け取った時とします。また、復活払込金^[2]を次の方法により払い込む場合、次の時を第40条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により第1回保険料^[1]または

備考（第50条）

- [1] 「第1回保険料」には、第1回保険料相当額を含みます。
- [2] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

復活払込金^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

(付則)

第35条(保険金受取人による基本契約の存続)の規定は、責任開始の時を保険法施行日の前までとする基本契約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、嘔、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、嘔」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りませ。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) シフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	

11 両下肢を足関節以上で失ったもの
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの

別表4 身体障害の状態

保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
2 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
4 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
5 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
6 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
9 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)の場合は指節間関節以上、その他の手指の場合は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)の場合は指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
10 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	
11 1手の5手指もしくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	

または第1指（母指）および第2指（示指）を含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	
12 1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
14 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指の場合は、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指の場合は、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
15 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの	

別表5 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第1条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
満期保険金の支払（第1条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険金の倍額支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第5条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類

		<ul style="list-style-type: none"> 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第2条(4)、第5条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
保険契約者の死亡等による払込免除（第6条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書または会社所定の医師の診断書 5 保険契約者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 重度障害が傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 7 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 8 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第2条(1)関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
前納払込みの取消し（第13条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第14条関係）	保険契約者または保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定または変更（第22条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更（第22条関係）	保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第23条関係）	変更前の保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による保険金受取人の変更（第25条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

遺言による保険金受取人の変更 (第 26 条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更(第 28 条—第 30 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約(第 34 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の 存続(第 35 条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払(第 36 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活(第 37 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付(第 42 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払(第 44 条 関係)	保険契約者または保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証(第 44 条(契約者 配当金の支払)(3)⑦の契約者配当金の支払請求をする場合 に限ります。) 3 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康 保険証 4 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者かつ死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、死亡保険金または重度障害による保険金^[2]の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等^[1]の受給者が2人以上いる場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。)

② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考(別表5)

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

[2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。

特別養老保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 保険金の支払	
第 1 条 保険金の支払	92
第 2 条 重度障害による保険金の支払	93
第 3 条 保険金の倍額支払	93
第 4 条 死亡保険金の削減支払	94
第 2 章 保険料の払込免除	
第 5 条 保険料の払込免除	94
第 3 章 責任開始	
第 6 条 責任開始の時	95
第 7 条 保険証券	95
第 4 章 保険料の払込み	
第 8 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	95
第 9 条 契約の失効	96
第 10 条 保険料の払込方法（経路）	96
第 11 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	96
第 12 条 前納払込み	96
第 13 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	96
第 5 章 告知義務および契約の解除	
第 14 条 告知義務	97
第 15 条 告知義務違反による契約の解除	97
第 16 条 契約を解除できない場合	97
第 17 条 重大事由による契約の解除	98
第 18 条 加入限度額超過による契約の解除	98
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 19 条 詐欺による取消し	99
第 20 条 不法取得目的による無効	99
第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者	
第 21 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	99
第 8 章 契約関係者の変更	
第 22 条 保険契約者の変更	99
第 23 条 住所等の変更	99
第 24 条 会社への通知による保険金受取人の変更	99
第 25 条 遺言による保険金受取人の変更	100
第 26 条 保険金受取人の死亡	100
第 9 章 契約の変更	
第 27 条 保険期間の短縮変更	101
第 28 条 保険金額の減額変更	101
第 29 条 保険料払済契約への変更	102
第 30 条 契約変更の特則	102
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 31 条 加入年齢の計算	102
第 32 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	102
第 11 章 解約	
第 33 条 保険契約者による解約	103
第 34 条 保険金受取人による基本契約の存続	103
第 12 章 返戻金の支払	
第 35 条 返戻金の支払	103

第13章 契約の復活	
第36条 契約の復活	104
第37条 復活払込金に代える保険金額の減額変更	104
第38条 復活払込金の分割払込み	105
第39条 復活の責任開始の時	105
第40条 復活の効果	105
第14章 契約者貸付	
第41条 契約者貸付	105
第15章 契約者配当	
第42条 契約者配当金の割当て	106
第43条 契約者配当金の支払	106
第16章 譲渡禁止	
第44条 譲渡禁止	107
第17章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第45条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	107
第18章 保険金等の請求および支払時期等	
第46条 保険金等の請求および支払時期等	108
第47条 消滅時効の援用	109
第19章 契約内容の登録	
第48条 契約内容の登録	109
第20章 特則	
第49条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	109
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 会社所定の感染症	
別表3 重度障害の状態	
別表4 身体障害の状態	
別表5 必要書類	

第1章 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

(1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

① 2倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×50%	満期保険金受取人

② 5倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×20%	満期保険金受取人

③ 10倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×10%	満期保険金受取人

備考（第1条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第39条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第25条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [4] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。
- ① 基本契約の責任開始の日^[2]からその日を含めて3年以内の自殺
 - ② 保険契約者または特定された死亡保険金受取人^[3]の故意
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[4]を保険契約者に支払います。

第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、保険期間の末日にその通知があったものとみなします。
- (4) 本条(1)は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[3]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (5) 本条(1)の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い^[4]を受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条(1)にかかわらず、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条(1)に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条(1)の通知をしてください。

第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日^[1]からその日を含めて1年6か月を経過した後に、次のいずれかに該当したときは、満期保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日^[2]からその日を含めて6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。
- ① 不慮の事故（別表1）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき
 - ② 会社所定の感染症（別表2）を直接の原因として死亡したとき
- (2) 本条(1)は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
- ① 疾病^[3]を直接の原因とする事故
 - ② 保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をして

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第39条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第25条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [4] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（保険料の払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。

備考（第3条）

- [1] 「契約日」とは、第6条（責任開始の時）(2)の契約日をいいます。
- [2] 「復活日」とは、第39条（復活の責任開始の時）(2)の復活日をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症（別表2）を含みません。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第25条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

いる間に生じた事故

(3) 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、本条(1)に定める額の保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第4条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡または重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考（第4条）

[1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第2章 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

(1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態（別表4）になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）になったとき ア. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[2] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になったとき	被保険者が、保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[2] の故意により重度障害の状態（別表3）になったとき

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の身体障害の状態（別表4）になった場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により身体障害の状態（別表4）または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

[1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第39条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。

[2] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第25条（遺言による保険金受取人の変更）により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。

第3章 責任開始

第6条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知 ^[1] をした時 イ. 会社が、第1回保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

備考（第6条）

[1] 「被保険者に関する告知」とは、第14条（告知義務）の告知をいいます。

第4章 保険料の払込み

第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第8条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第10条（保険料の払込方法（経路））

(1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法 ^[1]
② 窓口払込み	会社 ^[2] に持参して払い込む方法
③ 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
④ 団体払込み	保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法 ^[3]

- (2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
- (3) 本条(1)①③④の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

第11条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

- ① 第10条（保険料の払込方法（経路））(1)①の集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期^[1]内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 保険契約者が第10条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合

第12条（前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を保険金と同時に支払う場合は、その保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。

第13条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

備考（第9条）

- [1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

備考（第10条）

- [1] 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り、
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] その団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限り、

備考（第11条）

- [1] 「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

備考（第12条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第13条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契

- ① 基本契約の消滅
 - ② 保険料の払込免除
 - ③ 保険期間の短縮変更
 - ④ 保険金額の減額変更
 - ⑤ 保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の保険料を保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、保険金受取人に払い戻します。

約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第5章 告知義務および契約の解除

第14条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、基本契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第15条（告知義務違反による契約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、または保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第16条（契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による契約の解除）による基本契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ 基本契約が責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。

備考（第16条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第39条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に被保険者が身体障害の状態（別表4）または重度障害の状態（別表3）になった場合に、その被保険者について第15条（告知義務違反による契約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。

- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

第17条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者^[1]または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ③ この基本契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[3]があった場合
 - ④ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第18条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第17条）

- [1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。
- [2] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

備考（第18条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第19条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第21条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第21条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第22条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

備考（第22条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第23条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第23条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

備考（第24条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[1]に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第 25 条（遺言による保険金受取人の変更）

- (1) 第 24 条（会社への通知による保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。

第 26 条（保険金受取人の死亡）

- (1) 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな保険金受取人は次のとおりとします。^[1]

保険金	保険金受取人
死亡保険金	被保険者の遺族
重度障害による保険金 ^[2]	被保険者
満期保険金	

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[3]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち

備考（第 25 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 26 条）

- [1] 保険契約申込書に保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を保険金受取人とします。
- [2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第2条（重度障害による保険金の支払）(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [3] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

- (9) 本条(5)(7)(8)により保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第9章 契約の変更

第27条（保険期間の短縮変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]または保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
 - ② 変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[4]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第28条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料が払込免除となっているとき
 - ② 保険料払済契約に変更されているとき
 - ③ 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ④ 減額後の基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第27条）

- [1] 「保険期間を短縮するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第28条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第 29 条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (6) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(5)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

第 30 条（契約変更の特則）

保険契約者は、第 27 条（保険期間の短縮変更）、第 28 条（保険金額の減額変更）および第 29 条（保険料払済契約への変更）の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

備考（第 29 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い**第 31 条（加入年齢の計算）**

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第 31 条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第 32 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 32 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第11章 解約

第33条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
 - ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料の払込免除となった後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第34条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

備考（第33条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第34条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外のもので基本契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第12章 返戻金の支払

第35条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第33条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険期間の短縮変更の請求
 - ⑤ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑥ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経

備考（第35条）

- [1] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「責任開始の日」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第39条（復活の責任開始の時）

過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑥の場合において、次のいずれかであるときは、積立金^[2]の額とします。

- ① 基本契約の責任開始の日^[3]からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- ② 特定された死亡保険金受取人^[4]が故意に被保険者を死亡させたとき^[5]

の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第24条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第25条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、本条(1)により保険契約者に支払う返戻金の額は、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額に相当する部分の積立金の額とします。

第13章 契約の復活

第36条（契約の復活）

- (1) 第9条（契約の失効）の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
 - ① 返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第36条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この保険契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

第37条（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合は、会社が認めた場合限り、復活払込金^[1]の全部または一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 本条(1)の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約復活払込金^[3]についても、本条(1)の復活払込金^[1]と合わせて、その全部または一部の払込みに代えた基本契約の基準保険金額^[2]の減額をするものとします。

備考（第37条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「特約復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第 38 条（復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者は、復活払込金^[1]の払込みが困難なときは、会社が認めた場合
に限り、基本契約の復活の責任開始後に、会社の取扱範囲内で、毎月分割し
て払い込むことができます。この場合、復活の申込みにあたり復活払込金^[1]
のうち2か月分の保険料に相当する金額を払い込んでください。
- (2) 分割払込金^[2]は、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）
により払い込むべき保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 分割払込金^[2]の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受
けることはできません。
- (4) 本条(1)は、分割払込金^[2]の払込みを完了する前に失効したときは、その後
の復活の申込みには適用しません。

第 39 条（復活の責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から復活後の基本契約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と復活払込金の 受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、復活の申込みを承諾し た後に復活払込金 ^[1] を受け取った 場合	復活払込金 ^[1] を受け取った時 ^[2]
② 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取 った後に復活の申込みを承諾した 場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、 被保険者に関する告知 ^[3] をした時 イ. 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取 った時 ^[2]

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
- (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契
約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第 40 条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第 14 章 契約者貸付

第 41 条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出さ
れた額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社
の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類(別表5)
を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日
から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに
貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれか
の事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
 - ① 基本契約の消滅
 - ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割
合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）
 - ③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[6]
から差し引きます。）
- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]
の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定め

備考（第 38 条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い
込まなかった期間の保険料に相当する
金額をいいます。
- [2] 「分割払込金」とは、本条(1)により
分割して払い込む金額をいいます。

備考（第 39 条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い
込まなかった期間の保険料に相当する
金額をいいます。
- [2] 第 37 条（復活払込金に代える保険
金額の減額変更）により保険金額を減
額するための変更をする場合は、その
請求の時とし、第 38 条（復活払込金
の分割払込み）により復活払込金を分
割して払い込む場合は、復活の申込み
にあたり復活払込金のうち2か月分の
保険料に相当する金額を受け取った時
とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第
14 条（告知義務）の告知をいいます。

備考（第 41 条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を
解約した場合にその基本契約の経過し
た年月数により算出した第 35 条（返
戻金の支払）(2)本文に定める返戻金
の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託
を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に
振り替えることを目的とする貸付けの
場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日
（保険料に振り替えることを目的とす
る貸付けの場合は、最後に保険料に振
り替えた日）の翌日からその日を含め
て1年の期間とし、その期間の満了す
る日が会社の非営業日である場合は、
翌営業日までの期間とします。

る利率を適用します。

- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[7]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 保険契約者が貸付金^[8]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[9]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[10]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [8] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限り、支払う必要はありません。
- [9] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [10] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第15章 契約者配当

第42条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第43条（契約者配当金の支払）

- (1) 第42条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第42条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金受取人に、②の場合に死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第33条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求

備考（第43条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第33条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
 - (2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 第42条（契約者配当金の割当て）

- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。
- (5) 第42条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みません。

[5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第16章 譲渡禁止

第44条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第45条（保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第45条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 返戻金
- (4) 契約者配当金（第43条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
- (5) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (3) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みません。）
 - ① 第27条（保険期間の短縮変更）(6)
 - ② 第28条（保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第33条（保険契約者による解約）(5)
- (4) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 18 章 保険金等の請求および支払時期等

第 46 条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]または保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
 - ① 本条(4)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考（第 46 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 47 条（消滅時効の援用）

保険金等^[1]の支払または保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考（第 47 条）

[1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第 19 章 契約内容の登録

第 48 条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 基本契約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日^[1]から5年（契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日^[5]から5年（契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

備考（第 48 条）

- [1] 基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第 20 章 特則

第 49 条（第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 第1回保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第6条（責任開始の時）の第1回保険料^[1]を受け取った時とします。また、復活払込金^[2]を次の方法により払い込む場合、次の時を第39条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[2]を受け取った時とします。

備考（第 49 条）

- [1] 「第1回保険料」には、第1回保険料相当額を含みます。
- [2] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

(付則)

第34条（保険金受取人による基本契約の存続）の規定は、責任開始の時を保険法施行日の前までとする基本契約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りませ。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) シフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	

11 両下肢を足関節以上で失ったもの
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの

別表4 身体障害の状態

保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
2 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
4 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
5 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
6 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
9 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)の場合は指節間関節以上、その他の手指の場合は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)の場合は指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
10 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	
11 1手の5手指もしくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	

または第1指（母指）および第2指（示指）を含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	
12 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
13 1 下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
14 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指の場合は、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指の場合は、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
15 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの	

別表5 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第1条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
満期保険金の支払（第1条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険金の倍額支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第5条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類

		<ul style="list-style-type: none"> 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第2条(5)、第5条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第2条(1)関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
前納払込みの取消し（第12条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第13条関係）	保険契約者または保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定または変更（第21条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更（第21条関係）	保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第22条関係）	変更前の保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による保険金受取人の変更（第24条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による保険金受取人の変更（第25条関係）	保険契約者の相続人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第27条—第29条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第33条関係）	保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の	保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書

存続（第 34 条関係）		2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活（第 36 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第 41 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第 43 条関係）	保険契約者または保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証（第 43 条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求をする場合に限り。） 3 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者かつ死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、死亡保険金または重度障害による保険金^[2]の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

- ① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等^[1]の受給者が2人以上いる場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
- ② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表5）

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

[2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第2条（重度障害による保険金の支払）(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。

災害特約条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次	
第 1 章 総則	
第 1 条 特約の付加	118
第 2 章 特約保険金の支払	
第 2 条 特約保険金の支払	118
第 3 条 特約保険金の支払限度	119
第 4 条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い	119
第 5 条 死亡保険金等を支払わない場合等	120
第 6 条 特約死亡保険金受取人	120
第 3 章 特約保険料の払込免除	
第 7 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	121
第 8 条 身体障害による特約保険料の払込免除	122
第 9 条 夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除	122
第 10 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	123
第 4 章 特約の責任開始	
第 11 条 特約の責任開始の時	124
第 12 条 保険証券	124
第 5 章 特約保険料の払込み	
第 13 条 特約保険料の払込み	124
第 14 条 特約保険料の振替貸付	124
第 15 条 特約保険料の前納払込み	125
第 16 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	125
第 6 章 特約の解除	
第 17 条 重大事由による特約の解除	125
第 18 条 加入限度額超過による特約の解除	126
第 7 章 特約の取消しおよび無効	
第 19 条 詐欺による特約の取消し	126
第 20 条 不法取得目的による特約の無効	126
第 8 章 特約の失効	
第 21 条 特約の失効	126
第 9 章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	
第 22 条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	127
第 10 章 特約の契約関係者の変更	
第 23 条 特約の保険契約者の変更等	128
第 24 条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	128
第 25 条 特約死亡保険金受取人の死亡	128
第 11 章 特約の変更	
第 26 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	129
第 27 条 特約保険金額の減額変更	129
第 28 条 特約保険金の支払額通算の特則	130
第 29 条 夫婦特約の変更	130
第 30 条 契約変更の特則	131
第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 31 条 特約の加入年齢の計算	131
第 32 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	131
第 13 章 特約の解約	
第 33 条 保険契約者による特約の解約	131
第 34 条 特約保険金受取人による特約の存続	132

第 14 章 特約の返戻金の支払
 第 35 条 特約の返戻金の支払 132

第 15 章 特約の復活
 第 36 条 特約の復活 133
 第 37 条 特約復活払込金の分割払込み 133
 第 38 条 特約の復活の責任開始の時 133
 第 39 条 特約の復活の効果 133

第 16 章 特約契約者配当
 第 40 条 特約契約者配当金の割当て 134
 第 41 条 特約契約者配当金の支払 134

第 17 章 譲渡禁止
 第 42 条 譲渡禁止 135

第 18 章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い
 第 43 条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い 135

第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等
 第 44 条 特約保険金等の請求および支払時期等 136
 第 45 条 消滅時効の援用 137

第 20 章 契約内容の登録
 第 46 条 契約内容の登録 137

第 21 章 特則
 第 47 条 中途付加の場合の特則 138
 第 48 条 中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則 139

別表 1 対象となる不慮の事故
 別表 2 身体障害等級表
 別表 3 特定要介護状態
 別表 4 加重障害における傷害保険金額
 別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更
 別表 6 必要書類

第 1 章 総則

第 1 条 (特約の付加)
 この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 (特約保険金の支払)
 (1) この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故(別表 1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 ^[3]	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故(別表 1)により傷害を受け、そ	特約基準保険金額 ^[3] × 身体障害等級	被保険者 ^[4]

備考 (第 2 条)

[1] 「責任開始時以後」とは、第 11 条 (特約の責任開始の時) または第 47 条 (中途付加の場合の特則) の特約の責任開始の時以後をいいます。

[2] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表 (別表 2) の身体障害の状態をいいます。

[3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。

[4] 傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

	<p>の傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態^[2]になったとき。ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて4日以内に死亡したときは、傷害保険金を支払いません。</p> <p>(2) (1)の場合において、1の不慮の事故(別表1)により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額(別表4)に定めるところにより、傷害保険金を支払います。</p>	<p>表(別表2)に定める身体障害の状態に応じた支払割合</p>
--	---	----------------------------------

[5] 本条の被保険者の「年齢」は、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(2) 被保険者が年齢^[5]6歳に達する前に不慮の事故(別表1)により傷害を受けたときは、死亡保険金または傷害保険金の支払額は、次のとおりとします。

被保険者の事故当時の年齢 ^[5]	支払額
3歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×50%
6歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×80%

第3条 (特約保険金の支払限度)

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。

備考 (第3条)

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

第4条 (被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い)

(1) 被保険者が死亡した場合における傷害保険金および被保険者と保険契約者が同一人である場合の被保険者の死亡による返戻金^[1]の支払の請求については、傷害保険金の場合は被保険者の法定相続人、被保険者の死亡による返戻金^[1]の場合は保険契約者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者または保険契約者の他の法定相続人を代理するものとします。

備考 (第4条)

[1] この特約が付加された基本契約において死亡保険金が支払われる場合に限りま。

① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人(法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)

② ①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者(被保険者の死亡時において指定代理請求特別条項第4条(指定代理請求人の指定またはその変更)(1)に定める範囲内にある者であることを必要とします。)

③ ①②に該当する者がいない場合

配偶者

④ ①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

- (2) 本条(1)により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、または被保険者の死亡による返戻金^[1]を保険契約者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金またはその被保険者の死亡による返戻金^[1]の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第5条（死亡保険金等を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[1]の故意または重大な過失^[2]
 - ③ 被保険者^[3]の犯罪行為
 - ④ 被保険者^[3]の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者^[3]の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者^[3]が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者^[3]が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[1]が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[4]を保険契約者に支払います。
- (3) 被保険者が次のいずれかにより死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

第6条（特約死亡保険金受取人）

- (1) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者としします。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険 普通定期保険 普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険 学資保険 育英年金付学資保険 終身年金保険付終身保険	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
即時終身年金保険	特定された特約死亡保険金受取人 ^[1]

備考（第5条）

- [1] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [2] 死亡保険金の支払事由に限ります。
- [3] 夫婦特約の場合は、その支払事由に該当した被保険者に限ります。
- [4] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

備考（第6条）

- [1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第23条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第24条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。
- [2] 配偶者である被保険者がいないとき

据置終身年金保険 即時定期年金保険 据置定期年金保険	
夫婦保険 夫婦年金保険付夫婦保険	① 主たる被保険者が死亡した場合 配偶者である被保険者 ^[2] ② 配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約 ^[3] に限ります。） 主たる被保険者 ^[4]
即時夫婦年金保険 据置夫婦年金保険	① 主たる被保険者が死亡した場合 主たる被保険者の遺族 ② 配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約 ^[3] に限ります。） 配偶者である被保険者の遺族

- または配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を死亡させたときは、主たる被保険者の遺族とします。
- [3] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [4] 主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族とします。
- [5] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[5]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険および据置夫婦年金保険にかかる特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第3章 特約保険料の払込免除

第7条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。

備考（第7条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第47条（中

- ① この特約の責任開始時前^[2]に生じたものであるとき
- ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき

途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料^[1]を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[2]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

備考（第8条）

- [1] 本条(1)②③の場合には、本条(1)②③の身体障害の状態になった被保険者にかかる将来の特約保険料に限ります。
- [2] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [3] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [4] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第47条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [6] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [7] 夫婦特約の場合は、その身体障害の状態になった被保険者に限ります。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[3] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約 ^[4] の場合は、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[2] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[6] の故意または重大な過失 イ. 被保険者 ^[7] の犯罪行為 ウ. 被保険者 ^[7] の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者 ^[7] の泥酔の状態を原因とする事故
② 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約 ^[4] において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	オ. 被保険者 ^[7] が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者 ^[7] が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
③ この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[2]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第9条（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

(1) 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約^[1]において、基本保険料^[2]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約

備考（第9条）

- [1] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。

保険料がある場合、基本保険料^[2]の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、またはかかった疾病もしくは受けた傷害により重度障害の状態^[3]になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

- (2) 本条(1)は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前^[4]に生じた場合
 - ② 本条(1)の疾病もしくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかったもしくは受けたものである場合
 - ③ 主たる被保険者が次のア. により死亡し、またはイ. により重度障害の状態^[3]になった場合
 - ア. この特約または復活の責任開始の日からその日を含めて3年を経過する前の自殺
 - イ. 主たる被保険者または配偶者である被保険者の故意
- (3) 主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、または重度障害の状態^[3]になった場合で、その原因により死亡し、または重度障害の状態^[3]になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「責任開始時前」とは、第11条(特約の責任開始の時)または第47条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

第10条 (介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

- (1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故(別表1)により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3] になったときまたは特定要介護状態(別表3)が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表3)になり、かつ、その特定要介護状態(別表3)になった日からその日を含めて特定要介護状態(別表3)がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態(別表3)になった日以後のこの特約の特約保険料	イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をして

備考 (第10条)

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第11条(特約の責任開始の時)または第47条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。

	いる間に生じた事故 キ、被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}
--	--

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第4章 特約の責任開始

第11条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第12条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第13条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

第14条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをした

備考（第13条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付

ときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

加された基本契約の保険料をいいます。

第 15 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 15 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 16 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

備考（第 16 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 6 章 特約の解除

第 17 条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重

備考（第 17 条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 18 条 (加入限度額超過による特約の解除)

(1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考 (第 18 条)

[1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 19 条 (詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 20 条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 21 条 (特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

① 基本契約がその効力を失ったとき

② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき

③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき^[2]

④ 第 26 条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[3]

備考 (第 21 条)

[1] 「猶予期間」とは、第 13 条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。

[2] 夫婦特約の場合は、主たる被保険者および配偶者である被保険者のそれぞれ

が変更された場合^[4]において、変更後の特約基準保険金額^[3]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[5]
- (2) 夫婦特約^[6]においては、次の①②に該当する場合には夫婦特約^[6]のうち主たる被保険者にかかる部分、③④⑤⑥のいずれかに該当する場合には夫婦特約^[6]のうち配偶者である被保険者にかかる部分は、その効力を失います。
- ① 主たる被保険者が死亡したとき^[5]
- ② 主たる被保険者にかかる特約保険金の支払額がその支払額の限度に達したとき
- ③ 配偶者である被保険者が死亡したとき^[7]
- ④ 配偶者である被保険者にかかる特約保険金の支払額がその支払額の限度に達したとき
- ⑤ 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき
- ⑥ 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき
- (3) 本条(2)の場合においては、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約基準保険金額^[3]を変更し、次の場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- ① 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約^[6]において、本条(2)①に該当したとき^[8]
- ② 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約^[6]において、本条(2)②に該当したとき

れにかかる特約保険金の支払額がその限度に達したときとします。

- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
- (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [5] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生前に支払うときに限ります。）を含みます。
- [6] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [7] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生前に支払うときに限ります。）を含みます。
- [8] 第7条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）(2)、第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）(1)または第9条（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）(2)により払込免除とならない場合に限りします。

第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

第22条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3) 本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4) 特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとする

備考（第22条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

るときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。

- (5) 本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第23条（特約の保険契約者の変更等）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(2)の通知が会社^[1]に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第24条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- (1) この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、第23条（特約の保険契約者の変更等）(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (2) 本条(1)の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。

第25条（特約死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。^[1]
- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

備考（第23条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第24条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第25条）

- [1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[2]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第11章 特約の変更

第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第27条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の変更を請求することはできません。
- ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年^[2]を経過していないとき

備考（第27条）

- [1] 復活した特約の場合は、第38条（特約の復活の責任開始の時）(2)の復活日とします。
- [2] 夫婦特約において、主たる被保険者にかかる特約保険金額を減額変更するときはその者にかかる特約保険金額の減額変更後2年、配偶者である被保険

- ③ 特約保険料が払込免除となっているとき^[3]
 - ④ 夫婦特約^[4]において、主たる被保険者にかかる特約保険料が払込免除とされているときはその者にかかる特約保険金額を、配偶者である被保険者にかかる特約保険料が払込免除とされているときはその者にかかる特約保険金額を減額しようとするとき
 - ⑤ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[5]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑦ 減額後の特約基準保険金額^[5]が10万円^[6]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社^[7]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[8]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[8]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[8]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力^[9]を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

者にかかる特約保険金額を減額変更するときはその者にかかる特約保険金額の減額変更後2年とします。

- [3] 夫婦特約を除きます。
- [4] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [5] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [6] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [7] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [8] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [9] 夫婦特約の場合は、その払込免除とされた者にかかる部分の減額変更の効力とします。

第28条(特約保険金の支払額通算の特則)

第26条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第27条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考(第28条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

第29条(夫婦特約の変更)

- (1) 保険契約者は、夫婦特約^[1]を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約^[1]において、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、本条(1)の請求をすることができます。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に主たる被保険者または配偶者である被保険者にかかる特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更は効力を生じません。

備考(第29条)

- [1] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(5)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第30条（契約変更の特則）

保険契約者は、第27条（特約保険金額の減額変更）および第29条（夫婦特約の変更）の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第32条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第32条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第33条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]にその効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第33条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が基本契約の月ごとの契約応当日となります。

第 34 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

備考（第 34 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 14 章 特約の返戻金の支払

第 35 条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第 33 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ この特約の失効^[2]
 - ⑤ この特約の変更^[3]
 - ⑥ 特約保険金の免責事由^[4]の該当
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金または基本契約の積立金^[5]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^{[6][7]}の額とします。
- (3) 被保険者について既払特約保険金^[8]がある場合、既払特約保険金^[8]の額に本条(2)により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約基準保険金額^[9]を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、本条(2)にかかわらず、特約基準保険金額^[9]から既払特約保険金^[8]の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

備考（第 35 条）

- [1] 本条(1)①の「被保険者の死亡」は、以下のいずれかに該当する場合に限り、以下のいずれかに該当するものに除きます。ただし、第 21 条（特約の失効）(3)①に該当するものを除きます。
- (1) 特約保険金の支払事由に該当しない場合
 - (2) 重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 本条(1)①の「被保険者の死亡」に該当したとき
 - (2) 第 21 条（特約の失効）(3)①に該当したとき
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り、ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 傷害を直接の原因とする死亡の場合に限り、
- [5] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [6] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対す

る責任準備金のことをいいます。

- [7] 夫婦特約にあっては、死亡した被保険者にかかる特約の責任準備金の額とします。
- [8] すでに支払ったまたは支払うべき特約保険金をいいます。
- [9] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第15章 特約の復活

第36条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)の復活をすることができません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第36条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第37条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第13条（特約保険料の払込み）により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

備考（第37条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

第38条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第39条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事

故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第40条（特約契約者配当金の割当て）

会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有するこの特約に対して特約契約者配当金を割り当てることがあります。

第41条（特約契約者配当金の支払）

- (1) 第40条（特約契約者配当金の割当て）により割り当てた特約契約者配当金^[1]は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^{[2][3]}に効力を有する特約^[4]に限り、その年ごとの契約応当日^{[2][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第40条（特約契約者配当金の割当て）により割り当てた特約契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった特約契約者配当金^[5]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたとき^[6]は、保険契約者に、特約契約者配当金^[7]を支払います。ただし、①②の場合に基本契約の保険金を支払うときは基本契約の保険金受取人に、次の⑤の場合において、第21条（特約の失効）(1)③による失効のときは、その失効時における特約保険金受取人に支払います。
 - ① この特約の保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡^[8]
 - ③ この特約の解除
 - ④ 第33条（保険契約者による特約の解約）による解約の通知
 - ⑤ この特約の失効^[9]
 - ⑥ 特約保険金額の減額変更の請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約基準保険金額^[10]のうち減額した特約基準保険金額^[10]の割合によって計算します。
- (5) 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日または年金支払期間^[11]内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約契約者配当金^[12]を、主約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定める計算方法によりその年金を積み増すことにより支払います。

備考（第41条）

- [1] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。
- [2] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、特約の契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、特約の契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [3] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日前に限り、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約の場合は年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限りません。）、年金支払事由発生日または年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日とします。
- [4] 次のものを除きます。
 - (1) 年ごとの契約応当日に特約の解除または第33条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知があった特約
 - (2) 年ごとの契約応当日に特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分
- [5] 次のものを除きます。
 - (1) その事業年度末または翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち本条(3)①に該当したことにより支払うもの
 - (2) 翌事業年度中に年金支払事由発生

日または年ごとの年金支払事由発生
 当日が到来する基本契約に対して
 割り当てたもののうち本条(5)によ
 り年金を積み増すことにより支払う
 もの

- [6] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金
 保険付夫婦保険、即時終身年金保険、
 据置終身年金保険、即時夫婦年金保険
 または据置夫婦年金保険の基本契約に
 付加されたこの特約にあっては、年金
 支払事由発生前にその事由が生じたと
 きに限りませす。
- [7] 本条(3)の事由が生じたときまでの
 間の会社の定める利率による利息を含
 みます。
- [8] 夫婦特約の場合は、特約が消滅する
 場合に限りませす。
- [9] 本条(3)②の被保険者が死亡した場
 合を除き、夫婦特約の場合は、特約が
 消滅する場合に限りませす。
- [10] 「特約基準保険金額」とは、この特
 約を締結する際に基準として定めた
 特約保険金の額(その額が変更されて
 いる場合には変更後の額)をいいま
 す。
- [11] 継続年金を支払っている保証期間
 を含みます。
- [12] 年金支払事由発生日までの間の会
 社の定める利率による利息を含いま
 す。

第 17 章 譲渡禁止

第 42 条 (譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金または
 特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第 43 条 (保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱 い)

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または
 特約の返戻金もしくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に
 関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考 (第 43 条)

- [1] 「保険金等」とは、次のものをい
 います。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 介護保険金
 - (4) 年金
 - (5) 継続年金
 - (6) 返戻金
 - (7) 契約者配当金(主約款において保
 険契約者による契約者配当金の支払
 請求により支払われる契約者配当金
 を除きます。)

(8) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第 26 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第 27 条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第 29 条（夫婦特約の変更）(6)
 - ④ 第 33 条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

第 44 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 6）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

備考（第 44 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第 5 条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第45条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考（第45条）

- [1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第46条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金の金額
- ③ 特約の契約日^[1]
- ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社

備考（第46条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約^[2]、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第 21 章 特則

第 47 条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当疾病傷害入院特約の被保険者に関する告知 ^[3] 前に受け取った場合には、保険契約者または被保険者がその告知をした時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険契約者に保険証券を交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日^[4]とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日^[6]とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 31 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したもとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 47 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当疾病傷害入院特約条項第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が特約の月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が基本契約の月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、特約の契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、特約の契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が基本契約の年ごとの契約応当日となります。

第 48 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 47 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第 1 回特約保険料^[1]を払い込む場合、次のすべてを満たすときは、第 1 回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第 1 回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

（付則）

第 34 条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

[8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

備考（第 48 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」によるものとしします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火傷による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、嘔吐、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、嘔吐」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

(1) 身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合	
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。	100%	
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。		
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。		
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(肩関節、肘関節および手関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(股関節、膝関節および足関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。		
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]			
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]			
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]			
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]			
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの		(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが 89 デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの		(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。	

		<p>いいます。</p> <p>(2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。</p>	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	聴力はオーージオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。	

		(2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。	
	51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (3) 「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。	
	62 平衡機能に障害を残すもの	(2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。 (3) 「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1) 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2) 「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	65 1上肢の3大関節中の1関節の	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、また	

	用を全く永久に失ったもの	は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1 上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	
	67 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったもの、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指を失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1 下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1 下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1 下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1 足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったも	

2手指を失ったもの	のをいいます。
85 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) (1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

備考(別表2)

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア、に該当し、かつ、イ、からオ、までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア、歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ、排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ、食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ、衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ、入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。

場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表4 加重障害における傷害保険金額

(1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの^[1]に應ずる支払割合を特約基準保険金額^[2]に乗じて得た額とします。

(2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3) (2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。

(4) (1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。

- ① 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
- ② 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
- ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
- ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
- ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。
- ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸部臓器を同一部位とします。

備考（別表4）

[1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ 夫婦特約が付加された夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡し保険金の免責事由に該当した場合において基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき
 - ⑩ ①から⑨までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約基準保険金額^[4]を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
- [2] 育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。
- [4] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

別表6 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	特約死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者および被保険者が職域である団体、職域取扱団体にかかる構成員またはその退職者等であることを証明できる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4 主たる被保険者および配偶者である被保険者の婚姻関係を証明できる書類（夫婦特約に限ります。） 5 会社所定の医師の死亡証明書 6 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 7 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 8 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 9 保険証券
傷害保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者および被保険者が職域である団体、職域取扱

		<p>団体にかかる構成員またはその退職者等であることを証明できる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。）</p> <p>4 主たる被保険者および配偶者である被保険者の婚姻関係を証明できる書類（夫婦特約に限ります。）</p> <p>5 会社所定の医師の診断書</p> <p>6 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>7 特約保険金受取人の戸籍抄本</p> <p>8 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>9 保険証券</p>
--	--	--

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第8条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の診断書</p> <p>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第9条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の死亡証明書または会社所定の医師の診断書</p> <p>4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の診断書</p> <p>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>

③ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効（第21条(2)⑤による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第21条、第35条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>3 保険証券</p>
第21条(2)⑤の失効による特約の返戻金の支払（第21条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 配偶者である被保険者の資格喪失の事実およびその年月日を証明できる書類</p> <p>3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>4 保険証券</p>
被保険者の死亡（第35条に該当する場合に限り。）による特	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に</p>

約の返戻金の支払(第 35 条関係)	は、戸籍抄本) 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
--------------------	--

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し(第 15 条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約にかかる保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し(第 16 条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約にかかる保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定(その変更を含む。)(第 22 条関係)	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更(第 23 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更(第 24 条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
特約の変更(第 27 条、第 29 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約(第 33 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続(第 34 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活(第 36 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
特約契約者配当金の支払(第 41 条関係)	保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、基本契約にかかる保険金受取人または特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等^[1]の受給者が2人以上である場合には、その

うち1人からの提出で足りるものとします。)

② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表6）

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

無配当傷害入院特約条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 特約の付加	152
第 2 章 特約保険金の支払	
第 2 条 特約保険金の支払	152
第 3 条 特約保険金の支払限度	153
第 4 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	154
第 5 条 1 の原因により 2 回以上入院した場合の取扱い	154
第 6 条 2 以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	154
第 7 条 同時期に 2 種類以上の手術を受けた場合の取扱い	154
第 8 条 特約保険金を支払わない場合等	155
第 3 章 特約保険料の払込免除	
第 9 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	155
第 10 条 身体障害による特約保険料の払込免除	155
第 11 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	156
第 4 章 特約の責任開始	
第 12 条 特約の責任開始の時	157
第 13 条 保険証券	157
第 5 章 特約保険料の払込み	
第 14 条 特約保険料の払込み	157
第 15 条 特約保険料の振替貸付	157
第 16 条 特約保険料の前納払込み	158
第 17 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	158
第 6 章 特約の解除	
第 18 条 重大事由による特約の解除	158
第 19 条 加入限度額超過による特約の解除	159
第 7 章 特約の取消しおよび無効	
第 20 条 詐欺による特約の取消し	159
第 21 条 不法取得目的による特約の無効	159
第 8 章 特約の失効	
第 22 条 特約の失効	159
第 9 章 保険契約者の代表者	
第 23 条 保険契約者の代表者	160
第 10 章 特約の契約関係者の変更	
第 24 条 特約の保険契約者の変更	160
第 11 章 特約の変更	
第 25 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	160
第 26 条 特約保険金額の減額変更	160
第 27 条 特約保険金の支払額通算の特則	161
第 28 条 特約の契約変更の特則	161
第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 29 条 特約の加入年齢の計算	161
第 30 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	161
第 13 章 特約の解約	
第 31 条 保険契約者による特約の解約	162
第 32 条 特約保険金受取人による特約の存続	162
第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 33 条 特約の返戻金の支払	162

第15章 特約の復活	
第34条 特約の復活	163
第35条 特約復活払込金の分割払込み	163
第36条 特約の復活の責任開始の時	163
第37条 特約の復活の効果	163
第16章 特約契約者配当	
第38条 特約契約者配当金	164
第17章 譲渡禁止	
第39条 譲渡禁止	164
第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第40条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	164
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第41条 特約保険金等の請求および支払時期等	164
第42条 消滅時効の援用	165
第20章 契約内容の登録	
第43条 契約内容の登録	166
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	
第44条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	166
第22章 特則	
第45条 中途付加の場合の特則	167
第46条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	168
第47条 中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	168
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率	
別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表6 公的医療保険制度	
別表7 診療報酬点数表	
別表8 必要書類	

第1章 総則

第1条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第2章 特約保険金の支払

第2条 (特約保険金の支払)

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 不慮の事故(別表1)の日から3年以内に開始した入院 ^[1]	入院 ^[1] 1日 について 特約基準保険金額 ^[6] × 1.5/1000	被保険者 ^[7]

備考 (第2条)

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第12条(特約の責任開始の時)または第45条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

	<p>であること</p> <p>③ 治療を目的とした入院^[1]であること^[3]</p> <p>④ 病院または診療所^[4]への入院^[1]であること</p> <p>⑤ 入院期間の日数が1日以上であること^[5]</p>	
手術保険金	<p>被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院^[1]^[8]中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき</p> <p>① 入院^[1]の原因となった不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする手術であること</p> <p>② 治療を直接の目的とした手術であること^[9]</p> <p>③ 病院または診療所^[4]における手術であること</p>	<p>特約基準保険金額^[6]</p> <p>×</p> <p>1.5/1000</p> <p>×</p> <p>手術の種類に応じた支払倍率（別表4）</p>
長期入院一時保険金	<p>被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院^[1]をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき</p>	<p>特約基準保険金額^[6]</p> <p>×</p> <p>30/1000</p>

[3] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

[4] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[5] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。

[6] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[7] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[8] 入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合は、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限りです。

[9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。
- (2) 入院保険金の支払額は、1の不慮の事故（別表1）による入院^[2]については、120日分をもってその限度とします。

備考（第3条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[2] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念

第4条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特別条項第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者であることを必要とします。）
 - ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
 - ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条(1)により、会社が特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第5条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が1の不慮の事故（別表1）により2回以上入院^[1]しているときは、それらの入院期間は継続しているものとみなして、その日数を計算します。

第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その2以上の不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、それらの不慮の事故（別表1）のうち1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (2) 本条(1)による入院保険金の支払は、2以上の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第3条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。

第7条（同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第5条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第6条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第8条（特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 被保険者が次のいずれかにより特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

第3章 特約保険料の払込免除

第9条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたとき^[2]は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[3]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき

備考（第9条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第45条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

第10条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次の払込免除事由に該当したときは、将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
② この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据	エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

備考（第10条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第45条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保

置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	才。被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 力。被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
--	---

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第11条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3] になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき ア。保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ。被保険者の犯罪行為 ウ。被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ。被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ。被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ。被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ。被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

備考（第11条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第45条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限り、適用されます。

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第4章 特約の責任開始

第12条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第13条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第14条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

第15条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

備考（第15条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

第16条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

第17条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

備考（第16条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第17条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第18条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約

備考（第18条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)によるこの特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第19条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第19条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第7章 特約の取消しおよび無効

第20条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第21条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第8章 特約の失効

第22条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第25条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第22条）

- [1] 「猶予期間」とは、第14条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
 - (1) 年齢または性別に誤りがあったこ

とにより特約基準保険金額が変更された場合

- (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

[4] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

第9章 保険契約者の代表者

第23条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第24条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第26条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約

備考（第26条）

- [1] 復活した特約の場合は、第36条（特

者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。

- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき
 - ③ 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ④ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑤ 減額後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[2]が10万円^[3]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社^[4]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[5]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

約の復活の責任開始の時)(2)の復活日とします。

- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [3] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第27条(特約保険金の支払額通算の特則)

第25条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第26条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考(第27条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

第28条(特約の契約変更の特則)

保険契約者は、第26条(特約保険金額の減額変更)の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第29条(特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第30条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものと、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考(第30条)

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第31条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]にその効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第31条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第32条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第32条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14章 特約の返戻金の支払

第33条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第31条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
 - ⑤ この特約の失効^[2]
 - ⑥ この特約の変更^[3]
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④のときおよび主約款の規定によりその基本契約の積立金^[4]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^[5]の額とします。

備考（第33条）

- [1] 主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。ただし、配偶者である被保険者がその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときを除きます。
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 被保険者の死亡
 - (2) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされた場合
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき

- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第15章 特約の復活

第34条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)の復活をすることができません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第34条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第35条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第14条（特約保険料の払込み）により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

備考（第35条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

第36条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第37条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事

故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第38条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第39条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第40条（保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考（第40条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 年金（介護割増年金を除きます。）
- (5) 継続年金
- (6) 返戻金
- (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により、支払われる契約者配当金を除きます。）
- (8) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第26条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第31条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第41条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]

備考（第41条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

または特約保険料の払込免除を請求してください。

- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条(特約保険金の支払)所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第42条(消滅時効の援用)

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第8条(特約保険金を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考(第42条)

- [1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第43条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

備考（第43条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

第44条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第44条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 22 章 特則

第 45 条（中途付加の場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当疾病傷害入院特約の被保険者に関する告知 ^[3] 前に受け取った場合には、保険契約者または被保険者がその告知をした時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合においては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 29 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 45 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当疾病傷害入院特約条項第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 46 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- (1) 旧特約^[1]の解約の通知と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、次のすべてを満たすときには、その解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）に基づき、その効力を生じます。
- ① この特約の特約基準保険金額^[3]が旧特約の特約基準保険金額^[4]と同額であること
 - ② この特約を付加する申込みと同時に第 1 回特約保険料相当額^[5]の払込みがあること
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[6]に不慮の事故（別表 1）により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約^[1]の解約の通知およびこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約^[1]への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元の請求をすることはできません。
- (3) 本条(2)により旧特約^[1]が復元する場合、この特約の特約保険料と旧特約^[1]の特約保険料の差額その他について精算します。

第 47 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 45 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第 1 回特約保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第 1 回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第 1 回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

（付則）

第 32 条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

備考（第 46 条）

- [1] 「旧特約」とは、傷害入院特約をいいます。
- [2] 「旧条項」とは、傷害入院特約条項をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [5] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [6] 「責任開始時前」とは、第 45 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

備考（第 47 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境の原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとしします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に

指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	制限されたものをいいます。
49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	

備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りま。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア、に該当し、かつ、イ、からオ、までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分でできない	「排便の後始末が自分でできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分でできない	「食事が自分でできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分でできない	「衣服の着脱が自分でできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分でできない	「入浴が自分でできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人を見当識障害があること	「人を見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に

低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

- [2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率	
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25c㎡未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍	
乳房	2 乳房切断術	20倍	
	3 乳腺全摘出術	20倍	
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5または6に該当する手術を除く。）	20倍	
	5 鼻骨観血手術	10倍	
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍	
	7 脊椎観血手術	20倍	
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍	
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍	
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍	
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍	
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍	
	13 骨移植術（受容者に限る。）	10倍	
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍	
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍	
	呼吸器・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
		17 喉頭全摘除術	40倍
		18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）		20倍	
20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）		20倍	
21 胸郭形成術		20倍	
22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）		40倍	
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40倍	

	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
消化器・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32 その他の食道の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	33 胃切除術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34 その他の胃の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35 肝切除術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36 その他の肝臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38 膵臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39 脾臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除く。）	20倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍

	66 神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除く。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術で、公的医療保険制度（別表6）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表7）により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剔出）し、転移した

可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剔出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

- 7 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 9 82、89、91、94 および 95 の手術の種類に該当する手術において、1の不慮の事故による入院にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。
 [2] 介護割増年金額および育英年金額を除きます。
 [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表 8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限りです。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第33条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第33条(1)①に該当する場合に限りです。）に	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に

よる特約の返戻金の支払（第 33 条関係）	は、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
-----------------------	--

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 16 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 17 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 26 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 31 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 32 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 34 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

無配当疾病傷害入院特約条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 特約の付加	180
第 2 章 特約保険金の支払	
第 2 条 特約保険金の支払	180
第 3 条 保険事故の特例	182
第 4 条 特約保険金の支払限度	182
第 5 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	183
第 6 条 1 の原因により 2 回以上入院した場合の取扱い	183
第 7 条 2 以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	183
第 8 条 同時期に 2 種類以上の手術を受けた場合の取扱い	184
第 9 条 疾病による特約保険金を支払わない場合等	184
第 10 条 傷害による特約保険金を支払わない場合等	184
第 3 章 特約保険料の払込免除	
第 11 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	184
第 12 条 身体障害による特約保険料の払込免除	185
第 13 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	185
第 4 章 特約の責任開始	
第 14 条 特約の責任開始の時	186
第 15 条 保険証券	186
第 5 章 特約保険料の払込み	
第 16 条 特約保険料の払込み	187
第 17 条 特約保険料の振替貸付	187
第 18 条 特約保険料の前納払込み	187
第 19 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	187
第 6 章 告知義務および特約の解除	
第 20 条 告知義務	188
第 21 条 告知義務違反による特約の解除	188
第 22 条 特約を解除できない場合	188
第 23 条 重大事由による特約の解除	189
第 24 条 加入限度額超過による特約の解除	189
第 7 章 特約の取消しおよび無効	
第 25 条 詐欺による特約の取消し	190
第 26 条 不法取得目的による特約の無効	190
第 8 章 特約の失効	
第 27 条 特約の失効	190
第 9 章 保険契約者の代表者	
第 28 条 保険契約者の代表者	190
第 10 章 特約の契約関係者の変更	
第 29 条 特約の保険契約者の変更	191
第 11 章 特約の変更	
第 30 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	191
第 31 条 特約保険金額の減額変更	191
第 32 条 特約保険金の支払額通算の特例	192
第 33 条 特約の契約変更の特例	192
第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 34 条 特約の加入年齢の計算	192
第 35 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	192

第13章 特約の解約	
第36条 保険契約者による特約の解約	192
第37条 特約保険金受取人による特約の存続	193
第14章 特約の返戻金の支払	
第38条 特約の返戻金の支払	193
第15章 特約の復活	
第39条 特約の復活	193
第40条 特約復活払込金の分割払込み	194
第41条 特約の復活の責任開始の時	194
第42条 特約の復活の効果	194
第16章 特約契約者配当	
第43条 特約契約者配当金	195
第17章 譲渡禁止	
第44条 譲渡禁止	195
第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第45条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	195
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第46条 特約保険金等の請求および支払時期等	195
第47条 消滅時効の援用	196
第20章 契約内容の登録	
第48条 契約内容の登録	197
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	
第49条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	197
第22章 特則	
第50条 中途付加の場合の特則	198
第51条 基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則	199
第52条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	199
第53条 中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	200
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率	
別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表6 公的医療保険制度	
別表7 診療報酬点数表	
別表8 必要書類	

第1章 総則

第1条 (特約の付加)
 この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第2章 特約保険金の支払

第2条 (特約保険金の支払)
 (1) この特約の疾病による特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2]	入院 ^[1] 1日について 特約基準保険	被保険者 ^[8]

備考 (第2条)
 [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道

	この特約の保険期間中にかかった疾病 ^[3] を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 特約の保険期間中に開始した入院 ^[1] であること ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[4] ④ 病院または診療所 ^[5] への入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること ^[6]	金額 ^[7] × 1.5/1000
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^{[1][9]} 中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院 ^[1] の原因となった疾病 ^[3] を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること ^[10] ③ 病院または診療所 ^[5] における手術であること	特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 手術の種類に応じた支払倍率（別表4）
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^[1] をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 ^[7] × 30/1000

(2) この特約の傷害による特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 ^[1] であること ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[4] ④ 病院または診療所 ^[5] への入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること ^[6]	入院 ^[1] 1日について 特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000	被保険者 ^[8]
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^{[1][9]} 中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院 ^[1] の原因となった不慮の事故（別表1）により受	特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 手術の種類に	

- 整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特則）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。
- [5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9] 入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合は、その期間の経過前からお継続して入院している場合に限りま。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

	けた傷害を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること ^[10] ③ 病院または診療所 ^[5] における手術であること	応じた支払倍率（別表4）
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^[1] をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 ^[7] × 30/1000

第3条（保険事故の特例）

この特約がその責任開始の日^[1]からその日を含めて2年以上継続した場合^[2]において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、その疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後^[4]にかかったものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)を適用します。

第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。
- (2) 入院保険金の支払額は、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[3]については、それぞれ120日分をもってその限度とします。
- (3) 本条(2)の場合において、1の疾病^[2]による2以上の入院^[3]のうち1の入院^[3]がその直前における入院^[3]の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院^[3]以後の入院^[3]は新たな疾病^[2]によるものとして入院期間の日数を計算します。

備考（第3条）

- [1] 「責任開始の日」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特例）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [2] 第21条（告知義務違反による特約の解除）により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、第22条（特約を解除できない場合）によりその解除権が消滅した場合に限ります。
- [3] 「責任開始時前」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特例）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特例）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第5条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特別条項第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者とします。）
 - ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
 - ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条(1)により、会社が特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が1の疾病^[1]により2回以上入院^[2]しているときまたは1の不慮の事故（別表1）により2回以上入院^[2]しているときは、それらの入院期間はそれぞれ継続しているものとみなして、その日数を計算します。
- (2) 本条(1)の場合において、1の疾病^[1]による2以上の入院^[2]のうち1の入院^[2]がその直前における入院^[2]の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院^[2]以後の入院^[2]は新たな疾病^[1]によるものとして入院期間の日数を計算します。

第7条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の疾病^[2]によるものであるときは、その2以上の疾病^[2]による重複した入院期間については、それらの疾病^[2]のうち1の疾病^[2]による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの疾病^[2]による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その2以上の不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、それらの不慮の事故（別表1）のうち1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (3) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が疾病^[2]によるものであり、かつ、不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その疾病^[2]および不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]として入院保険金

備考（第6条）

- [1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [2] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第7条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。

を支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの疾病^[2]または不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

- (4) 本条(1)(2)による入院保険金の支払は、2以上の疾病^[2]または2以上の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第4条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。
- (5) 本条(3)による入院保険金の支払は、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第4条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。

第8条（同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

第9条（疾病による特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の薬物依存^[1]
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

第10条（傷害による特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

備考（第9条）

[1] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

第3章 特約保険料の払込免除

第11条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたとき^[2]は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

備考（第11条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[3]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき

- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第50条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

第12条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次の払込免除事由に該当したときは、将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
② この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

備考（第12条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特則）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第13条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

- (1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

備考（第13条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第50条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3] になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}

[4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[5] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

[6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第4章 特約の責任開始

第14条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第15条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第16条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

第17条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

第18条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

第19条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社

備考（第16条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

備考（第17条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

備考（第18条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第19条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌

の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 告知義務および特約の解除

第20条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第21条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その特約保険金^[1]を支払いません。また、すでにその特約保険金^[1]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金^[1]の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金^[1]を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第22条（特約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による特約の解除）による特約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

備考（第21条）

- [1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

備考（第22条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第50条（中途付加の場合の特則）または第51条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の

- ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ この特約がその責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第21条（告知義務違反による特約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

第23条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第24条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の

特約の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第41条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

備考（第23条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
[2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

備考（第24条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
[2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険

解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第7章 特約の取消しおよび無効

第25条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第26条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第8章 特約の失効

第27条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第30条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第27条）

- [1] 「猶予期間」とは、第16条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

第9章 保険契約者の代表者

第28条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第29条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第30条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第31条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき
 - ③ 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ④ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑤ 減額後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[2]が10万円^[3]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[4]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[5]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第31条）

- [1] 復活した特約の場合は、第41条（特約の復活の責任開始の時）(2)の復活日とします。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 32 条（特約保険金の支払額通算の特則）

第 30 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第 31 条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 4 条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとしします。

第 33 条（特約の契約変更の特則）

保険契約者は、第 31 条（特約保険金額の減額変更）の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

備考（第 32 条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い**第 34 条（特約の加入年齢の計算）**

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第 35 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 35 条）

[1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

第 13 章 特約の解約**第 36 条（保険契約者による特約の解約）**

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 36 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない

2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 37 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 37 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 14 章 特約の返戻金の支払

第 38 条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第 36 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
 - ⑤ この特約の失効^[2]
 - ⑥ この特約の変更^[3]
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④のときおよび主約款の規定によりその基本契約の積立金^[4]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^[5]の額とします。

備考（第 38 条）

- [1] 主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。ただし、配偶者である被保険者がその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときを除きます。
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
 - (1) 被保険者の死亡
 - (2) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされた場合
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第 15 章 特約の復活

第 39 条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)の復活をすることができません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第 39 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保

第 40 条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第 16 条（特約保険料の払込み）により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

第 41 条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。^[1]
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第 42 条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
 - ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間^[1]に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
 - ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき

険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第 40 条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

備考（第 41 条）

- [1] この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知（第 20 条（告知義務）の告知をいいます。）が行われる前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（会社の定める利率による利息を含みます。）および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知が行われた時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。

備考（第 42 条）

- [1] 「被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間」には、第 21 条（告知義務違反による特約の解除）により会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後 2 年を超えて存続するときは、その 2 年を超えて存続する間を含みます。

第16章 特約契約者配当

第43条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第44条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第45条（保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考（第45条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 年金（介護割増年金を除きます。）
- (5) 継続年金
- (6) 返戻金
- (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）

(8) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第30条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第31条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第36条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第46条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。

備考（第46条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4] 「免責事由」とは、第9条（疾病に

(4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条(特約保険金の支払)所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。

(7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。

(8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

よる特約保険金を支払わない場合等)

(1)および第10条(傷害による特約保険金を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第47条(消滅時効の援用)

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第47条)

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第48条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

備考（第48条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

第49条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第49条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 22 章 特則

第 50 条（中途付加の場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知 ^[3] をした時 イ. 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 34 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 50 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 51 条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）

- (1) この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、保険契約者または被保険者が被保険者に関する告知^[1]をする前に、会社が第 1 回保険料相当額^[2]を受け取った場合には、会社は、保険契約者または被保険者がその告知をした時から、特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) 本条(1)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、その時を含む日をその基本契約の契約日とします。

第 52 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- (1) 旧特約^[1]の解約の通知と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、次のすべてを満たすときは、その解約は、旧条項^[2]第 42 条（特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、旧条項^[2]第 42 条（特約の解約）に基づき、その効力を生じます。
 - ① この特約の特約基準保険金額^[3]が旧特約の特約基準保険金額^[4]と同額であること
 - ② この特約を付加する申込みと同時に第 1 回特約保険料相当額^[5]の払込みがあること
 - ③ この特約を付加する申込みが旧特約^[1]の責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後である場合において、この特約を付加する申込みと同時に被保険者に関する告知^[6]があること
- (2) この特約を付加する申込みが、旧特約^[1]の責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過するまでの間になされたときは、第 20 条（告知義務）は適用しません。
- (3) 本条(2)の適用を受けた場合において、旧特約^[1]について、旧特約^[1]を解約しないで旧特約^[1]が継続していたとすれば会社において旧条項^[2]第 24 条（告知義務違反による特約の解除）による解除をすることができるものであるときは、会社は、この特約を解除することができます。ただし、次のいずれかの場合には、この特約を解除することができません。
 - ① 会社が旧特約^[1]にかかる解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 会社が旧特約^[1]にかかる解除の原因を知った時から 1 か月が経過したとき
 - ③ 旧特約^[1]の責任開始の日^[7]からその日を含めて 2 年以上継続したとき。ただし、その責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について旧特約^[1]にかかる解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (4) 本条(3)によるこの特約の解除については、第 21 条（告知義務違反による特約の解除）(2)(3)(4)(5)を準用します。
- (5) 本条(1)の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[8]に疾病にかかりまたは不慮の事故（別表 1）により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約^[1]の解約の通知およびこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約^[1]への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元の請求をすることはできません。

備考（第 51 条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする基本契約の場合、「第 1 回保険料相当額」は一時払保険料相当額とします。

備考（第 52 条）

- [1] 「旧特約」とは、疾病傷害入院特約をいいます。
- [2] 「旧条項」とは、疾病傷害入院特約条項をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [5] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [6] 「被保険者に関する告知」とは、第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [7] 復活した旧特約の場合は、その復活の責任開始の日とします。
- [8] 「責任開始時前」とは、第 50 条（中途付加の場合の特則）または第 51 条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

(6) 本条(5)により旧特約^[1]が復元する場合、この特約の特約保険料と旧特約^[1]の特約保険料の差額その他について精算します。

第 53 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により 払い込む場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 50 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第 1 回特約保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第 1 回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと

(3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第 1 回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

（付則）

第 37 条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

備考（第 53 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境の原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとしします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に

指) を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	制限されたものをいいます。
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	

備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人を見当識障害があること	「人を見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に

低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

- [2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率	
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25c㎡未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍	
乳房	2 乳房切断術	20倍	
	3 乳腺全摘出術	20倍	
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5または6に該当する手術を除く。）	20倍	
	5 鼻骨観血手術	10倍	
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍	
	7 脊椎観血手術	20倍	
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍	
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍	
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍	
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍	
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍	
	13 骨移植術（受容者に限る。）	10倍	
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍	
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍	
	呼吸器・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
		17 喉頭全摘除術	40倍
		18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）		20倍	
20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）		20倍	
21 胸郭形成術		20倍	
22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）		40倍	
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40倍	

	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術(手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除く。)	20倍
	26 心膜切開・縫合術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
消化器・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	32 その他の食道の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	33 胃切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	34 その他の胃の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	35 肝切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	36 その他の肝臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	38 膵臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	39 脾臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	40 腹膜炎観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術(受容者に限る。)	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	49 尿道形成術(経尿道的操作を除く。)	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術(開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除く。)	20倍
	58 その他の子宮観血手術(人工妊娠中絶術を除く。)	10倍
	59 卵巣・卵管の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術(開頭を伴う手術に限る。)	40倍

	66 神経親血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除く。）	20倍
	67 親血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外親血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 親血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩親血手術	10倍
	75 緑内障親血手術	20倍
	76 白内障・水晶体親血手術	20倍
	77 硝子体親血手術	20倍
	78 網膜剥離症親血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳親血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射 （一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のもいずれにも該当しない手術で、公的医療保険制度（別表6）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表7）により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。
- 4 親血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直線的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。

- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剔出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 7 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 9 82、89、91、94 および 95 の手術の種類に該当する手術において、1の疾病または1の不慮の事故による入院にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第30条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。
 [2] 介護割増年金額および育英年金額を除きます。
 [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第13条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第38条(1)①に該当する場合に限ります。）に	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に

よる特約の返戻金の支払（第 38 条関係）	は、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
-----------------------	--

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 18 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 19 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 31 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 36 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 37 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 39 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

口座払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次	
第 1 条 趣旨	211
第 2 条 保険料率	211
第 3 条 保険料の払込み	211
第 4 条 口座振替が行われなかった場合の取扱い	211
第 5 条 諸変更	212
第 6 条 特則条項を適用しない場合	212

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、保険料^[1]の口座払込みについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3) この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 指定口座^[2]が、提携金融機関^[3]に設置されていること
 - ② 保険契約者が提携金融機関^[3]に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第 2 条 (保険料率)

この特則条項を適用する保険契約^[1]の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]の前納払込みをする場合には、主約款または特約条項の定めるところにより

第 3 条 (保険料の払込み)

- (1) 保険料^[1]は、主約款または特約条項の規定にかかわらず、振替日^[2]に指定口座^[3]から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
- (2) 本条(1)の場合においては、振替日^[2]に保険料^[1]の払込みがあったものとします。
- (3) 本条(1)の場合において、保険契約者が同一の指定口座^[3]から振替日^[2]を同じくする 2 件以上の保険契約^[4]について保険料^[1]の払込みをしようとするときは、その 2 件以上の保険契約^[4]の保険料^[1]の総額に相当する金額を払い込んでください。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額^[5]を指定口座^[3]に預入しておいてください。
- (5) 会社は本条(1)により払い込まれた保険料^[1]については、領収証を発行しません。

第 4 条 (口座振替が行われなかった場合の取扱い)

- (1) 振替日^[1]に保険料の口座振替が行われなかった場合は、翌月分の振替日^[1]に翌月分の保険料^[2]と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座^[3]の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座^[3]

備考 (第 1 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [3] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。

備考 (第 2 条)

- [1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

備考 (第 3 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「振替日」とは、払込時期において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [5] 本条(3)の場合は、その 2 件以上の保険契約の保険料の総額に相当する金額とします。

備考 (第 4 条)

- [1] 「振替日」とは、払込時期において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれ

の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料^[2]のうちその時期の早いものにかかる保険料^[2]から払込みがあったものとします。

- (2) 主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]を前納する場合であって、振替日^[1]に保険料^[2]の口座振替が行われなかったときは、本条(1)にかかわらず、翌月分の振替日^[1]に口座振替が行われなかった月数分の保険料^[2]について再度口座振替を行います。
- (3) 本条(1)(2)の場合において、次の振替日^[1]までの間に主約款または特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあつては、保険契約者は、主約款または特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料^[2]を会社^[4]に払い込んでください。

第5条（諸変更）

- (1) 保険契約者が指定口座^[1]を同一の提携金融機関^[2]の他の口座または他の提携金融機関^[2]の口座に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (3) 提携金融機関^[2]が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座^[1]の他の提携金融機関^[2]の口座への変更または他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。
- (4) 会社または提携金融機関^[2]の事情により、会社が振替日^[3]を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第6条（特則条項を適用しない場合）

次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

- ① 保険料^[1]の払込みを必要としなくなったとき
- ② 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- ③ 第1条（趣旨）(3)の条件を満たさなくなったとき

れかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第5条）

- [1] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [2] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。
- [3] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

備考（第6条）

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

団体払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨	213
第 2 条 取扱いの種類	213

第 2 章 団体取扱い

第 3 条 団体取扱いの適用範囲	213
第 4 条 契約日の特則	214
第 5 条 契約日前の取扱いの特則	214
第 6 条 保険料率	214
第 7 条 保険料の払込み	214
第 8 条 保険料領収証	215
第 9 条 保険料の前納払込み	215
第 10 条 団体取扱いの終了	215
第 11 条 団体取扱いが終了した保険契約の取扱い	215
第 12 条 主約款の適用	215

第 3 章 団体特別取扱い

第 13 条 団体特別取扱いの適用範囲	215
第 14 条 契約日の特則	216
第 15 条 契約日前の取扱いの特則	216
第 16 条 保険料率	216
第 17 条 保険料の払込み	217
第 18 条 保険料領収証	217
第 19 条 保険料の前納払込み	217
第 20 条 団体特別取扱いの終了	217
第 21 条 団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い	218
第 22 条 主約款の適用	218

第 1 章 総則

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、団体払込みに関する取扱いについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から団体^[1]を通じて、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、団体払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

備考 (第 1 条)

[1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

第 2 条 (取扱いの種類)

団体払込みに関する取扱いは、次の 2 種類とします。^[1]

- ① 団体取扱い
- ② 団体特別取扱い

備考 (第 2 条)

[1] 一の保険契約について適用する取扱いはいずれか 1 種類とします。

第 2 章 団体取扱い

第 3 条 (団体取扱いの適用範囲)

団体取扱いは、会社と二者間協定^[1]を締結している団体^[2]において、次の条件を満たす場合に、団体^[2]または団体の所属員^[3]を保険契約者とする保険契

備考 (第 3 条)

[1] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体の間

約^[4]にかかる保険契約者が、団体^[2]を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して15件以上あること
ア. 団体^[2]を保険契約者とする保険契約であって、団体の所属員^[3]を被保険者とするもの
イ. 団体の所属員^[3]を保険契約者とする保険契約
- ② 本条①の保険契約にかかる被保険者^[5]の人数が15人^[6]以上いること

で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。

- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体の所属員」とは、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。
- [4] この特則条項を適用している保険契約に限ります。
- [5] 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあっては、保険契約者である被保険者とします。
- [6] 被保険者が同一人の場合は1人として計算します。以下同じとします。

第4条（契約日の特則）

- (1) 保険契約の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始時を含む月の翌月の1日とし、加入年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする15件以上^[1]の事業契約^[2]の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第1回保険料相当額または第1回保険料を払い込むときは、保険契約者は、本条(1)にかかわらず、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

備考（第4条）

- [1] 被保険者の人数が15人以上であることを必要とします。
- [2] 「事業契約」とは、団体を保険契約者とする保険契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。

第5条（契約日前の取扱いの特則）

- (1) 主約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、または保険料を払込免除とする事由が生じた場合には、第4条（契約日の特則）(1)にかかわらず、主約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算および保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- (2) 本条(1)により再計算した場合において、保険契約がなお継続するときは、その保険契約の契約日は、主約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

備考（第6条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱い契約として会社と団体の間で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [3] 「猶予期間」とは、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなってから3か月を経過するまでの間をいいます。

第6条（保険料率）

- (1) 団体取扱いを行う保険契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。
- (2) 責任開始の日を契約日として締結した保険契約の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、保険契約の保険料の払込時期を含む月と団体^[1]が取りまとめた払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があった時を含む月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。
- (3) 二者間協定^[2]を締結している団体^[1]において、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなった場合においては、猶予期間^[3]中は、その団体にかかる保険契約は団体取扱いを行うものとし、本条(1)(2)を適用します。

備考（第7条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

第7条（保険料の払込み）

団体取扱いを行う保険契約の保険契約者は、団体^[1]を通じて保険料^[2]を払い込むものとし、会社は、取りまとめた保険料^[2]が一括して団体^[1]から払い

込まれたときに、その保険契約の保険料^[2]が払い込まれたものとします。

第8条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体^[1]から払い込まれた場合において、団体^[1]から申出があったときは払込金額に対する領収証を団体^[1]に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第9条（保険料の前納払込み）

団体取扱いを行う保険契約については、3か月分、6か月分または1年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

第10条（団体取扱いの終了）

- (1) 団体取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。
- ① 保険契約者または事業契約^[1]の被保険者が団体^[2]に所属する者でなくなったとき
 - ② 団体^[2]または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
 - ③ 団体^[2]と会社との間で締結した二者間協定^[3]が次のいずれかの事由により解除されたとき
ア. 団体^[2]から二者間協定^[3]の解除通知があったとき
イ. 猶予期間^[4]を経過しても第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなかったとき
ウ. 会社が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めるとき
 - ④ 保険契約者が団体^[2]の保険料の取りまとめに応じなかったとき
 - ⑤ 保険契約が消滅したとき
 - ⑥ 基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
 - ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- (2) 会社は、本条(1)①から④により、団体取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものと取り扱います。

第11条（団体取扱いが終了した保険契約の取扱い）

団体取扱いが終了した保険契約については、主約款に定めるところにより取り扱います。

第12条（主約款の適用）

団体取扱いを行う保険契約に関し、この特別条項に特段の定めのない事項については、主約款に定めるところによります。

第3章 団体特別取扱い

第13条（団体特別取扱いの適用範囲）

団体特別取扱いは、会社と三者間協定^[1]を締結している団体^[2]において、次の条件を満たす場合に、会社契約^[3]にかかる保険契約者が、団体^[2]を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して15件以上あること^[4]
ア. 団体^[2]を保険契約者とする会社契約^[3]であって、団体の所属員を被保険者とするもの

[2] 第1回保険料相当額または第1回保険料を除きます。

備考（第8条）

[1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

備考（第10条）

- [1] 「事業契約」とは、団体を保険契約者とする保険契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体の間で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [4] 「猶予期間」とは、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなってから3か月を経過するまでの間をいいます。

備考（第13条）

- [1] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

イ。団体の所属員を保険契約者とする会社契約^[3]

ウ。機構^[5]から業務委託を受けた機構契約^[6]であって、団体^[2]を保険契約者とするもの

エ。機構契約^[6]であって、団体の所属員を保険契約者とするもの

② 本条①の保険契約にかかる被保険者の人数が 15 人以上あること

[3] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

[4] 会社契約または機構契約のいずれかがない場合は団体特別取扱いを行いません。

[5] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいいます。

[6] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

第 14 条（契約日の特則）

(1) 会社契約^[1]の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした会社契約^[1]の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始時を含む月の翌月の 1 日とし、加入年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(2) 保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする 15 件以上^[2]の会社事業契約^[3]の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第 1 回保険料相当額または第 1 回保険料を払い込むときは、保険契約者は、本条(1)にかかわらず、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

備考（第 14 条）

[1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

[2] 被保険者の人数が 15 人以上であることを必要とします。

[3] 「会社事業契約」とは、団体を保険契約者とする会社契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。

第 15 条（契約日前の取扱いの特則）

(1) 主約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、または保険料を払込免除とする事由が生じた場合には、第 14 条（契約日の特則）(1)にかかわらず、主約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算および保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

(2) 本条(1)により再計算した場合において、会社契約^[1]がなお継続するときは、その会社契約^[1]の契約日は、主約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

備考（第 15 条）

[1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

第 16 条（保険料率）

(1) 団体特別取扱いを行う会社契約^[1]の保険料率は、月払団体保険料率とします。

(2) 責任開始の日を契約日として締結した会社契約^[1]の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、会社契約^[1]の保険料の払込時期を含む月と団体^[2]が取りまとめて払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。

(3) 三者間協定^[3]を締結している団体^[2]において、第 13 条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなった場合においては、三者間協定^[3]が解除されるまでの間は、その団体^[2]にかかる会社契約^[1]は団体特別取扱いを行うものとし、本条(1)(2)を適用します。

備考（第 16 条）

[1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

[2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

[3] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。

第17条（保険料の払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]の保険契約者は、団体^[2]を通じて保険料^[3]を払い込むものとし、会社は、機構契約^[4]の保険料とともに取りまとめた保険料^[3]が一括して団体^[2]から払い込まれたときに、その会社契約^[1]の保険料^[3]が払い込まれたものとし、ます。

第18条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体^[1]から払い込まれた場合において、団体^[1]から申出があったときは払込金額につき会社契約^[2]および機構契約^[3]の別に領収証を団体^[1]に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第19条（保険料の前納払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]については、3か月分、6か月分または1年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

第20条（団体特別取扱いの終了）

- (1) 団体特別取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。
- ① 保険契約者または会社事業契約^[1]の被保険者が団体^[2]に所属する者でなくなったとき
 - ② 団体^[2]または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
 - ③ 団体^[2]と会社および機構^[3]との間で締結した三者間協定^[4]が次に掲げる事由により解除されたとき
ア、団体から三者間協定^[4]の解除通知があったとき
イ、第13条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったとき
ウ、会社または機構^[3]が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体特別取扱いに支障があると認められたとき
 - ④ 保険契約者が団体^[2]の保険料の取りまとめに応じなかったとき
 - ⑤ 会社契約^[5]が消滅したとき
 - ⑥ 会社契約^[5]である基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
 - ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- (2) 会社は、本条(1)①から④により、団体特別取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したのものとして取り扱います。

備考（第17条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 第1回保険料相当額または第1回保険料を除きます。
- [4] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

備考（第18条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [3] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

備考（第19条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

備考（第20条）

- [1] 「会社事業契約」とは、団体を保険契約者とする会社契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいいます。
- [4] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱い契約として会社、団体および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [5] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

第 21 条（団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い）

団体特別取扱いが終了した会社契約^[1]については、主約款に定めるところにより取り扱います。

第 22 条（主約款の適用）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、主約款に定めるところによります。

備考（第 21 条）

[1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

備考（第 22 条）

[1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

契約変更に関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨	220
第 2 条 用語	220
第 3 条 普通保険約款および特約条項の適用	221

第 2 章 契約変更の要件

第 4 条 保険種類等の要件	221
第 5 条 変更前基本契約および変更前特約の要件	222
第 6 条 特約の契約変更の場合の基本契約の要件	223
第 7 条 複数契約の場合の要件	223

第 3 章 変更契約の申込みおよび成立

第 8 条 変更契約の申込み	223
第 9 条 告知義務	224
第 10 条 保険料の前納	224
第 11 条 保険金受取人等の特定	224
第 12 条 変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時	224
第 13 条 変更時の特約の返戻金の支払	225

第 4 章 変更契約の解除等

第 14 条 告知義務違反による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除	225
第 15 条 基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除できない場合	225
第 16 条 重大事由による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除	226
第 17 条 重大事由による特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除	226
第 18 条 加入限度額超過による変更契約の解除	227
第 19 条 詐欺による取消し	227
第 20 条 不法取得目的による無効	228

第 5 章 変更前基本契約および変更前特約の復元

第 21 条 変更契約の取消しまたは無効による復元	228
第 22 条 変更契約の解除による復元	228
第 23 条 復元後の契約関係者	228
第 24 条 不足積立金額の払込み	229
第 25 条 復元の場合の保険料の払込み	229
第 26 条 基本契約の保険金額の増額等変更契約の取消し等に伴う特約にかかる特則	229

第 6 章 変更後基本契約の特則

第 27 条 自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合	229
第 28 条 保険金の倍額支払	230
第 29 条 特定養老保険の変更後基本契約の死亡保険金額	230
第 30 条 重度障害による保険金の支払等	230
第 31 条 保険料の払込免除	231
第 32 条 変更後基本契約および変更後特約の契約変更	231
第 33 条 自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合等の返戻金額	232
第 34 条 告知義務違反による解除等の場合の特約の返戻金額	232
第 35 条 保険金額からの不足積立金額の控除	232
第 36 条 特約の特約保険金額の増額等変更契約前の原因による特約保険金の支払の特則	232
第 37 条 特約保険金の支払額の限度の特則	233
第 38 条 特約保険金額の更正による支払額の更正の特則	233

第 7 章 契約者配当の特則

第 39 条 基本契約の同種増額契約の場合の特則	233
第 40 条 特約の特約保険金額の増額等変更契約の場合の特則	233

第8章 契約者貸付の特則

第41条 貸付金に関する特則 233

第9章 変更保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第42条 変更保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則 234

第10章 保険法施行日前を契約日とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約等の取扱いに関する特則

第43条 保険法施行日前を契約日とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約等の取扱いに関する特則 .. 234

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この特則条項は、次の契約変更に関する事項について定めます。

- ① 基本契約の変更増額契約による変更
- ② 基本契約の同種増額契約による変更
- ③ 保険期間延長契約による変更
- ④ 払込期間延長契約による変更
- ⑤ 特約の同種増額契約による変更
- ⑥ 特約の種類変更増額契約による変更
- ⑦ 基本契約の充当型変更契約による変更に伴う特約の変更

第2条 (用語)

この特則条項において使用する用語の意義は、次の表のとおりとします。

基本契約の変更増額契約	保険金額を増額するとともに会社の定めた保険種類にするための変更をする契約をいいます。
基本契約の同種増額契約	契約種類 ^[1] を変更しないで、保険金額を増額するための変更をする契約をいいます。
保険期間延長契約	保険種類および保険金額を変更しないで、基本契約の保険期間を延長するための変更をする契約をいいます。
払込期間延長契約	保険種類および保険金額を変更しないで、基本契約の保険料払込期間を延長するための変更をする契約をいいます。
特約の同種増額契約	特約種類を変更しないで、特約保険金額を増額するための変更をする契約をいいます。
特約の種類変更増額契約	特約保険金額を増額するとともに会社の定めた特約種類にするための変更をする契約をいいます。
基本契約の充当型変更契約	基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約または払込期間延長契約をいいます。
変更前基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をする前の基本契約をいいます。
変更後基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をした後の基本契約をいいます。
変更前特約	この特則条項の定めるところにより契約変更をする前の特約をいいます。
変更後特約	この特則条項の定めるところにより契約変更をした後の特約をいいます。
一時払充当部分	基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約または特約の種類変更増額契約による変更後特約のうち、変更前基本契約または変更前

備考 (第2条)

- [1] 「契約種類」とは、保険種類に保険期間、保険期間満了年齢、保険料払込済年齢および保険料払込期間等を組み合わせたものをいいます。
- [2] 育英年金付学資保険の変更後基本契約の場合は、保険金額および年金額とします。
- [3] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約または特約に対する責任準備金のことをいいます。

	特約を解約したとした場合の返戻金額等を一時払保険料に充てた部分をいいます。
保険料払込部分	変更後基本契約または変更後特約のうち一時払充当部分を除いた部分をいいます。
増額部分	基本契約の同種増額契約による変更後基本契約または特約の同種増額契約による変更後特約のうち、これらの契約により保険金額 ^[2] または特約保険金額が増額となった部分をいいます。
変更前部分	変更後基本契約または変更後特約のうち増額部分を除いた部分をいいます。
変更前積立金額	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約もしくは払込期間延長契約または特約の同種増額契約もしくは特約の種類変更増額契約がなかったとした場合の変更前基本契約または変更前特約の積立金 ^[3] の額をいいます。
変更後積立金額	変更後基本契約または変更後特約を解約したとした場合に、この特別条項の規定により支払うべき返戻金の額に相当する金額をいいます。
不足積立金額	変更前積立金額が変更後積立金額を超える場合において、その超える金額をいいます。
変更前特約保険金額	変更前特約の特約保険金額をいいます。
変更後特約保険金額	変更後特約の特約保険金額をいいます。
基本契約の保険金額の増額等変更契約	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約および払込期間延長契約をいいます。
特約の特約保険金額の増額等変更契約	特約の同種増額契約および特約の種類変更増額契約をいいます。

第3条（普通保険約款および特約条項の適用）

- 変更後基本契約および変更後特約においては、この特別条項に定めのないことについては、変更後基本契約の場合はその変更後基本契約の契約種類^[1]に応じて適用される普通保険約款の、変更後特約の場合はその特約の特約種類に応じて適用される特約条項の定めるところによります。
- 本条(1)の場合には、その普通保険約款および特約条項の規定中「基本契約」とあるのは「変更後基本契約」と、「特約」とあるのは「変更後特約」と読み替えて適用します。

備考（第3条）

- [1] 「契約種類」とは、保険種類に保険期間、保険期間満了年齢、保険料払込済年齢および保険料払込期間等を組み合わせたものをいいます。

第2章 契約変更の要件

第4条（保険種類等の要件）

- 基本契約の変更増額契約による変更においては、変更前基本契約および変更後基本契約の保険種類は、それぞれ次の表の保険種類とします。

変更前基本契約の保険種類	変更後基本契約の保険種類
普通終身保険	普通終身保険
特別終身保険	特別終身保険
普通養老保険	普通養老保険
特別養老保険	特別養老保険

備考（第4条）

- [1] 「契約種類」とは、保険種類に保険期間、保険期間満了年齢、保険料払込済年齢および保険料払込期間等を組み合わせたものをいいます。
- [2] 「契約変更日」とは、第12条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。
- [3] 学資保険および育英年金付学資保険を

学資保険 育英年金付学資保険	学資保険 育英年金付学資保険
-------------------	-------------------

変更後基本契約とする場合に限りです。

- (2) 基本契約の同種増額契約による変更においては、基本契約の保険種類は、次の保険種類のいずれかとなります。
- ① 普通終身保険
 - ② 特別終身保険
 - ③ 普通養老保険
 - ④ 特別養老保険
 - ⑤ 特定養老保険
 - ⑥ 学資保険
 - ⑦ 育英年金付学資保険
- (3) 保険期間延長契約による変更においては、変更前基本契約の保険種類は、次の保険種類のいずれかとなります。
- ① 普通養老保険
 - ② 特別養老保険
- (4) 払込期間延長契約による変更においては、変更前基本契約の保険種類は、次の保険種類のいずれかとなります。
- ① 普通終身保険
 - ② 特別終身保険
- (5) 特約の同種増額契約による変更においては、特約種類は、災害特約とします。
- (6) 特約の種類変更増額契約による変更においては、変更前特約の特約種類は介護特約、変更後特約の特約種類は災害特約とします。
- (7) 基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約ならびに変更後基本契約および変更後特約の保険種類、契約種類^[1]および特約種類は、契約変更日^[2]において会社が定めた基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約ならびに変更後基本契約および変更後特約の保険種類、契約種類^[1]および特約種類のいずれかに該当する場合に限り取り扱います。
- (8) 本条(1)から(7)までのほか、基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約ならびに変更後基本契約および変更後特約における保険契約者^[3]および被保険者の年齢または保険金額もしくは年金額については、会社が定めた基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約ならびに変更後基本契約および変更後特約の保険種類、契約種類^[1]および特約種類のいずれかに該当する場合に限り取り扱います。

第5条（変更前基本契約および変更前特約の要件）

- (1) 保険契約者は、変更前基本契約が次のいずれかに該当する場合には、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。
- ① 基本契約の契約日^[1]からその日を含めて3年を経過していないとき
 - ② 保険料払込期間が満了しているとき
 - ③ 残存保険期間が3年に満たないとき
 - ④ 保険料の全部または一部が払込免除とされているとき
 - ⑤ 保険料払済契約に変更されているとき
 - ⑥ すでに契約変更^[2]をした基本契約の場合は、その基本契約の変更の効力発生日^[3]または契約変更日^[4]からその日を含めて3年を経過していないとき
 - ⑦ 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき
 - ⑧ 契約者貸付を受けているとき^[5]
 - ⑨ 学資保険または育英年金付学資保険の基本契約において、すでに保険契約者が死亡しているとき
- (2) 保険契約者は、変更前特約が次のいずれかに該当する場合には、特約の特約

備考（第5条）

- [1] 復活した基本契約の場合は、その復活日とします。
- [2] 保険料払済契約への変更を除きます。
- [3] 「基本契約の変更の効力発生日」とは、普通保険約款に定める基本契約の変更の効力が発生した日をいいます。
- [4] 「契約変更日」とは、第12条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。
- [5] 基本契約の同種増額契約による変更の場合は、保険料に振り替えることを目的とする貸付に限りです。
- [6] 復活した特約の場合は、その復活日とします。
- [7] 「特約の変更の効力発生日」とは、

約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。

- ① 特約の契約日^[6]からその日を含めて3年を経過していないとき
- ② すでに契約変更^[2]をした特約の場合は、その特約の変更の効力発生日^[7]または契約変更日^[4]からその日を含めて3年を経過していないとき
- ③ 特約保険料の全部または一部の払込みを必要としないとき

第6条（特約の契約変更の場合の基本契約の要件）

- (1) 保険契約者は、特約が付加されている基本契約が次のいずれかに該当する場合には、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。
 - ① 保険金額が最低保険金額に満たないときまたは年金額が最低年金額に満たないとき
 - ② 残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ③ 終身年金保険または定期年金保険の基本契約であって保険料の払込方法（回数）が一時払のものである場合は、年金支払事由発生日が到来しているとき
 - ④ 保険料の全部または一部が払込免除とされているとき
 - ⑤ 保険料払済契約に変更されているとき^[1]
 - ⑥ 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを受けているとき
 - ⑦ 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき

第7条（複数契約の場合の要件）

- (1) 基本契約の変更増額契約の申込みをする場合においては、被保険者を同一人とする2以上の変更前基本契約を1の変更後基本契約とすることができません。この場合において、変更前基本契約に特約が付加されているときは、変更後特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]を除き、それらの特約について2以上の変更前特約を1の変更後特約とするための特約の種類変更増額契約の申込みをしてください。
- (2) 本条(1)の場合、第1条（趣旨）および第4条（保険種類等の要件）(6)にかかわらず、変更後特約の特約種類を変更前特約と同じ特約種類とすることができます。

特約条項に定める特約の変更の効力が発生した日をいいます。

備考（第6条）

- [1] 保険料払済契約への変更の請求をしたもので、その変更の効力が生じる前の場合を含みます。

備考（第7条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、その変更後特約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第3章 変更契約の申込みおよび成立

第8条（変更契約の申込み）

- (1) 保険契約者が基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをしようとするときは、会社所定の申込書に保険証券を添えて会社^[1]に提出してください。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者は、変更保険料^[2]を払い込んでください。
- (3) 本条(1)の場合において、第三者を被保険者とするものであるときは、被保険者の同意を必要とします。

備考（第8条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「変更保険料」とは、基本契約の同種増額契約および特約の同種増額契約の場合は変更後基本契約および変更後特約の増額部分に応じた第1回保険料を、基本契約の充当型変更契約および特約の種類変更増額契約の場合は変更後基本契約および変更後特約の保険料払込部分に応じた第1回保険料をいいます。

第9条（告知義務）

保険契約者または被保険者^[1]は、基本契約の保険金額の増額等変更契約の締結の際、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第10条（保険料の前納）

基本契約の同種増額契約の申込みの場合において、変更前基本契約の保険料が前納されているときは、保険契約者は、その前納されている期間と同一の期間に対する保険料を前納してください。

第11条（保険金受取人等の特定）

- (1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの際、保険契約者は、改めて基本契約の保険金受取人を特定してください。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、変更前基本契約の保険金受取人を变更后基本契約の保険金受取人とします。
- (2) 保険契約者が変更前基本契約の指定代理請求人を指定している場合において、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの際、保険契約者が变更后基本契約の指定代理請求人を指定しないときは、その変更前基本契約の指定代理請求人の指定はなかったものとします。

第12条（变更后基本契約および变更后特約の責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約および払込期間延長契約による变更后基本契約ならびに特約の種類変更増額契約による变更后特約上の責任を負います。また、会社は、次の時から基本契約の同種増額契約による变更后基本契約および特約の同種増額契約による变更后特約のうち増額部分にかかる基本契約および特約上の責任を負います。

申込みの承諾と変更保険料等の受領 時期の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した後に変更保険料 ^[1] を受け取った場合	変更保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、変更保険料 ^[1] 相当額を受け取った後に基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知をした時 ^[2] イ. 会社が、変更保険料 ^[1] 相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約変更日とします。
- (3) 基本契約の充当型変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約による变更后基本契約または变更后特約の保険期間および保険料払込期間は、その契約変更日から始まるものとします。
- (4) 会社は、基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約締結の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第9条）

- [1] 学資保険および育英年金付学資保険を变更后基本契約とする場合は、保険契約者および被保険者とします。

備考（第12条）

- [1] 「変更保険料」とは、基本契約の同種増額契約および特約の同種増額契約の場合は变更后基本契約および变更后特約の増額部分に応じた第1回保険料を、基本契約の充当型変更契約および特約の種類変更増額契約の場合は变更后基本契約および变更后特約の保険料払込部分に応じた第1回保険料をいいます。
- [2] 学資保険または育英年金付学資保険の基本契約の場合は、保険契約者または被保険者に関する告知をした時のいずれか遅い時とします。

第13条（変更時の特約の返戻金の支払）

特約の種類変更増額契約により特約種類を変更する場合において、一時払充当部分の保険金額が変更後特約保険金額を超えることとなるときは、会社の定める額の特約の返戻金を保険契約者に支払います。

第4章 変更契約の解除等

第14条（告知義務違反による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その保険金または育英年金のうちその基本契約の保険金額の増額等変更契約にかかる部分の保険金または育英年金を支払いません。また、すでにその保険金または育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料のうちその基本契約の保険金額の増額等変更契約にかかる部分の保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人が、死亡保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金もしくは育英年金を支払い、または保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除は、被保険者、保険金受取人、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第15条（基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除）による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の保険金額の増額等変更契約の締結の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ 変更後基本契約が責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に

備考（第15条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第12条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。

保険契約者が死亡した場合もしくは重度障害の状態になった場合、または被保険者が身体障害の状態もしくは重度障害の状態になった場合に、その者について第14条（告知義務違反による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。

- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

第16条（重大事由による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者^[1]、保険金受取人または年金受取人が、変更後基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[2]をした場合
- ② 保険契約者、被保険者、保険金受取人または年金受取人が、会社に変更後基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[2]をした場合
- ③ 変更後基本契約の保険金または育英年金の請求に関し、保険金受取人または年金受取人に詐欺行為^[3]があった場合
- ④ 変更後基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者、保険金受取人もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、変更後基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約の保険金額の増額等変更契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その保険金または育英年金のうちその基本契約の保険金額の増額等変更契約にかかる部分の保険金または育英年金を支払いません。また、すでにその保険金または育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の保険金額の増額等変更契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第17条（重大事由による特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、変更後特約の特約保

備考（第16条）

[1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。

[2] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

備考（第17条）

[1] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合

② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社に変更後特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合

③ 変更後特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合

④ 変更後特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、変更後特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、特約の特約保険金額の増額等変更契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

① その特約保険金のうちその特約の特約保険金額の増額等変更契約にかかる部分の特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条(1)による特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 18 条 (加入限度額超過による変更契約の解除)

(1) 会社は、基本契約の保険金額もしくは年金額または特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約または特約にかかる変更契約^[3]を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による変更契約^[3]の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による変更契約^[3]の解除は、被保険者、保険金受取人、年金受取人、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 19 条 (詐欺による取消し)

(1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人または年金受取人の詐欺により基本契約の保険金額の増額等変更契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約の保険金額の増額等変更契約を取り消すことができます。この場合、変更後基本契約についてすでに払い込んだ保険料^[1]は払い戻しません。

備考 (第 18 条)

[1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険金額、年金の年額または特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超える場合」とは、その変更後基本契約または変更後特約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額、年金の年額または特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

[3] 「変更契約」とは、基本契約の保険金額の増額等変更契約および特約の特約保険金額の増額等変更契約をいいます。

備考 (第 19 条)

[1] 「保険料」は、基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約および払込期間延長契約の場合は保険料払込部分の保険料、基本契約の同種増額契約の場

- (2) 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の特約保険金額の増額等変更契約の締結が行われたときは、会社は、その特約の特約保険金額の増額等変更契約を取り消すことができます。この場合、変更後特約についてすでに払い込んだ特約保険料^[2]は払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

- (1) 保険契約者が保険金または育英年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の保険金額の増額等変更契約の締結を行ったときは、その基本契約の保険金額の増額等変更契約は、無効とします。この場合、変更後基本契約についてすでに払い込んだ保険料^[1]は払い戻しません。
- (2) 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の特約保険金額の増額等変更契約の締結を行ったときは、その特約の特約保険金額の増額等変更契約は、無効とします。この場合、変更後特約についてすでに払い込んだ特約保険料^[2]は払い戻しません。

合は増額部分の保険料とします。

- [2] 「特約保険料」は、特約の同種増額契約の場合は増額部分の特約保険料、特約の種類変更増額契約の場合は保険料払込部分の特約保険料とします。

備考（第20条）

- [1] 「保険料」は、基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約および払込期間延長契約の場合は保険料払込部分の保険料、基本契約の同種増額契約の場合は増額部分の保険料とします。
- [2] 「特約保険料」は、特約の同種増額契約の場合は増額部分の特約保険料、特約の種類変更増額契約の場合は保険料払込部分の特約保険料とします。

第5章 変更前基本契約および変更前特約の復元

第21条（変更契約の取消または無効による復元）

- (1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約が取消または無効となった場合は、その取消または無効の原因となった事実が判明した時から変更前基本契約または変更前特約は、復元します。また、基本契約の充当型変更契約が取消または無効となった場合には、基本契約に付加された変更前特約も復元します。
- (2) 基本契約の保険金額の増額等変更契約については、本条(1)の場合において、取消または無効の原因となった事実が判明した時が復元する変更前基本契約の保険期間の満了した後であるときは、本条(1)にかかわらず、その基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの時に保険契約者から変更前基本契約について解約の通知があったものとします。

第22条（変更契約の解除による復元）

- (1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約が告知義務違反、重大事由または加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から変更前基本契約または変更前特約は、復元します。
- (2) 本条(1)の場合において、基本契約の充当型変更契約が告知義務違反、重大事由または加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から、基本契約に付加された変更前特約も復元します。
- (3) 本条(1)の場合において、その解除の時ににおける変更後積立金額がその時ににおける変更前積立金額を超えるときは、会社は、その超える額に相当する額の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条（復元後の契約関係者）

変更前基本契約が復元した場合は、復元時における変更後基本契約の保険契約者、保険金受取人または指定代理請求人が、それぞれ復元した変更前基本契約の保険契約者、保険金受取人または指定代理請求人となるものとします。

第 24 条（不足積立金額の払込み）

- (1) 告知義務違反、重大事由または加入限度額超過による解除により変更前基本契約または変更前特約が復元する場合において、変更前積立金額が変更後積立金額を超えるときは、保険契約者は、その復元時における不足積立金額を基本契約の保険金額の増額等変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除の日から1か月を経過する日までに会社^[1]に払い込んでください。
- (2) 本条(1)の場合において、保険契約者が基本契約の保険金額の増額等変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除の日から1か月を経過する日までに不足積立金額を払い込まないときは、保険契約者から、解除の日の直後に到来する変更前基本契約の月ごとの契約応当日に、その不足積立金額の払込みに代えて変更前基本契約の保険金額または年金額を減額する請求があったものとして、会社の定める計算方法により、その変更前基本契約の保険金額または年金額を減額します。

第 25 条（復元の場合の保険料の払込み）

- (1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約または特約の特約保険金額の増額等変更契約の取消しまたは無効により変更前基本契約または変更前特約が復元する場合、保険契約者は、その復元する変更前基本契約または変更前特約についての復元時未払保険料額^[1]を取消しまたは無効の原因となった事実が判明した時から1か月を経過する日まで^[2]に、会社^[3]に払い込んでください。
- (2) 本条(1)の場合には、第 24 条（不足積立金額の払込み）(2)を準用します。この場合において、第 24 条（不足積立金額の払込み）(2)中「不足積立金額」とあるのは、「復元時未払保険料額」と読み替えるものとします。
- (3) 本条(1)の場合において、保険契約者から復元時未払保険料額^[1]の払込みに代えて、復元した変更前基本契約または変更前特約について解約の通知があったときは、変更後基本契約または変更後特約の契約変更日^[4]にその解約の通知があったものとします。

第 26 条（基本契約の保険金額の増額等変更契約の取消し等に伴う特約にかかる特則）

- (1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約と併せて特約の特約保険金額の増額等変更契約または特約の中途付加を行った場合において、基本契約の保険金額の増額等変更契約が取消しもしくは無効となった場合または告知義務違反、重大事由もしくは加入限度額超過により解除された場合は、これと併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約または特約の中途付加についても取消しもしくは無効となり、または解除されたものとします。
- (2) 本条(1)の場合、特約の特約保険金額の増額等変更契約については、第 17 条（重大事由による特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除）、第 18 条（加入限度額超過による変更契約の解除）、第 19 条（詐欺による取消し）(2)、第 20 条（不法取得目的による無効）(2)、第 21 条（変更契約の取消しまたは無効による復元）(2)、第 24 条（不足積立金額の払込み）および第 25 条（復元の場合の保険料の払込み）(2)を準用します。

第 6 章 変更後基本契約の特則

第 27 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合）

- (1) 変更後基本契約の被保険者が、責任開始の日^[1]からその日を含めて3年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約にかかる部分に限り保険金を支払います。
- (2) 育英年金付学資保険の変更後基本契約の保険契約者が、責任開始の日^[1]からその日を含めて3年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約にか

備考（第 24 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 25 条）

- [1] 「復元時未払保険料額」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 変更前基本契約についての保険料の猶予期間がその1か月を経過するまでの間に満了するときは、その猶予期間が満了するまでとします。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。

備考（第 27 条）

- [1] 「責任開始の日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。

かる部分に限り育英年金を支払います。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。

第 28 条（保険金の倍額支払）

変更後基本契約においては、被保険者が死亡し、その死亡が変更前基本契約について保険金の倍額支払の要件に該当するものとなるときは、その死亡が契約変更日^[1]からその日を含めて1年6か月を経過する前であっても、変更後基本契約の保険金額に基づき保険金の倍額支払をします。

第 29 条（特定養老保険の変更後基本契約の死亡保険金額）

基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約においては、被保険者が契約変更日^[1]からその日を含めて3年を経過する前に死亡した場合であって、その死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであるとき以外のときに支払うべき死亡保険金額は、次の①②の金額の合計額とします。

- ① 変更前基本契約の保険金額に相当する金額
- ② 契約変更日^[1]からその日を含めて計算した死亡までの期間に応じ次に定める金額

被保険者の死亡の時期	金額
契約変更日 ^[1] からその日を含めて2年を経過する前	増額部分の保険金額×50%
契約変更日 ^[1] からその日を含めて2年を経過し3年を経過する前	増額部分の保険金額×80%

第 30 条（重度障害による保険金の支払等）

- (1) 変更後基本契約においては、被保険者が、変更前基本契約の責任開始時以後^[1]基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約の責任開始時前^[2]にかかった疾病または受けた傷害を直接の原因として重度障害の状態になり、保険契約者からその旨の通知があった場合^[3]において、変更前基本契約について被保険者が死亡したものと普通保険約款が適用されるものとなるときは、重度障害による保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の場合、その支払うべき死亡保険金額は、次の①②③の区分に応じ、それぞれに定める額とします。
 - ① その通知のあった日に第 27 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合）に該当したとした場合に第 33 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合等の返戻金額）(1)が適用されるとき 変更前基本契約の保険金額に第 33 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合等の返戻金額）(1)により支払うべき返戻金額を加えた額に相当する金額
 - ② 基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約においては、その通知のあった日に第 27 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合）に該当したとした場合に第 33 条（自殺により死亡保険金等の一部を支払わない場合等の返戻金額）(2)が適用されるとき 変更前基本契約の保険金額から不足積立金額を差し引いた額に相当する金額
 - ③ 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約のとき 変更前基本契約の保険金額に相当する金額
- (3) 基本契約の保険金額の増額等変更契約による育英年金付学資保険の変更後基本契約においては、保険契約者が変更前基本契約の責任開始時以後^[1]基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約の責任開始時前^[2]にかかった疾病または受けた傷害を直接の原因として重度障害の状態になり、保険契約者からその旨の通知があった場合において、変更前基本契約について保険契約者が死亡したものと変更前基本契約の普通保険約款が適

備考（第 28 条）

- [1] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。

備考（第 29 条）

- [1] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。

備考（第 30 条）

- [1] 「変更前基本契約の責任開始時以後」とは、復活した変更前基本契約の場合は、その復活の責任開始時以後とします。
- [2] 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約の場合は、その変更後基本契約のうち増額部分にかかる基本契約上の責任開始時前とします。
- [3] 保険契約者がやむを得ない事由により重度障害の状態になった旨の通知をすることができなかった場合であって、普通保険約款の規定により、会社はその通知があったものとみなす場合を含みます。

用されるものとなるときは、変更前基本契約にかかる部分に限り育英年金を支払います。

- (4) 本条(3)の場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第 31 条（保険料の払込免除）

- (1) 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、次のいずれかに該当するときは、変更後基本契約のうち変更前部分の将来の保険料に限り、保険料を払込免除とします。
- ① 保険料の払込免除となる場合において、保険料の払込免除事由の発生原因となった疾病または傷害が基本契約の同種増額契約による変更後基本契約のうち増額部分にかかる基本契約上の責任開始時前にかかった疾病または受けた傷害であるとき
 - ② 学資保険または育英年金付学資保険の保険契約者が死亡したことにより保険料の払込免除となる場合において、その死亡が基本契約の同種増額契約による変更後基本契約の責任開始の日^[1]からその日を含めて3年を経過する前の自殺によるものであるとき
- (2) 特約の同種増額契約による変更後特約においては、変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならない場合であって、特約の同種増額契約をしなかったときに変更前特約が継続しているとすれば変更前特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となるものであるときは、変更後特約のうち変更前部分の将来の特約保険料に限り、払込免除とし、特約保険料額を変更します。ただし、基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の同種増額契約による変更後特約については、払込免除としません。
- (3) 基本契約の充当型変更契約に伴う特約の変更による変更後特約の特約保険料の払込免除については、変更後特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となる場合において、基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約の責任開始時に変更後特約の特約上の責任が開始したとすれば変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならないものであるときは、変更後特約の特約保険料は払込免除としません。

第 32 条（変更後基本契約および変更後特約の契約変更）

- (1) 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約においては、保険契約者は、契約変更日^[1]からその日を含めて2年を経過する前は、変更後基本契約の契約種類^[2]に応じて適用される普通保険約款の定める契約の変更の請求をすることができません。
- (2) 基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約においては、保険契約者は、契約変更日^[1]からその日を含めて3年を経過する前は、保険料払込契約への変更の請求をすることができません。
- (3) 変更後基本契約においては、保険契約者は、保険金額の減額変更^[3]を請求することができます。この場合において、変更後基本契約における減額後の保険金額^[4]は、変更後基本契約の保険種類に応じ、契約変更日^[1]における会社の定める最低保険金額以上としてください。
- (4) 変更後特約においては、保険契約者は、契約変更日^[1]からその日を含めて2年を経過した後は、特約保険金額の減額変更^[5]を請求することができます。この場合において、変更後特約における減額後の特約保険金額^[6]は、変更後特約を付加する基本契約の保険種類に応じ、契約変更日^[1]における会社の定める最低特約保険金額以上としてください。

備考（第 31 条）

- [1] 「責任開始の日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。

備考（第 32 条）

- [1] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。
- [2] 「契約種類」とは、保険種類に保険期間、保険期間満了年齢、保険料払込済年齢および保険料払込期間等を組み合わせたものをいいます。
- [3] 基本契約の同種増額契約による変更の場合は変更後基本契約の増額部分、基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約の場合は変更後基本契約の保険料払込部分の減額に限ります。
- [4] 「減額後の保険金額」は、増額部分または保険料払込部分のうち減額後の保険金額とします。
- [5] 特約の同種増額契約による変更の場合は変更後特約の増額部分、特約の種類変更増額契約による変更の場合は変更後特約の保険料払込部分の減額に限ります。

第 33 条（自殺により死亡保険金の一部を支払わない場合等の返戻金額）

- (1) 基本契約の変更増額契約および基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、被保険者の自殺により死亡保険金の一部を支払わない場合または告知義務違反、重大事由もしくは加入限度額超過による基本契約の変更増額契約および基本契約の同種増額契約の解除^[1]の場合において、その自殺または解除の時における変更後積立金額がその時における変更前積立金額を超えるときは、会社は、その超える額の返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 本条(1)の場合において、基本契約の変更増額契約による変更後基本契約の場合は、その自殺または解除の時における変更前積立金額がその時における変更後積立金額を超えるときは、その不足積立金額を、被保険者の死亡により支払う保険金の額から差し引きます。

第 34 条（告知義務違反による解除等の場合の特約の返戻金額）

特約の特約保険金額の増額等変更契約が告知義務違反、重大事由または加入限度額超過により解除された場合において、その解除の時における変更後積立金額がその時における変更前積立金額を超えるときは、会社は、その超える額に相当する額の特約の返戻金を保険契約者に支払います。

第 35 条（保険金額からの不足積立金額の控除）

保険期間延長契約および払込期間延長契約による変更後基本契約において、次のいずれかの事由に該当することにより変更前基本契約にかかる部分の死亡保険金を支払う場合には、その死亡保険金額からその支払事由が発生した時における不足積立金額を差し引きます。

- ① 死亡保険金の支払事由が発生した後、その死亡した被保険者についての告知義務違反または重大事由により保険期間延長契約および払込期間延長契約が解除されたとき
- ② 被保険者が保険期間延長契約および払込期間延長契約の責任開始の日^[1]からその日を含めて3年を経過する前に自殺したとき

第 36 条（特約の特約保険金額の増額等変更契約前の原因による特約保険金の支払の特則）

- (1) 被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約にかかる特約上の責任開始時前^[1]に疾病にかかり、その責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過するまでの間に特約保険金の支払事由が発生したとき、または被保険者が特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約にかかる特約上の責任開始時前^[1]に傷害を受け、その責任開始時以後^[3]に特約保険金の支払事由が発生したときは、会社は、変更後特約のうち特約の特約保険金額の増額等変更契約にかかる部分については、特約保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の場合には、変更前特約に基づき、特約保険金を支払います。ただし、特約の種類変更増額契約においては、疾病または傷害を原因とする特定要介護状態^[4]に該当する場合を除きます。

- [6] 「減額後の特約保険金額」は、増額部分または保険料払込部分のうち減額後の特約保険金額とします。

備考（第 33 条）

- [1] 被保険者が死亡する前における解除を除きます。

備考（第 35 条）

- [1] 「責任開始の日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。

備考（第 36 条）

- [1] 特約の同種増額契約による変更後特約の場合は、その変更後特約のうち増額部分にかかる特約上の責任開始時前とします。
- [2] 「責任開始の日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。
- [3] 特約の同種増額契約による変更後特約の場合は、その変更後特約のうち増額部分にかかる特約上の責任開始時以後とします。
- [4] 「特定要介護状態」とは、介護特約において介護保険金が支払われる身体障害の状態をいいます。

第 37 条（特約保険金の支払額の限度の特則）

- (1) 第 36 条（特約の特約保険金額の増額等変更契約前の原因による特約保険金の支払の特則）(2)による死亡保険金および傷害保険金の支払額は、通算して、変更前特約保険金額を限度とします。
- (2) 本条(1)の場合には、変更前特約においてすでに支払ったまたは支払うべき傷害保険金があるときは、その支払額も通算します。
- (3) 本条(1)の支払額は、変更後特約の特約保険金額の支払額についても通算します。

第 38 条（特約保険金額の更正による支払額の更正の特則）

特約の同種増額契約および特約の種類変更増額契約による変更後特約の特約保険金額が減額更正される場合において、その減額更正される前にすでに支払ったまたは支払うべき傷害保険金がある場合には、変更後特約の特約保険金額の支払額を通算するときは、これらの傷害保険金の額は、更正前の特約保険金額に対する更正後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。ただし、第 37 条（特約保険金の支払額の限度の特則）(1)による支払額を通算するときは、これらの傷害保険金の額は、更正しません。

第 7 章 契約者配当の特則**第 39 条（基本契約の同種増額契約の場合の特則）**

基本契約の同種増額契約による変更後基本契約においては、その変更後基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の規定による契約者配当については、その変更後基本契約の契約変更日^[1]の直後におけるその変更前基本契約の年ごとの契約応当日が到来した日から契約者配当金を支払うことがあるものとします。

備考（第 39 条）

- [1] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。

第 40 条（特約の特約保険金額の増額等変更契約の場合の特則）

特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約においては、特約条項の規定による特約契約者配当については、その変更後特約の契約変更日^[1]の直後における年ごとの契約応当日^[2]が到来した日から特約契約者配当金を支払うことがあるものとします。

備考（第 40 条）

- [1] 「契約変更日」とは、第 12 条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）(2)の契約変更日をいいます。
- [2] 「年ごとの契約応当日」は、次の変更後特約の場合は、変更後基本契約の契約変更応当日とします。
- (1) 基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約
- (2) 基本契約の充当型変更契約に伴う特約の変更による変更後特約

第 8 章 契約者貸付の特則**第 41 条（貸付金に関する特則）**

- (1) 変更後基本契約において、貸付期間が満了する前に、変更前基本契約が復元するときは、貸付相当額^[1]について、復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えない範囲内において、その貸付金の全部または一部は、弁済期限が到来したものとし、その返戻金の額から貸付相当額^[1]を差し引きします。
- (2) 本条(1)の場合において、その貸付相当額^[1]が復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えるときは、保険契約者からその復元する日に、復元する変更前基本契約について、その超える部分の貸付相当額^[1]を貸付金とする新たな貸付けの請求があったものとします。

備考（第 41 条）

- [1] 「貸付相当額」とは、貸付金およびこれに対する利息の合計額をいいます。この場合の貸付金は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、すでに保険料を振り替えたものに限りません。

- (3) 貸付金の弁済に代えて変更後基本契約の保険金額を減額する場合においては、増額部分または保険料払込部分の保険金額について減額するものとします。
- (4) 本条(3)の場合において、減額する保険金額が増額部分または保険料払込部分の保険金額を超えるとときは、変更前部分または一時払充当部分の保険金額についても減額します。

第9章 変更保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第42条（変更保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 変更保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第12条（変更後基本契約および変更後特約の責任開始の時）の変更保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により変更保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、変更保険料^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から変更保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から変更保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた変更保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考（第42条）

- [1] 「変更保険料」とは、基本契約の同種増額契約および特約の同種増額契約の場合は変更後基本契約および変更後特約の増額部分に応じた第1回保険料を、基本契約の充当型変更契約および特約の種類変更増額契約の場合は変更後基本契約および変更後特約の保険料払込部分に応じた第1回保険料をいいます。また、「変更保険料」には、変更保険料相当額を含みます。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

第10章 保険法施行日前を契約日とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約等の取扱いに関する特則

第43条（保険法施行日前を契約日とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約等の取扱いに関する特則）

- (1) 契約日を保険法施行日前とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約または契約日を保険法施行日前とする特約の同種増額契約による変更後特約において、変更前基本契約または変更前特約にかかる告知に関する告知義務、告知義務違反による契約の解除もしくは告知義務違反による特約の解除および契約を解除できない場合もしくは特約を解除できない場合の取扱いについては、第3条（普通保険約款および特約条項の適用）にかかわらず、その変更前基本契約の保険種類または変更前特約の特約種類に応じて適用される普通保険約款または特約条項の規定によるものとします。
- (2) 契約日を保険法施行日前とする基本契約の同種増額契約による変更後基本契約について、戦争その他の変乱等により保険金を削減して支払う場合の取扱いについては、第3条（普通保険約款および特約条項の適用）にかかわらず、その変更前基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の規定によるものとします。

指定代理請求特則条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 条 趣旨	235
第 2 条 特則の付加	235
第 3 条 特則の対象となる保険金等の請求	235
第 4 条 指定代理請求人の指定またはその変更	235
第 5 条 指定代理請求人による保険金等の請求	236
第 6 条 告知義務違反等による契約の解除等	236
第 7 条 保険契約者による特則の解約	236
第 8 条 主約款等の規定の準用	236
第 9 条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	237
第 10 条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	237

第 1 条 (趣旨)

この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

第 2 条 (特則の付加)

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

第 3 条 (特則の対象となる保険金等の請求)

この特則の対象となる保険金等は、次のものとします。

- ① 被保険者が受け取ることとなる保険金等^[1]の請求
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- ③ 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

第 4 条 (指定代理請求人の指定またはその変更)

- (1) この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で 1 人の者を指定代理請求人として指定してください。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の兄弟姉妹
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族
- (2) 本条(1)にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条(1)の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類(別表)を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考 (第 3 条)

- [1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

備考 (第 4 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- (1) 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）に定める保険金等の受取人^[1]が、保険金等の請求をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人^[1]に代わって保険金等を請求することができます。
- ① 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)の範囲内の者であることを必要とします。
- (3) 本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人^[1]の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人^[1]を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

第7条（保険契約者による特則の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。
- (2) 本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

第8条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。

備考（第5条）

- [1] 重度障害による保険金の支払にかかるとる通知または保険料の払込免除の請求の場合は、保険契約者とします。

備考（第6条）

- [1] 「基本契約」には、契約変更に関する特別条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [2] 「特約」には、契約変更に関する特別条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特別条項をいいます。

備考（第7条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第8条）

- [1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特別条項をいいます。

第9条（基本契約が夫婦保険等の場合の特則）

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約^[1]に付加した場合には、次のとおり取扱います。

- ① 第2条（特則の付加）および第7条（保険契約者による特則の解約）(1)中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。
- ② 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）②中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ③ 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- ④ 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。
ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者
イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

備考（第9条）

- [1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者または指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

用語解説

このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

い

→ 遺族 / 法定相続人

【遺族】

- 当社（かんぽ生命）では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方にに基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款および特約（保険金受取人の死亡）条文

- なお、他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある人をいいます。

か

→ 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる保険金額をいいます。

しおり参照

「保険金の加入限度額」のページ

→ 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢です。
- 出生した月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。

（例）36歳7か月の加入年齢は、37歳となります。

保険証券に表示があります。

き

→ 基準保険金額

- 当社（かんぽ生命）と契約を締結するときに基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

→ 基本契約 / 特約

【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

【特約】

- 基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- なお、特約のみの申込みはできません。

<

→ クーリング・オフ

- 契約の申込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

→ 契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

→ 契約関係者

（保険契約者 / 被保険者 / 保険金受取人）

【保険契約者】

- 当社（かんぽ生命）と契約を結び、契約上の権利（例えば、契約内容の変更権）と、義務（例えば、保険料の払込み）がある方をいいます。

【被保険者】

- その人の生死などが保険の対象とされる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。
- 保険証券に表示があります。

→ 契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

→ 契約日

- 契約の保障（責任）が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法を団体払込みとした場合は、保障（責任）開始時を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります。

保険証券に表示があります。

こ

→ 告知義務

しおり参照

「健康状態などの告知」のページ

し

→ 失効

- 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがないため、契約が効力を失うことをいいます。

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

→ 譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た

→ 第1回保険料相当額

- 契約の申込み時に、ご契約者に払込みいただくお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

ち

→ 直系血族

- 祖父母、父母、子、孫というように、世代が上下に直線的に連なる血縁者をいいます。

つ

→ 積立金（責任準備金）

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

は

→ 払込時期

- 毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

（例）契約日が1月31日の場合、2月については、31日がありませんので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

ふ

→ 復活

しおり参照

「契約の復活」のページ

へ

→ 返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社（かんぽ生命）からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

→ 保険期間

- 契約上の保障が開始する日（契約日）から終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険金（額）

- 被保険者が死亡や入院などの支払事由に該当したとき、または所定の身体障がいの状態になったときに、当社（かんぽ生命）から支払うお金（金額）をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険金の支払事由

- 被保険者の生存、死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。

→ 保険証券

- 契約した保険の内容（保険金額や保険期間など）を具体的に記載した書面で、当社（かんぽ生命）からご契約者にお渡しします。
- 大切に保管してください。

→ 保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金などの支払いの対価として、当社（かんぽ生命）に払込みいただくお金をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険料の払込免除

- 被保険者が所定の身体障がいの状態になったときなどに、以後の保険料の払込みを免除することをいいます。

→ 保険料払込期間

- 保険料を払込みいただく期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保障（責任）開始時期／ 保障（責任）開始の日

【保障（責任）開始時期】

- 当社（かんぽ生命）が契約上の保障（責任）を開始する時期をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障（責任）開始の日】

- 保障（責任）開始時期を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

め

→ 免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

→ 約款

- ご契約者と当社（かんぽ生命）との「契約の加入から消滅までのとりきめ（契約内容）」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載されています。
- 約款には、「普通保険約款」（この冊子では「主約款」ともいいます。）、「特約条項」、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載されている契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

→ 郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループ会社の1つであり、当社（かんぽ生命）は業務の一部を委託しています。

問い合わせ窓口



電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぽコールセンター  **0120-552950**
ここにきこう

受付時間：9:00～21:00（平日） 9:00～17:00（土・日・休日（1月1日～3日は除きます。））

- ご相談内容により、下記のもよりのサービスセンターに転送することがあります。
- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口 （平成21年12月現在）

センター名・所在地	受持区域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 東京・神奈川・新潟・山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取 島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

当社のサービスセンターの説明では、ご納得いただけない場合

- かんぽ生命保険（当社）では、保険金の支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいております。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただかず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合は、ご契約者などからの請求により、社外の弁護士等により構成される「**査定審査会**」（当社組織）において「**中立かつ公平な審査**」を行う取組を行っています（平成21年12月現在）。
- 当社では、このような取組を通じて、査定業務の適正な執行の維持を図るとともに、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）でご確認ください。

窓口などでの手続きや相談

1. もよりの郵便局

- 郵便局株式会社のホームページ (<http://www.jp-network.japanpost.jp/>) でご確認ください。

2. かんぽ生命保険(当社)の支店(平成21年12月現在)

- 月～金曜日(土・日・休日(1月2日・3日および12月31日を含む。))を除きます。
- 9:00～16:00

名称(注:★は統括支店)	所在地			代表番号
	郵便番号	住所		
北海道	札幌支店★	〒060-0041	北海道札幌市中央区大通東2-1	011-221-6375
	函館支店	〒040-8799	北海道函館市新川町1-6	0138-22-9156
	旭川支店	〒070-8799	北海道旭川市六条通6-28-1	0166-26-1141
	帯広支店	〒080-8799	北海道帯広市西三条南8-10	0155-23-5418
東北	青森支店	〒030-8799	青森県青森市堤町1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	〒020-8799	岩手県盛岡市中央通1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	〒980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	〒010-8799	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1	018-823-1271
	山形支店	〒990-8799	山形県山形市十日町1-7-24	023-623-5973
	福島支店	〒960-0199	福島県福島市鎌田字下田4-2	024-553-8615
関東	土浦支店	〒300-8799	茨城県土浦市城北町2-21	029-824-6010
	茨城支店	〒312-0052	茨城県ひたちなか市東石川1-10-20	029-275-3928
	宇都宮支店	〒320-8799	栃木県宇都宮市中央本町4-17	028-346-3302
	群馬支店	〒370-1201	群馬県高崎市倉賀野町1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	〒330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2066
	熊谷支店	〒360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195	048-527-0451
	川越支店	〒350-1199	埼玉県川越市小室22-1	049-247-8914
	千葉支店	〒260-8799	千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-9480
	柏支店	〒277-0021	千葉県柏市中央町6-19	04-7168-3801
	船橋支店	〒273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	047-437-2731
東京	日本橋支店	〒103-8799	東京都中央区日本橋1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	〒106-8799	東京都港区麻布台1-6-19	03-3583-9928
	新宿支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-23-7	03-3340-9848
	上野支店	〒110-0014	東京都台東区北上野1-10-14	03-3842-3083
	深川支店	〒135-8799	東京都江東区東陽4-4-2	03-3649-2185
	大森支店	〒143-8799	東京都大田区山王3-9-13	03-5742-5755
	巢鴨支店	〒170-0002	東京都豊島区巢鴨4-26-1	03-3910-0493
	八王子支店	〒192-0083	東京都八王子市旭町9-1	042-646-3747
	小金井支店	〒184-8799	東京都小金井市本町5-38-20	042-383-2465
	南関東	横浜支店★	〒231-8799	神奈川県横浜市中区日本大通5-3
川崎支店		〒210-8799	神奈川県川崎市川崎区榎町1-2	044-222-5192
藤沢支店		〒251-8799	神奈川県藤沢市藤沢115-2	0466-50-9075
橋本支店		〒229-1199	神奈川県相模原市西橋本5-2-1	042-774-6046
山梨支店		〒400-0199	山梨県甲斐市名取12-1	055-276-7594

名称(注:★は統括支店)	所在地			
	郵便番号	住所	代表番号	
信越	新潟支店	〒951-8799	新潟県新潟市中央区東堀通7番町1018	025-222-2364
	長岡支店	〒940-1106	新潟県長岡市宮内3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	〒380-8797	長野県長野市栗田801	026-231-2342
	松本支店	〒390-0815	長野県松本市深志2-1-9	0263-33-4264
北陸	富山支店	〒930-8799	富山県富山市桜橋通〇6-6	076-433-6795
	高岡支店	〒933-8799	富山県高岡市御馬出町34	0766-28-7817
	金沢支店★	〒920-8797	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3171
	福井支店	〒910-8799	福井県福井市大手3-1-28	0776-30-1261
東海	岐阜支店	〒500-8799	岐阜県岐阜市清住町1-3-2	058-262-2257
	静岡支店	〒420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-253-2089
	浜松支店	〒430-8799	静岡県浜松市中区旭町8-1	053-453-2401
	名古屋支店★	〒469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6351
	岡崎支店	〒444-8799	愛知県岡崎市戸崎町字原山4-5	0564-71-0815
	春日井支店	〒486-8799	愛知県春日井市柏井町3-102-1	0568-81-4337
	北名古屋支店	〒481-8799	愛知県北名古屋市弥勒寺西2-33	0568-22-3114
	四日市支店	〒510-8015	三重県四日市市松原町5-42	059-365-9813
近畿	大津支店	〒520-0056	滋賀県大津市末広町7-1	077-510-0839
	京都支店	〒600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2039
	大阪支店★	〒530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	〒542-8799	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-2	06-6252-8968
	堺支店	〒590-8799	大阪府堺市堺区南瓦町2-16	072-222-7445
	布施支店	〒577-8799	大阪府東大阪市永和2-3-5	06-6729-5138
	神戸支店	〒650-8799	兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	〒672-8799	兵庫県姫路市飾磨区中島1139-29	079-233-8292
	奈良支店	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町7-1-33	0742-32-1826
	和歌山支店	〒640-8152	和歌山県和歌山市十番丁19番地	073-421-8641
中国	鳥取支店	〒680-8799	鳥取県鳥取市東品治町101	0857-22-1527
	松江支店	〒690-8799	島根県松江市東朝日町138	0852-28-9745
	岡山支店	〒700-8799	岡山県岡山市北区中山下2-1-1	086-233-2864
	広島支店★	〒730-8797	広島県広島市中区東白島町19-8	082-224-5165
	福山支店	〒720-8799	広島県福山市東桜町3-4	084-924-1570
	防府支店	〒747-8799	山口県防府市佐波2-11-1	0835-38-8719
四国	徳島支店	〒770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1	088-625-3387
	高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1	087-821-3352
	松山支店★	〒790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5612
	高知支店	〒780-8799	高知県高知市北本町1-10-18	088-822-7906
九州	北九州支店	〒802-8799	福岡県北九州市小倉北区萩崎町2-1	093-951-3162
	福岡支店	〒810-8799	福岡県福岡市中央区天神4-3-1	092-713-2419
	佐賀支店	〒849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5	0952-30-5097
	長崎支店	〒852-8794	長崎県長崎市岩川町9-17	095-842-4469
	佐世保支店	〒857-0863	長崎県佐世保市三浦町3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	〒860-8797	熊本県熊本市城東町1-1	096-328-5343
	大分支店	〒870-8799	大分県大分市府内町3-4-18	097-532-2417
	宮崎支店	〒880-0002	宮崎県宮崎市中央通3-30	0985-31-3615
沖縄	鹿児島支店	〒890-8794	鹿児島県鹿児島市武1-8-8	099-250-7861
	那覇支店★	〒900-8799	沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-833-5516

(社) 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

【生命保険相談所】

〒100-0015 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

TEL.03-3286-2648 ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

【お願い】

- 当社あて契約に関する照会、問い合わせなどの際には「保険証券」をご用意ください。
- プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者ご本人や保険金受取人ご本人からお願いします。
- 当社のセンターおよび支店は、今後、変更することもありますので、最新の情報は、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。



説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約にともなう大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、
契約を申込みいただくようお願いいたします。

特に

	しよりのページ
●健康状態などの告知	14
●クーリング・オフ制度	18
●契約の保障（責任）の開始時期	17
●保険料の払込方法	42
●保険料の払込猶予期間と契約の失効	43
●契約の復活	44
●契約の解約と返戻金	49
●保険金などを支払できない場合	35

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記に問い合わせください。
なお、「この冊子」は、「保険証券」とともに大切に保管ご活用ください。

手続きや契約に関する問い合わせにつきましては、担当の社員か、
もよりの「郵便局」、「支店」または下記の「かんぽコールセンター」に問い合わせください。

かんぽコールセンター  **0120-552950**

受付時間：9:00～21:00（平日） 9:00～17:00（土・日・休日（1月1日～3日は除きます。））

取扱店名・電話番号等

株式会社かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2
ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

ホ05010(22.5・TPN)



18050100001000

平成22年3月作成